

第 1 章 総 則

第 1 節 目 的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、洪水、津波又は高潮等による水災を警戒し、これによる被害を軽減するため、宮崎県下の各河川、ため池及び海岸等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、輸送及びダム等の操作、水防のための水防団（消防団）の活動、水防管理団体相互間の応援並びに水防に必要な器具、資材施設の整備と運用、避難立退き等についての実施の大綱を明示し、もって水防の万全を図ることを目的とする。

第 2 節 用 語 の 定 義

- 宮崎県水防本部
県内における水防を総括するために必要と認められる間設置されるものとし、本部事務所を宮崎県県土整備部河川課におく。
- 水防管理団体
水防の責任を有する市町村又は水防事務組合若しくは水害予防組合をいう。
- 指定水防管理団体
水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定したものをいう。
- 水防管理者
水防管理団体である市町村長又は水防事務組合若しくは水害予防組合の管理者をいう。
- 水防警報
河川又は海岸について国土交通大臣又は知事が洪水、津波又は高潮等によって災害が起こるおそれがあると認めるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。
- 洪水予報河川
2 つ以上の都道府県にわたる河川、又は流域面積の大きい河川で、洪水により大きな損害が生ずるおそれがあるとして指定された河川で、気象庁長官と国土交通大臣が法第 10 条第 2 項に基づき、又は気象庁長官と知事が法第 11 条に基づき、共同で洪水予報を発表する河川をいう。
- 水位周知河川
洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとしてあらかじめ国土交通大臣又は知事が指定した河川をいう。
- 水防団待機水位
河川の水位が、これ以上増水すると、その沿岸に何らかの災害が予想される水位であって、各河川の特定点ごとに、あらかじめ国土交通大臣又は知事が指定した水位をいう（法第 12 条第 1 項で規定される通報水位）。
- 氾濫注意水位
河川の水位が相当に上り、その沿岸において災害が発生しはじめるか、又は発生の可能性が強くなり、特に厳重な水防警戒を要する水位であって、各河川の特定点ごとにあらかじめ国土交通大臣又は知事が指定した水位をいう（法第 12 条第 2 項で規定される警戒水位）。
- 避難判断水位
水位周知河川において、市町村が高齢者等避難を発令する判断の目安の一つとなる水位であって、

各河川の特定地点ごとにあらかじめ国土交通大臣又は知事が指定した水位をいう。

○ 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位であり、市町村が行う避難指示の判断の目安となる水位であって、各河川の特定地点ごとにあらかじめ国土交通大臣又は知事が指定した水位をいう（法第13条で規定される洪水特別警戒水位）。

○ 重要水防箇所

洪水、津波又は高潮等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

○ 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。

○ 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう。

第3節 水 防 責 任

水防の責任は、法により各々次のように規定されている。

○ 県の責任

- (1) 県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように指導を行うとともに、水防能力の確保に努める責任を有する。
- (2) 知事が気象庁長官と協議して洪水予報河川に指定した河川において、気象庁長官と共同で洪水予報を実施するとともに、知事の管理する河川及び海岸で、水防警報河川及び水位周知河川に指定したもののについて、あらかじめ定めた基準に基づき、水防警報及び河川の水位が氾濫危険水位に達した旨の通知（以下「水防警報等」という。）を行う。
- (3) 国土交通大臣が行う洪水予報、水防警報等を受けたとき又は前項の水防警報等を行ったときは、関係水防管理者及び関係機関に通知しなければならない。

○ 水防管理団体の責任

その管理区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

○ 気象庁長官（宮崎地方気象台長）の責任

気象等の状況により、洪水、津波又は高潮等のおそれがあると認められるとき、その状況を国土交通大臣及び知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれらを一般住民に周知させなければならない。また、国土交通大臣又は知事が気象庁長官と協議して洪水予報河川に指定した河川において、気象庁長官は国土交通大臣又は知事と共同で洪水予報を実施する。

○ 国土交通大臣（九州地方整備局長）の責任

五ヶ瀬川、小丸川、大淀川、川内川等の国土交通大臣が管理する河川（以下「国管理河川」という。）のうち気象庁長官と協議して洪水予報河川に指定したもののについて、気象庁長官と共同で洪水予報を実施するとともに、国管理河川のうち水防警報河川及び水位周知河川に指定したもののについて、水防警報等を行う。

○ 河川管理者の責任

水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言を行う。

○ 量水標管理者の責任

量水標の水位がこの計画に定める水防団待機水位を越えるときは、その水位の状況を水防本部及び関係者に通報し、また公表しなければならない。

○ 一般住民の義務

常に気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

第 4 節 津 波 に お け る 留 意 事 項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第 5 節 安 全 配 慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

○ 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

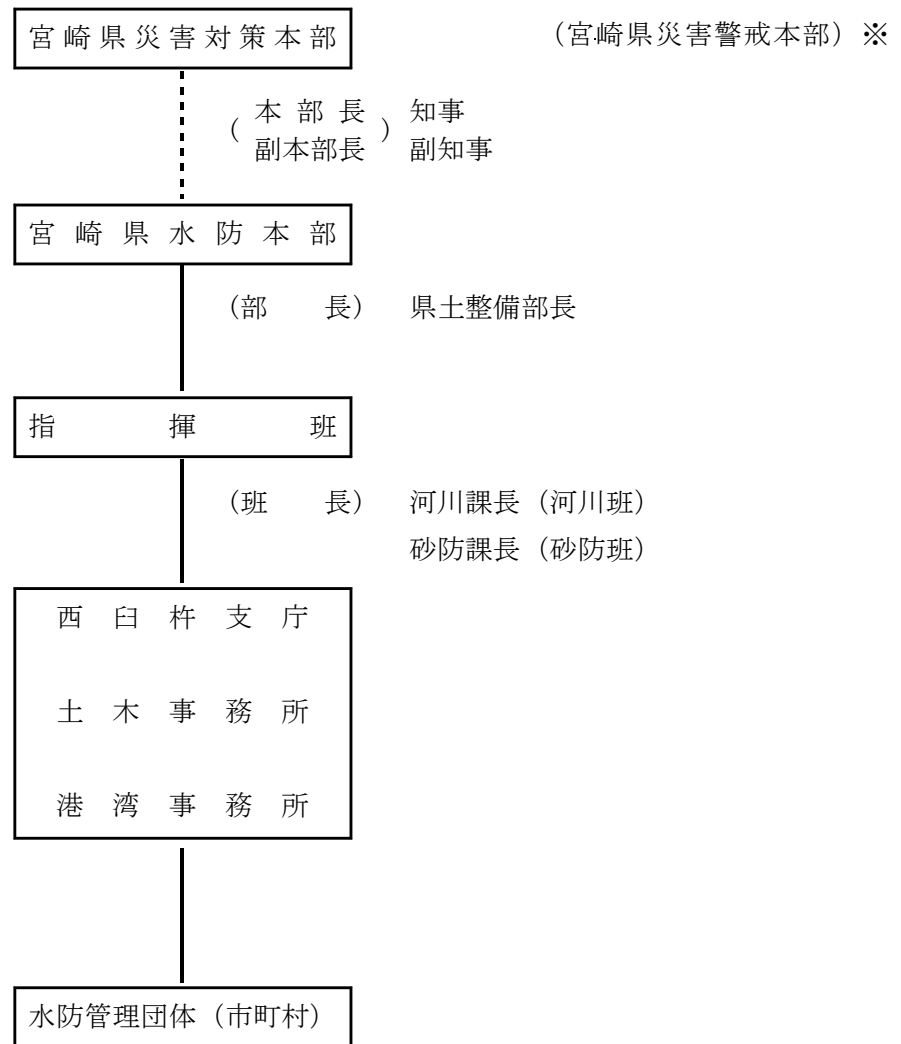
- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 指揮者は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第 2 章 水 防 組 織

第 1 節 県水防本部の組織

知事は、法第10条第1項の規定により気象庁長官（宮崎地方気象台長）から気象状況の通知を受けた場合において、洪水、津波又は高潮等のおそれが著しく高いときで、水防の推進を図るため必要があると認めるときは、そのときから洪水、津波又は高潮等に対する危険がなくなるまでの間、次の機構による宮崎県水防本部（事務局：県土整備部河川課）を置き、水防業務の総括にあたる。

なお、水災に関して宮崎県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の一環として、同時に水防本部が設置されたものとする。



※ 気象情報等により災害の発生が予想されるが、事態の発生までに時間的余裕がある場合又は災害対策に関し必要があるときは、宮崎県災害警戒本部を設置する。

第 2 節 指定水防管理団体及びその管理区域

1 指定水防管理団体は次のとおりである。

宮 崎 市	(北諸県郡)	(東臼杵郡)
都 城 市	三 股 町	門 川 町
延 岡 市		
日 南 市		
日 向 市	(西諸県郡)	
串 間 市	高 原 町	
西 都 市		
え び の 市	(東諸県郡)	
	国 富 町	
	綾 町	
	(児湯郡)	
	高 鍋 町	
	新 富 町	
	木 城 町	

合 計 16 市町

2 管理区域

指定水防管理団体の管理区域は、当該管理団体の行政管轄区域内とする。ただし、隣接の水防管理団体との協議により管理区域の特例を定めた場合においては、それに従うものとする。

第 3 節 県大規模氾濫等減災協議会

知事が組織する県大規模氾濫等減災協議会及び国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

土 木 事 務 所 等 の 水 防 担 当 区 域

土木事務所等	所 在 地	担 当 区 域
宮崎土木事務所	宮崎市橘通東 1 丁目9-10	宮崎市（高岡町を除く）
日南土木事務所	日南市戸高1-12-1	日南市
串間土木事務所	串間市大字西方8970	串間市
都城土木事務所	都城市北原町24-21	都城市・北諸県郡三股町
小林土木事務所	小林市細野367-2	小林市・えびの市・西諸県郡高原町
高岡土木事務所	宮崎市高岡町内山3100	宮崎市（高岡町）・東諸県郡国富町・綾町
西都土木事務所	西都市大字三宅9451	西都市・児湯郡新富町～一ツ瀬橋まで・西米良村・ 東臼杵郡椎葉村（大河内）・ 宮崎市（佐土原町）の一部
高鍋土木事務所	高鍋町大字北高鍋3870-1	児湯郡高鍋町・川南町・都農町・木城町・新富町
日向土木事務所	日向市中町2-14	日向市・東臼杵郡門川町・美郷町・諸塚村・ 椎葉村（大河内を除く）
延岡土木事務所	延岡市愛宕町2-15	延岡市
西 臼 杵 支 庁	高千穂町大字三田井22	西臼杵郡高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町

第 3 章 水 防 施 設 及 び 輸 送

第 1 節 水 防 倉 庫

- 1 水防管理団体は当該管理区域内の適地に必要とする水防倉庫、その他代用蓄場を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。
- 2 水防倉庫既設箇所及び水防資器材状況一覧表は、別表 1（P82）のとおりである。

第 2 節 資 材 及 び 器 材

- 1 水防管理団体の備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に際し、応援するため県において備蓄し、水防管理者の要請により土木事務所長において状況を勘案し使用させるものとする。
県水防緊急整備備蓄資材状況一覧表は、別表 2（P96）のとおりである。
- 2 水防管理団体の水防資器材の備蓄基準

品 名	単位	数 量	品 名	単位	数 量
杉丸太 長 6 メートル 径 0.06メートル	本	50	ス コ ッ プ	丁	20
同 長 3 メートル 径 0.06メートル	本	80	鋏	丁	4
同 長 2 メートル 径 0.06メートル	本	70	掛 矢	丁	4
竹 長 6 メートル 径 0.03メートル	本	70	の こ	丁	4
空 俵	俵	200	ペンチ（6 インチ物）	本	6
か ま す	枚	200	担 棒	個	20
む し ろ	枚	100	て み	個	20
縄（1 巻 3 貫物）	玉	20	も っ こ	個	20
鉄 線	kg	60	懐 中 電 灯	個	10
照 明 灯	個	2	槌	個	2
お の	丁	3	工 業 車	台	1
片 ハ ン マ ー	丁	3	か す が い	本	30

備 考

- 1 洪水防御のため必要な土砂、竹木、そだ等の採取箇所をあらかじめ選定しておくこと。
- 2 むしろ、かます、俵等は最悪の場合を想定してあらかじめ徴収の方法を講じておくこと。
- 3 標準備蓄資材のほか、水防作業員が各自携帯することができる資材器具をあらかじめ調査しておき、水防用に充当するものとする。
- 4 標準備蓄員数は現地水防に適切な員数として適宜変更するものとする。
- 5 資材中腐敗損傷のあるものは水防に支障がない範囲で転用し、常に新しいものを備えること。

第 3 節 非 常 輸 送

水防管理者は非常の際の輸送を確保するためあらゆる非常事態を想定し、関係機関相互の連絡経路及び資材輸送等についてあらかじめ協議しておくものとする。

県・水防管理団体の自動車等保有状況は、別表 3（P96）のとおりである。

第 4 章 通 信 連 絡 及 び そ の 系 統

第 1 節 通 信 連 絡

通信連絡の確保は水防活動の根源である。特に大災害時に発生する有線通信の途絶や通信施設の停電等に係る対策を強化し、迅速で確実な連絡を行うため、無線通信施設の適正な維持管理に努めるものとする。

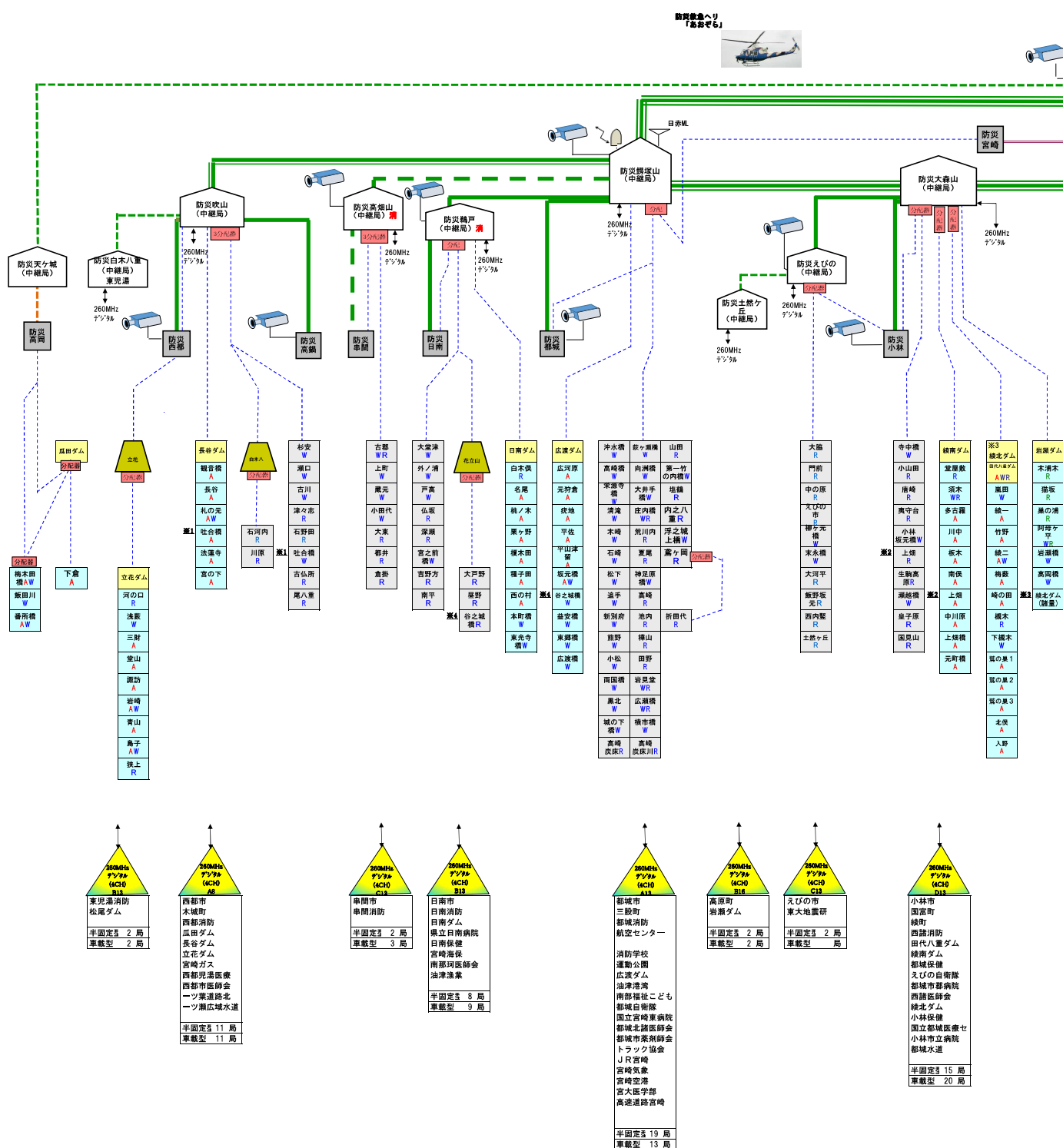
1 県の無線通信施設

県の無線通信施設は、宮崎県総合防災情報ネットワークとして整備され、この施設で水防活動に必要な水防情報の収集連絡を行う。同ネットワークの回線系統を図示すれば次表のとおりである。

(1) 防災行政無線局数

局 名	地 上 系 〔局〕	衛 星 系 〔局〕
県 統 制 局	2 (局)	1 (局)
県 中 継 局	19	—
県 地 方 支 部 局 (県総合庁舎等)	10	—
県 単 独 庁 舎 局	31	—
県 ダ ム 局	13	—
市 町 村 局	26	—
消 防 本 部 局	10	—
県 移 動 局 (可搬型・携帯型を含む)	187	2
防 災 機 関 局 等	53	—
計	351	3

宮崎県防災行政無線回線系統図



凡例

	7.5G多重(幹線)	312Mb/s		ダム系水防テレメータ局
	7.5G多重(支線)	104Mb/s		地区水防テレメータ局
	7.5G多重(支線)	52Mb/s		雨量観測局
	7.5G多重(支線)	26Mb/s		水位観測局
	7.5G多重(支線)	13Mb/s		水位観測局
	18G多重 FWA	13Mb/s		水位観測局
	260MHzデジタル回線			ヘリテレ用基地局
	衛星地球局			防災用監視カメラ
	中継局			日赤ML用基地局
	支部局			消防用無線設備あり
	260MHzデジタル増設・移動局			無線装置が重複

支部局 災対本部に対して地方支部

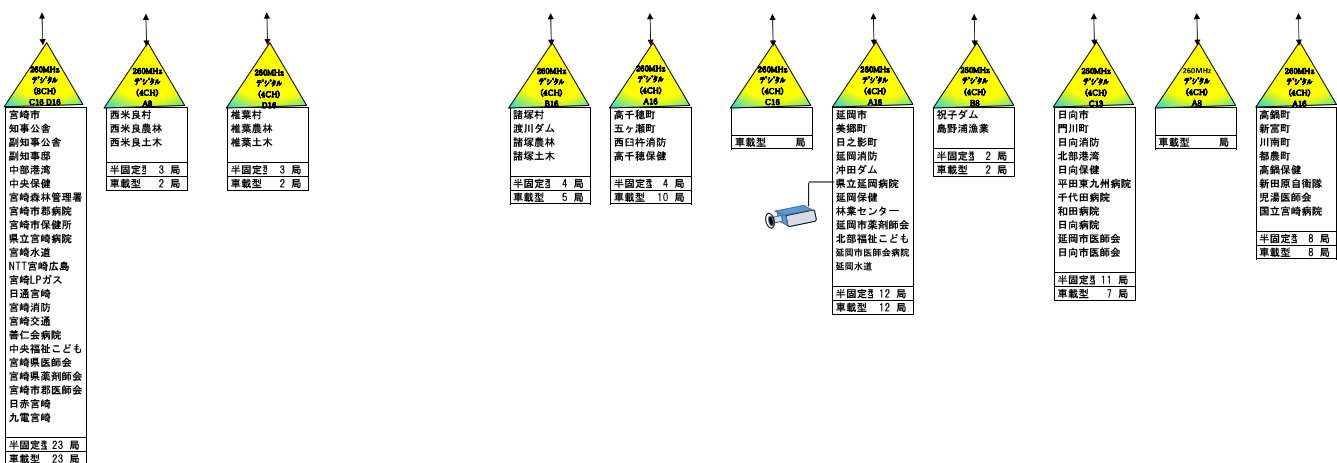
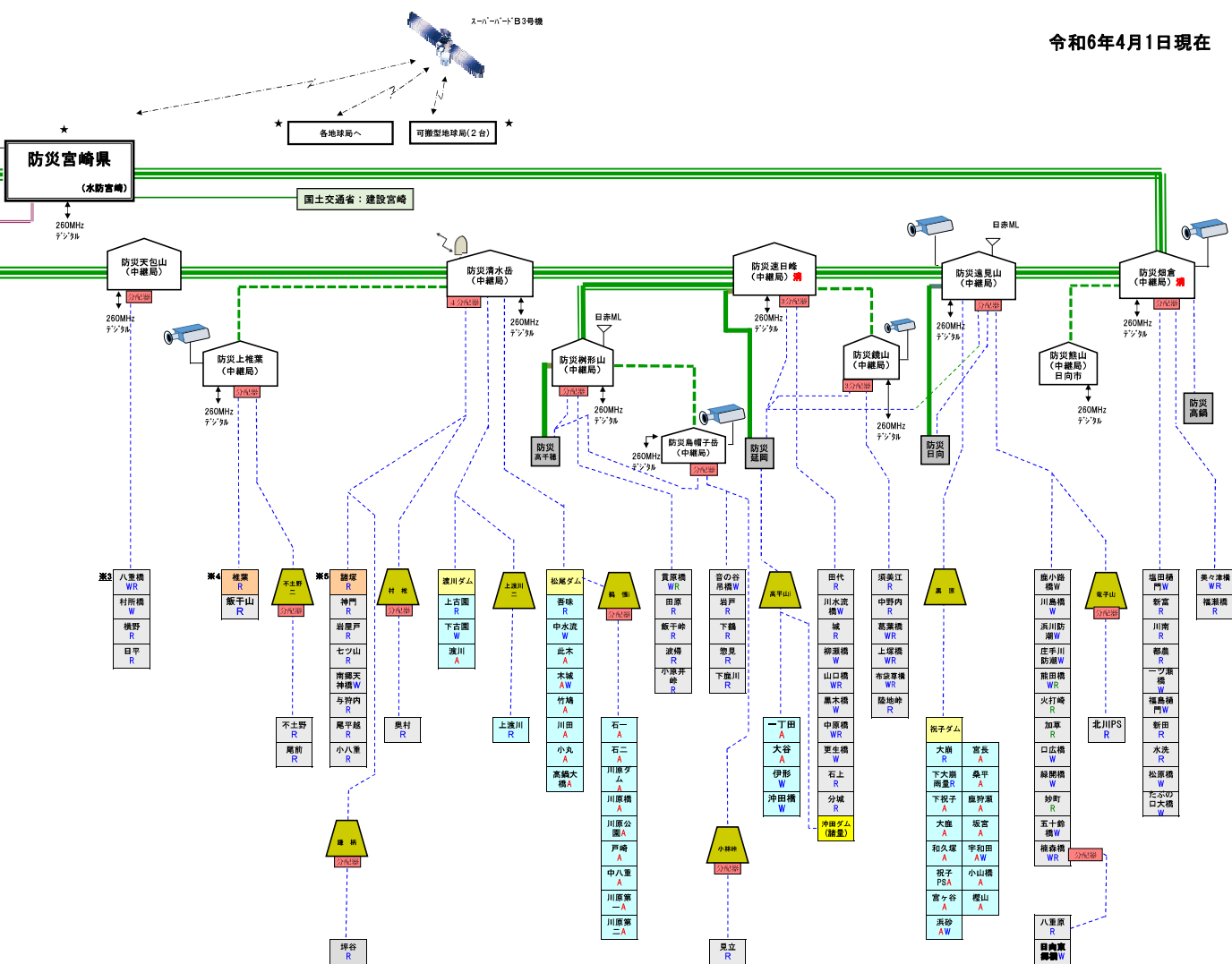
串間と高岡に関しては支部に準ずる機関(総合庁舎、土木事務所)

宮崎に関しては、有線での接続(水防防衛(雨)のみ)のみのきょであるが、便宜上、災害対策支部として表示

日赤 50年1月完成の防災行政無線の整備当初から県の施設内に設置している。

現在は、移動基地局3箇所(日本赤十字宮崎支部と移動局との通信を行っている。

基地局間は、県の多重無線を利用している。



固定局(FX)		陸上移動局(ML) 260MHzデジタル		
多重 県庁	2 局	県単庁舎局	31 局	車載型 131 局
多重 中継	19 局	県ダム局	13 局	携帯型 56 局
多重 支所	10 局	市町村局	26 局	防災機関局等 52 局
		消防本部局	10 局	

衛星局	
県庁局	1 局
可搬型局	2 局

2 水防管理団体の通信施設

水防管理団体は迅速な通信連絡を図り、かつ、電話不通時に備えるため機能的な通信網を整備するよう努めなければならない。

なお、非常無線通信の活用及びアマチュア無線局も利用できるよう平常より協議しておくものとする。

3 非常無線通信

国土交通大臣、知事、水防団（消防団）長、消防機関の長又はこれらの命を受けた者は、有線通信施設を利用することができない場合、水防上緊急を要する通信を行うため、非常無線通信を利用することができる。

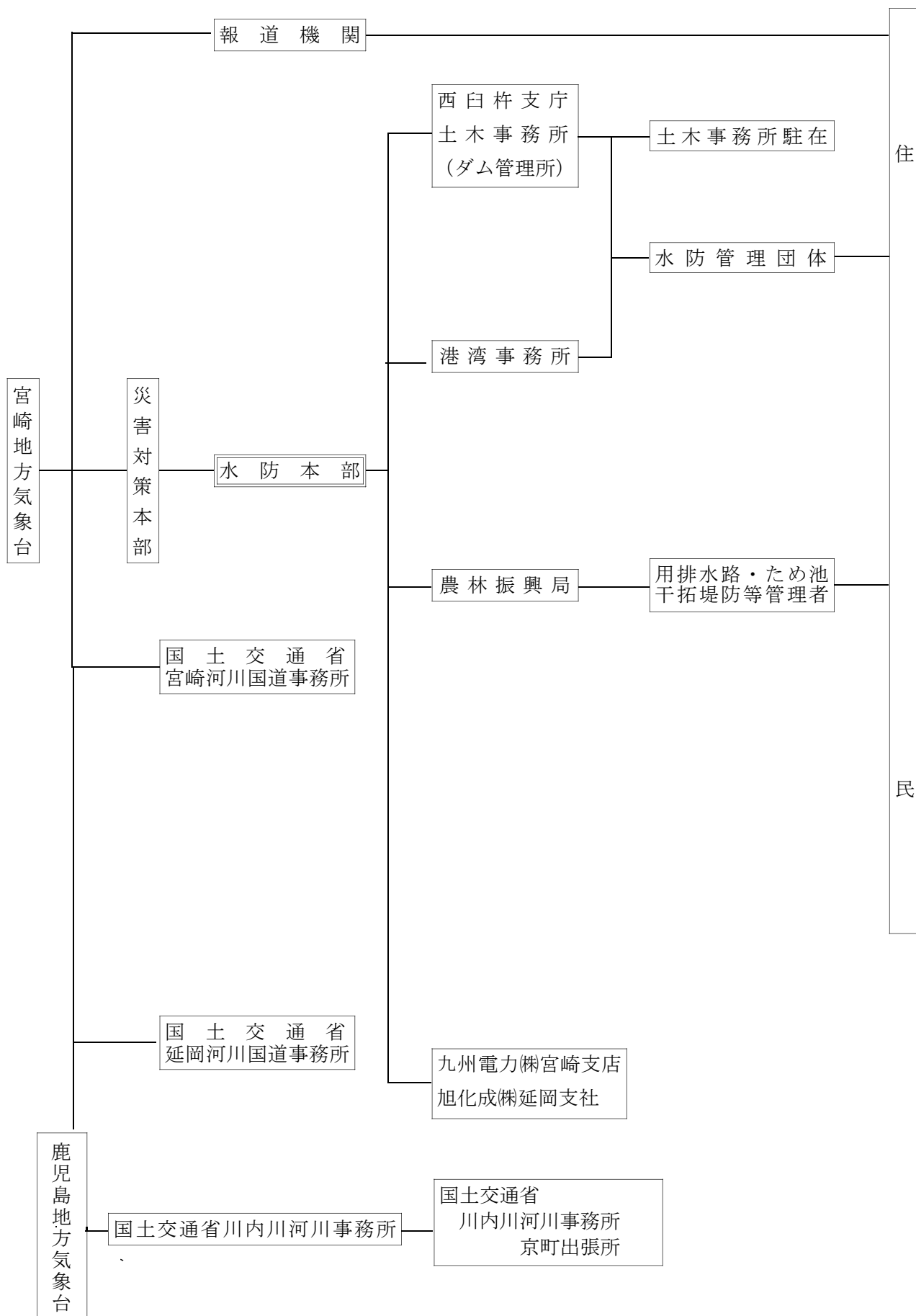
4 報道機関の活用

県水防本部は、各種災害対策事項の伝達については、放送局及び新聞社の全面的な協力により、これを報道するものとし、県下各関係機関及び住民は、報道聴取の徹底と停電時に対処し得るため携帯ラジオを備えるように努めるものとする。

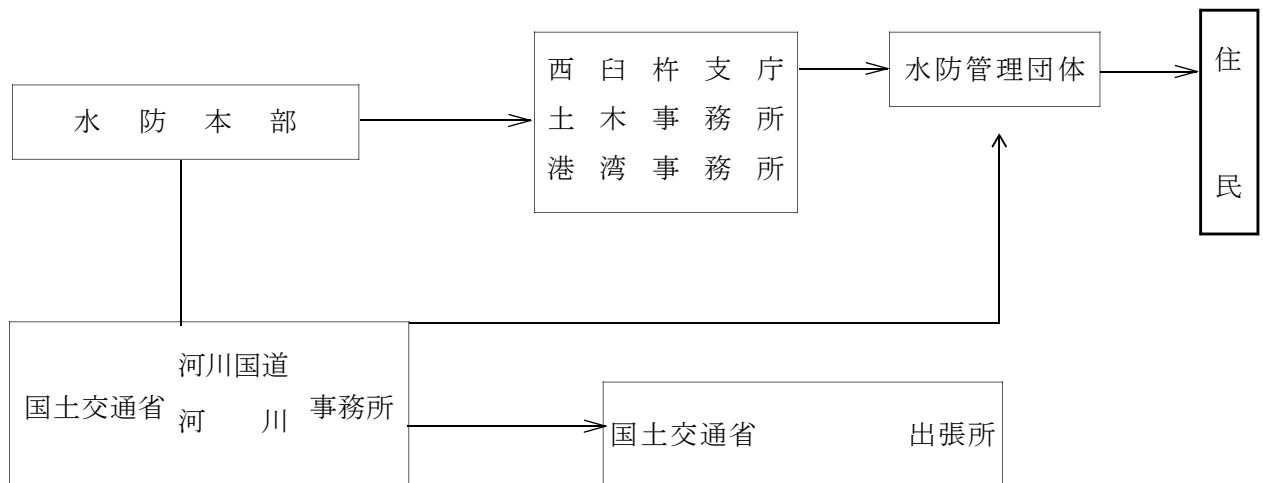
第 2 節 情報－警報－対策通報の受領－伝達

情報・警報・対策・ダム放流の通報を関係機関及び住民の末端まで周知徹底せしめるための伝達系統図は次図のとおりである。

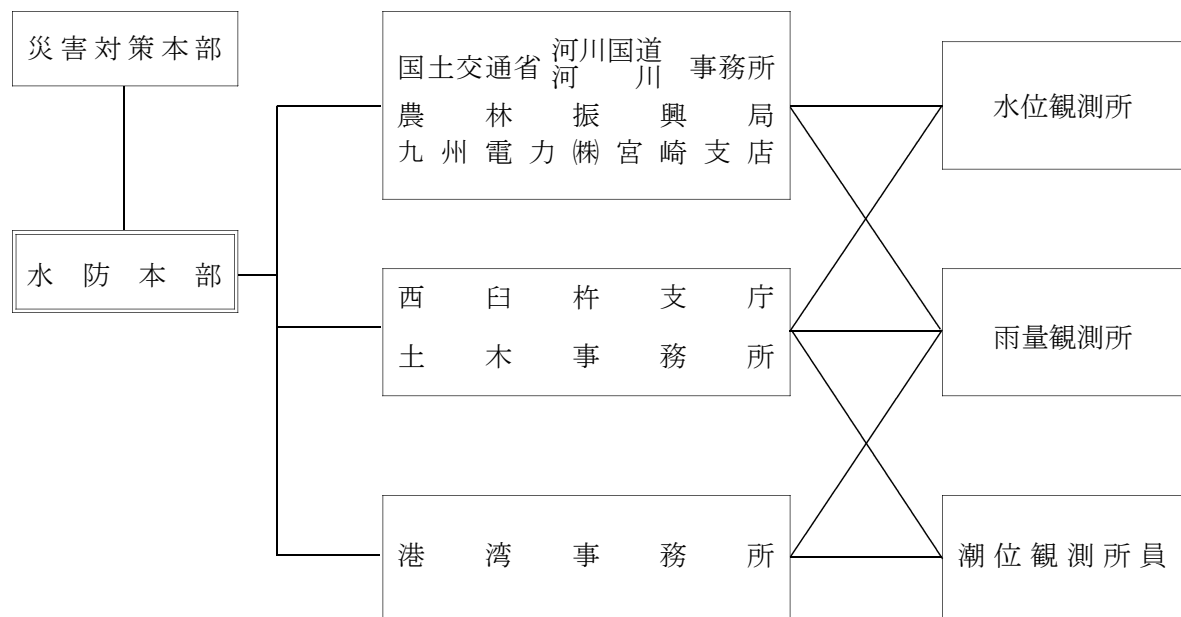
1 情報の受領伝達系統図



2 水防警報の受領伝達系統図



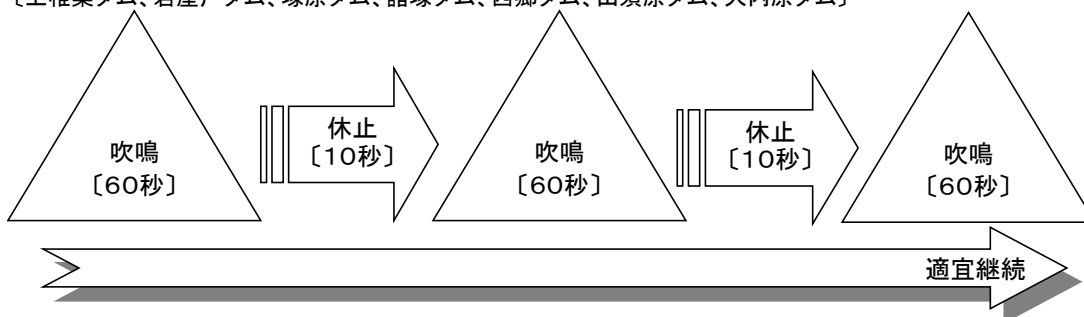
3 水位・雨量・潮位・通報系統図



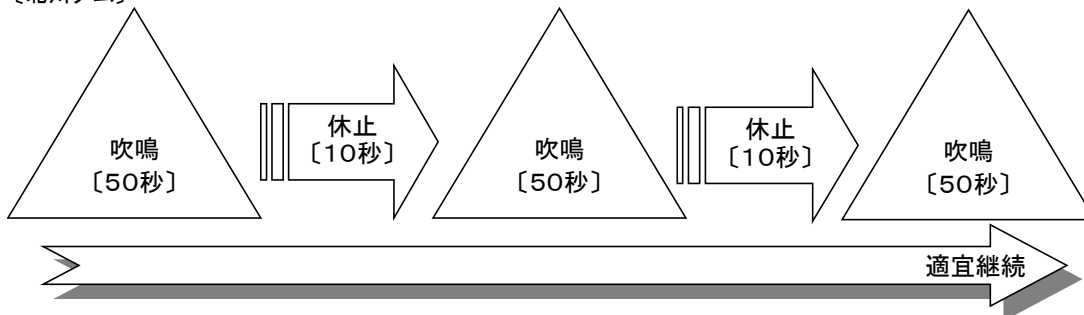
4 ダム放流伝達系統図

〔1〕ダム放流時吹鳴方法

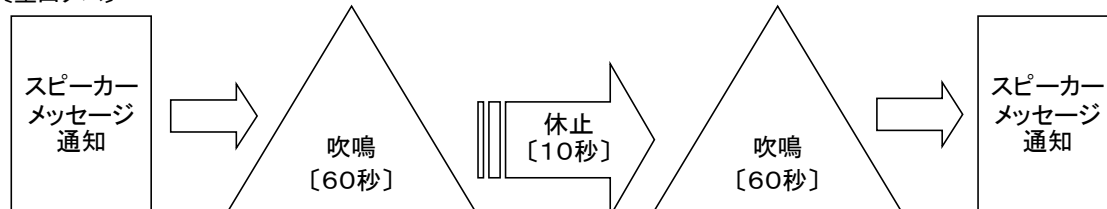
〔岩瀬ダム、綾南ダム、綾北ダム、田代八重ダム、瓜田ダム、松尾ダム、渡川ダム、祝子ダム、沖田ダム〕
 〔日南ダム、広渡ダム、立花ダム、長谷ダム〕
 〔古賀根橋ダム、寒川ダム〕
 〔大淀川第一ダム、高岡ダム、川原ダム、戸崎ダム、大瀬内ダム、石河内ダム、桑野内ダム〕
 〔一ツ瀬ダム、杉安ダム〕
 〔上椎葉ダム、岩屋戸ダム、塚原ダム、諸塚ダム、西郷ダム、山須原ダム、大内原ダム〕



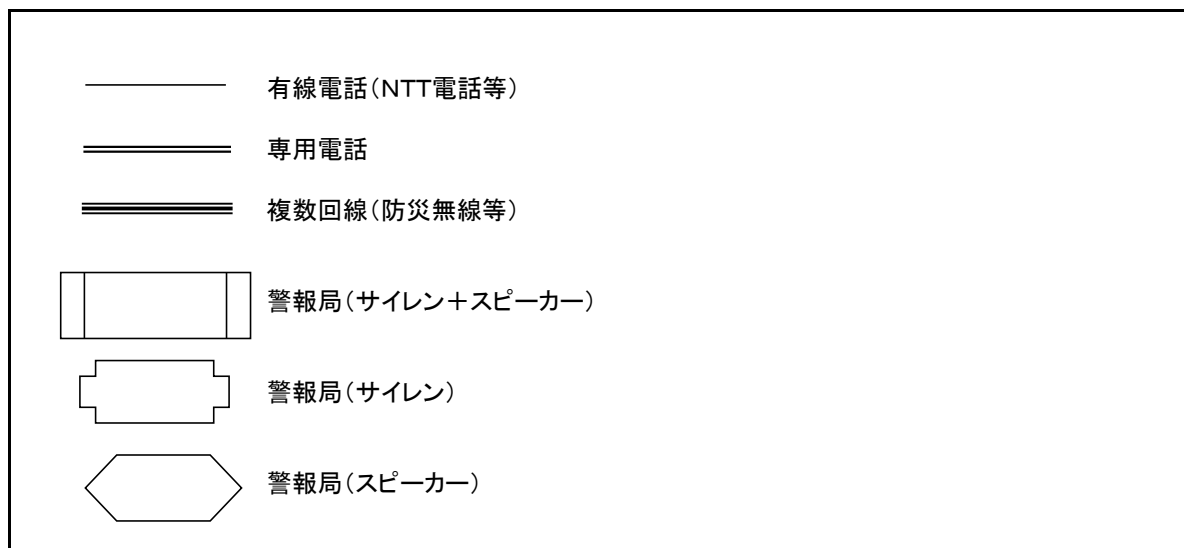
〔北川ダム〕



〔星山ダム〕

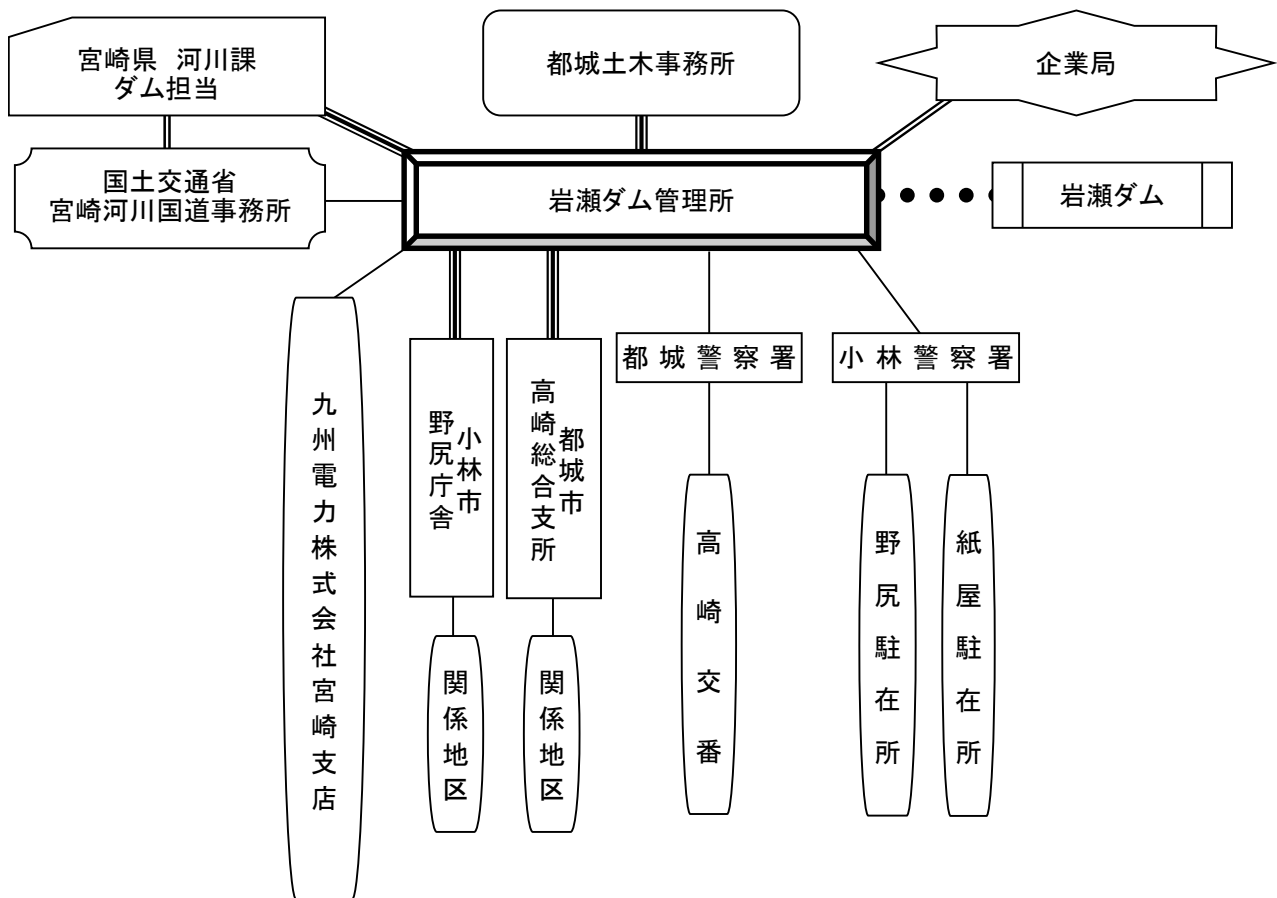


〔2〕ダム放流連絡系統図の凡例

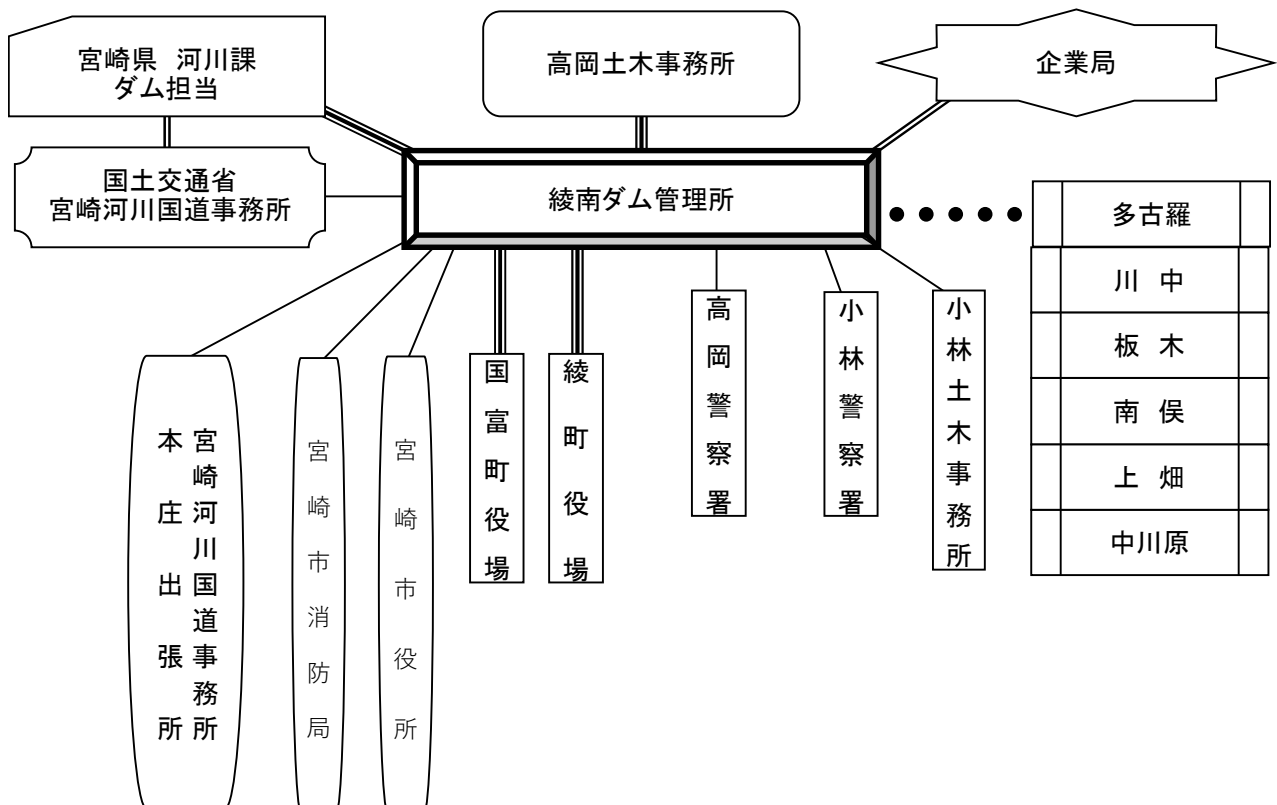


〔3〕 一級河川のダム

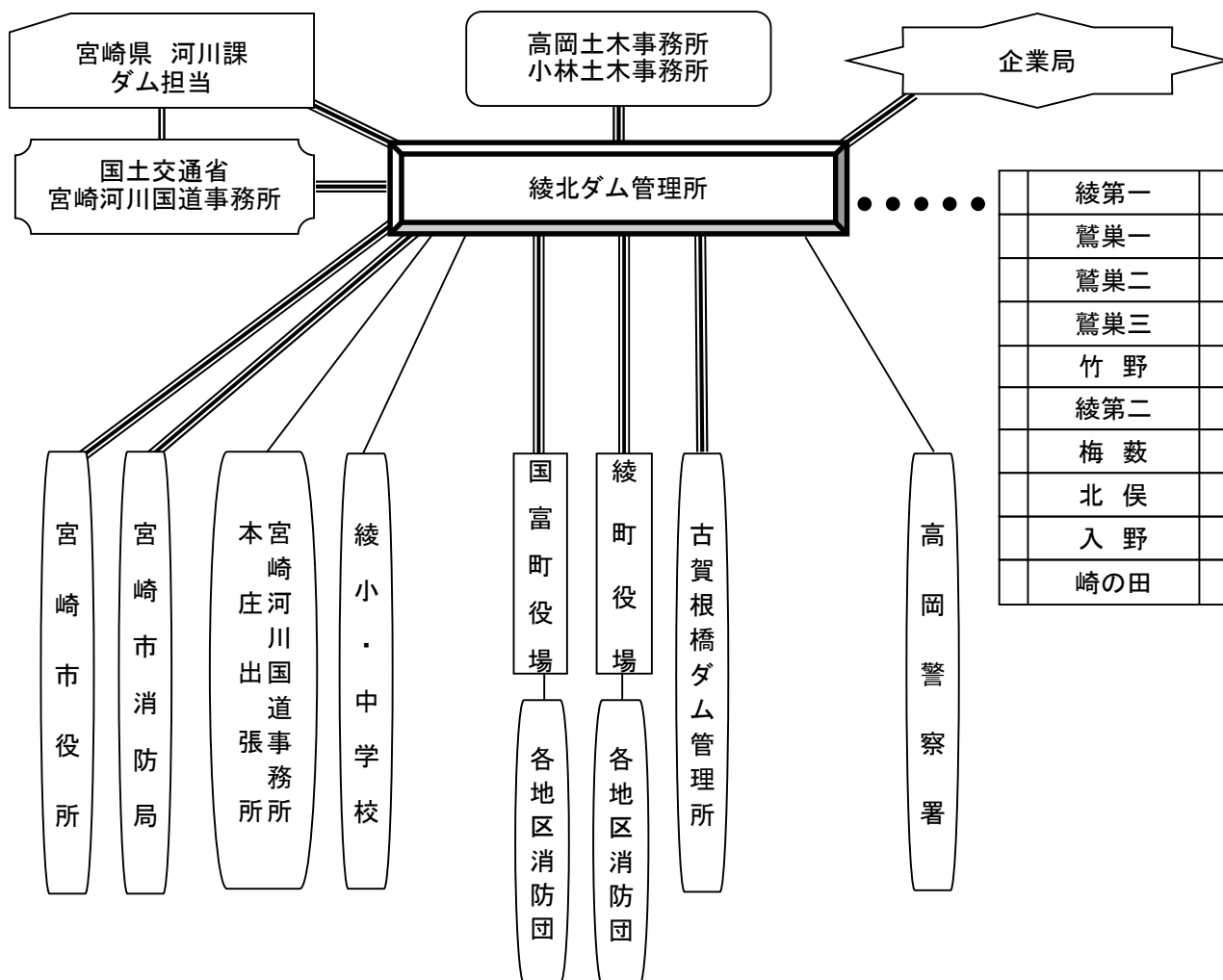
①大淀川水系岩瀬川 岩瀬ダム放流連絡系統図



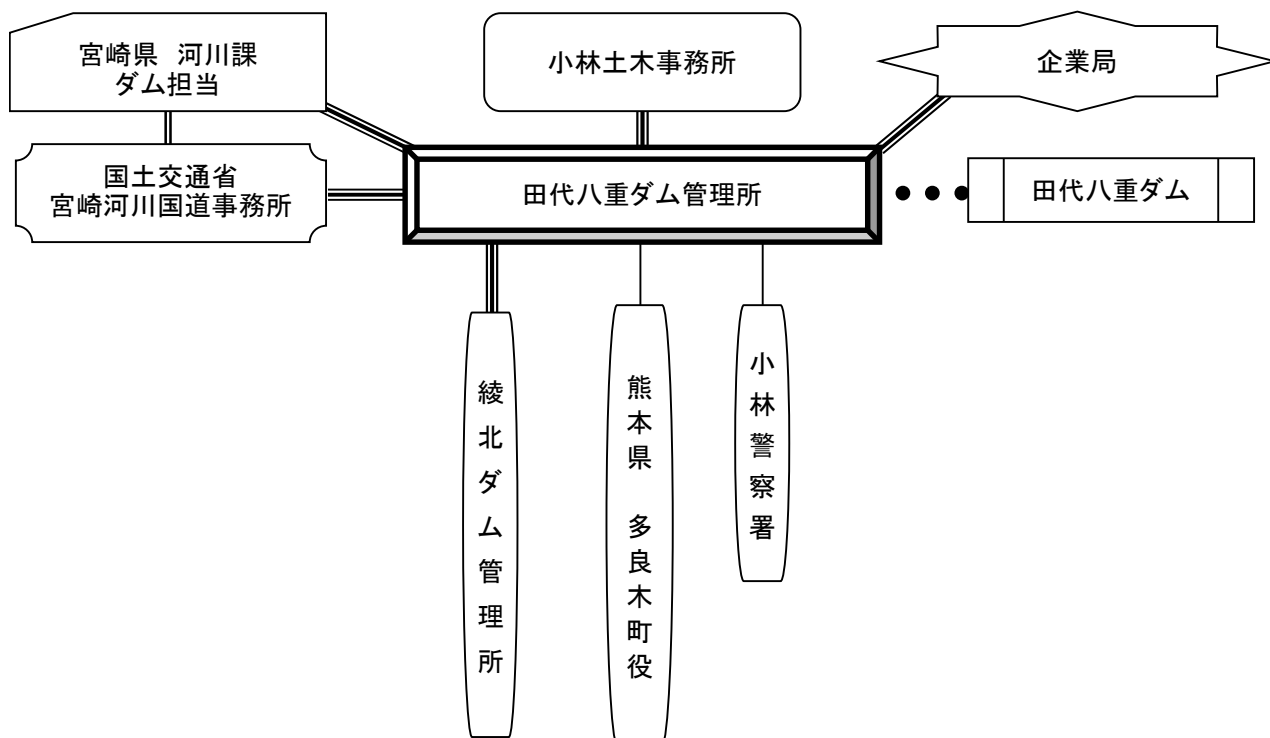
②大淀川水系本庄川 綾南ダム放流連絡系統図



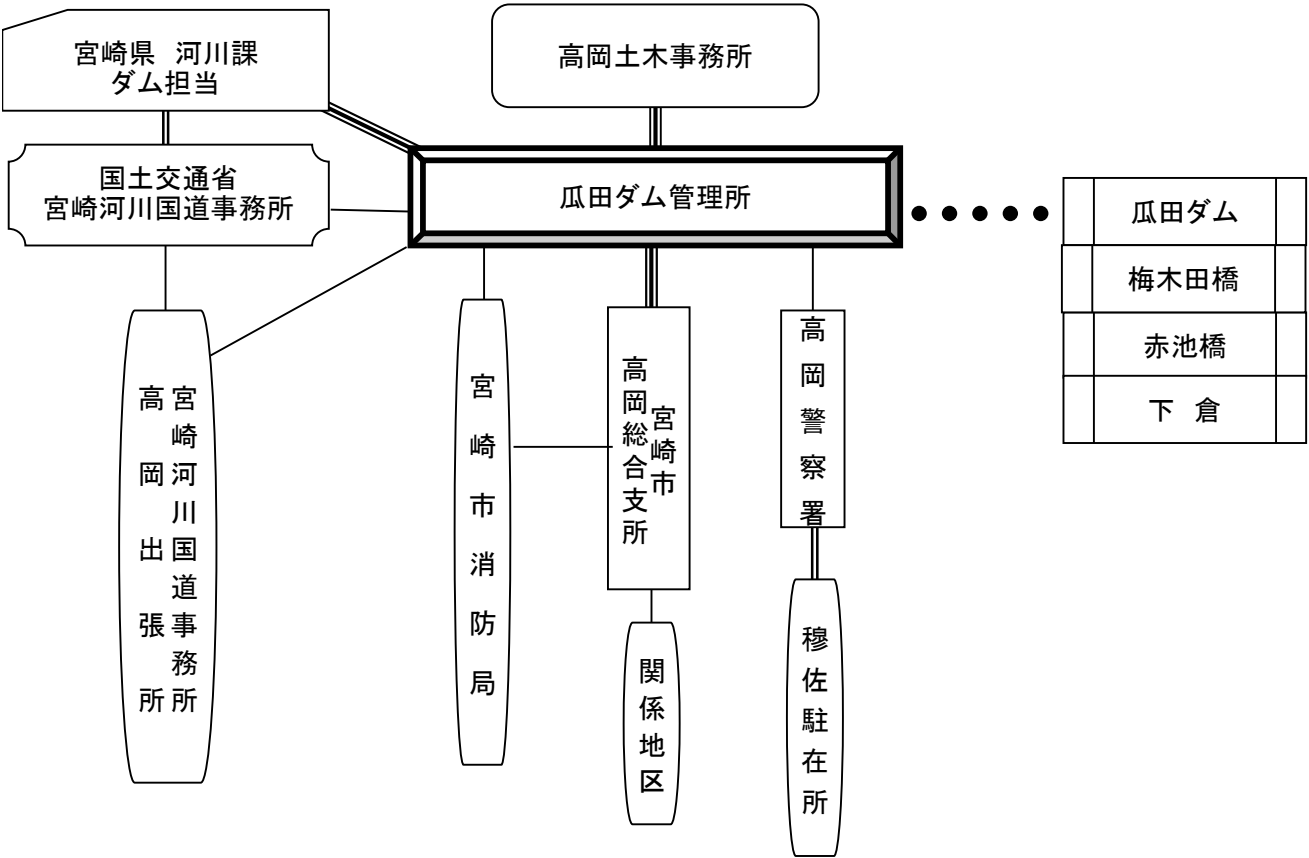
③大淀川水系綾北川 綾北ダム放流連絡系統図



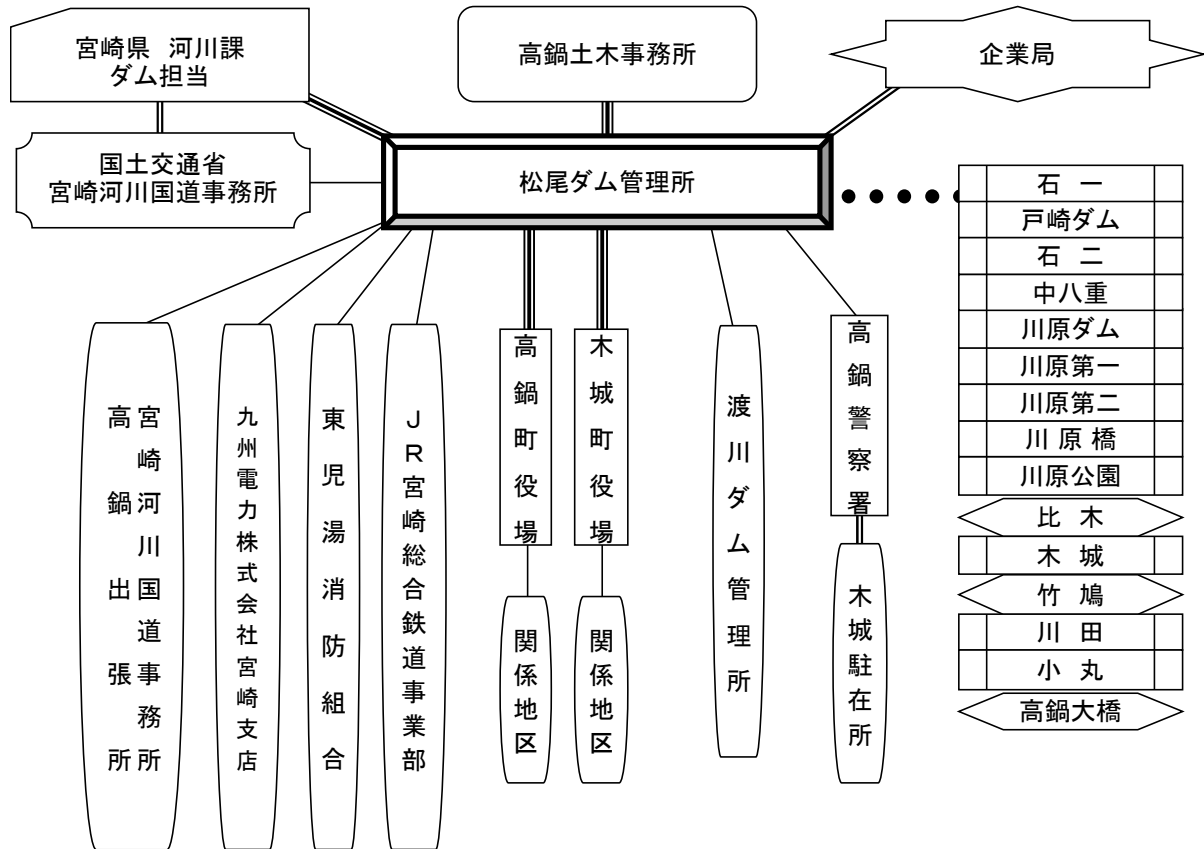
④大淀川水系綾北川 田代八重ダム放流連絡系統図



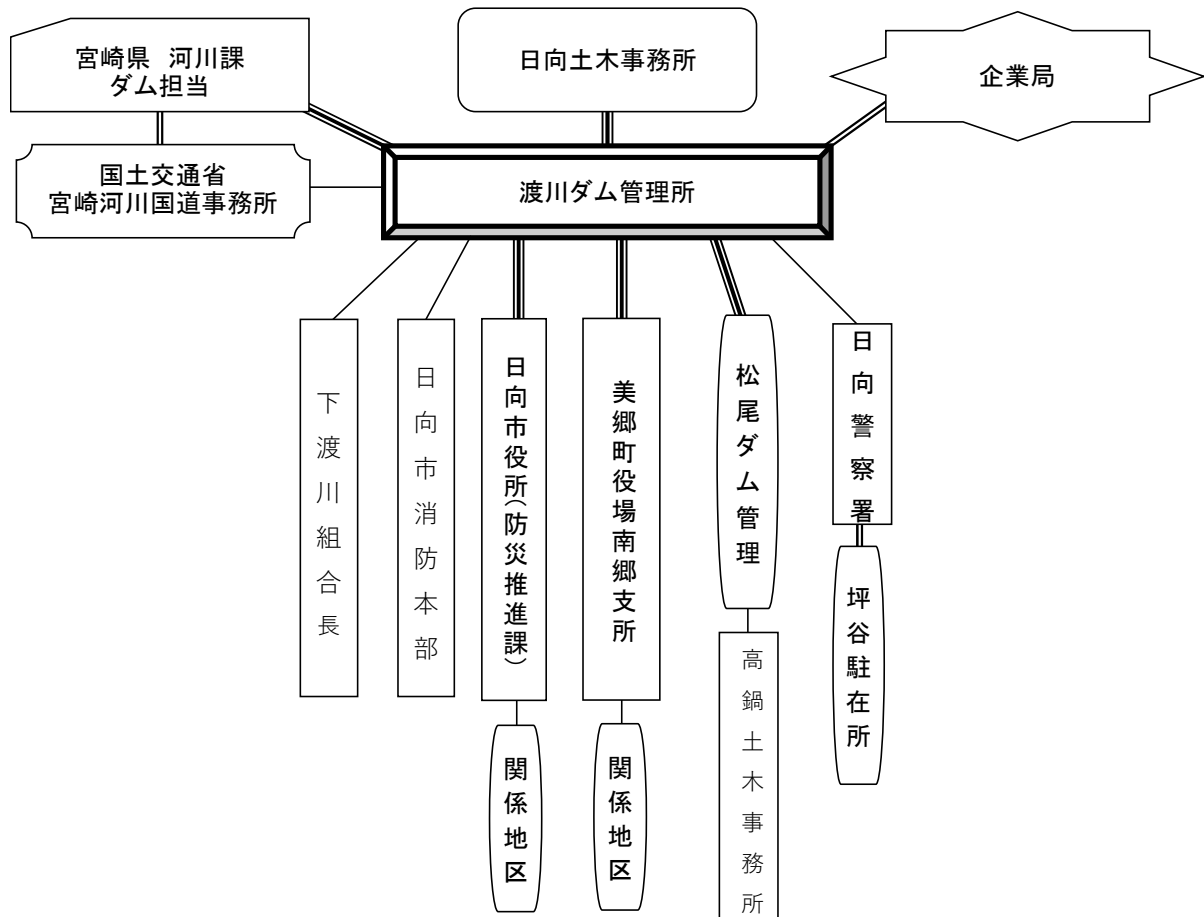
⑤大淀川水系瓜田川 瓜田ダム放流連絡系統図



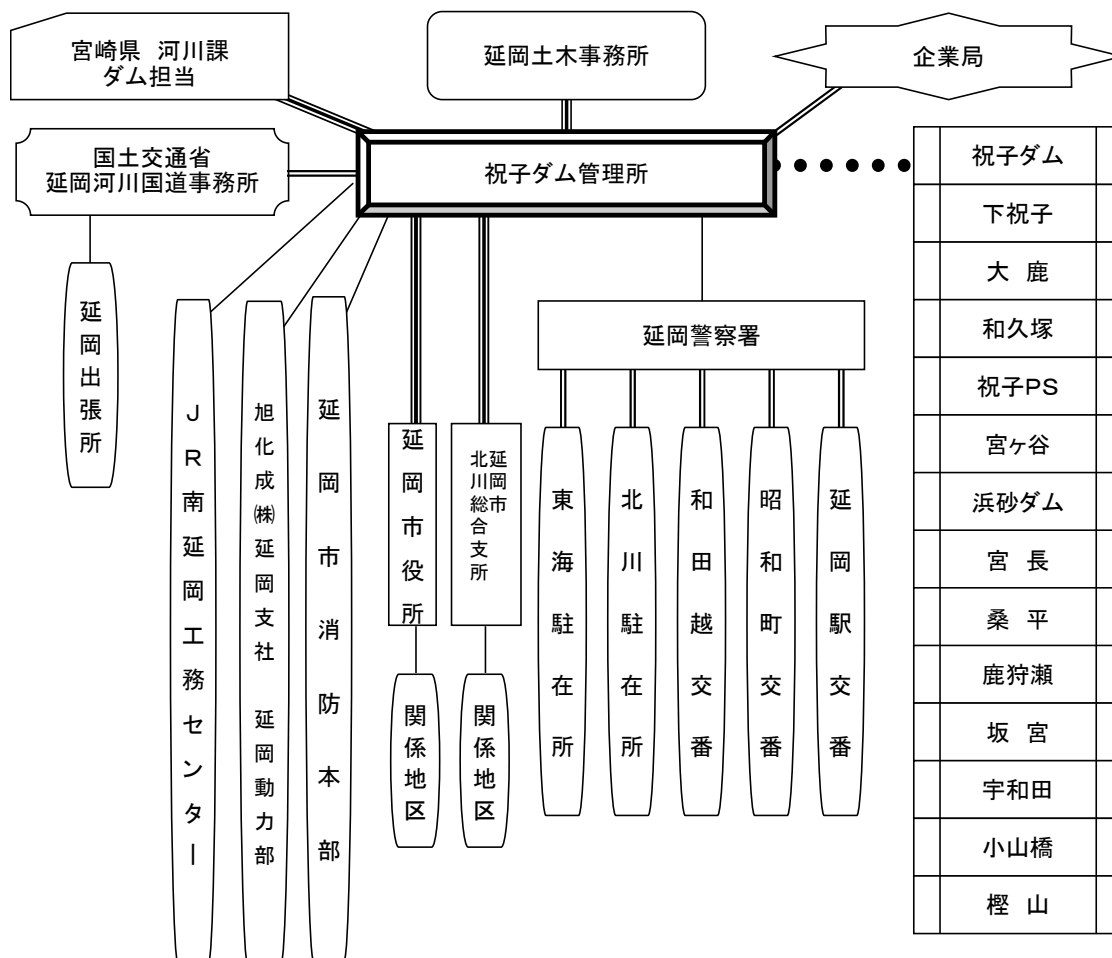
⑥小丸川水系小丸川 松尾ダム放流連絡系統図



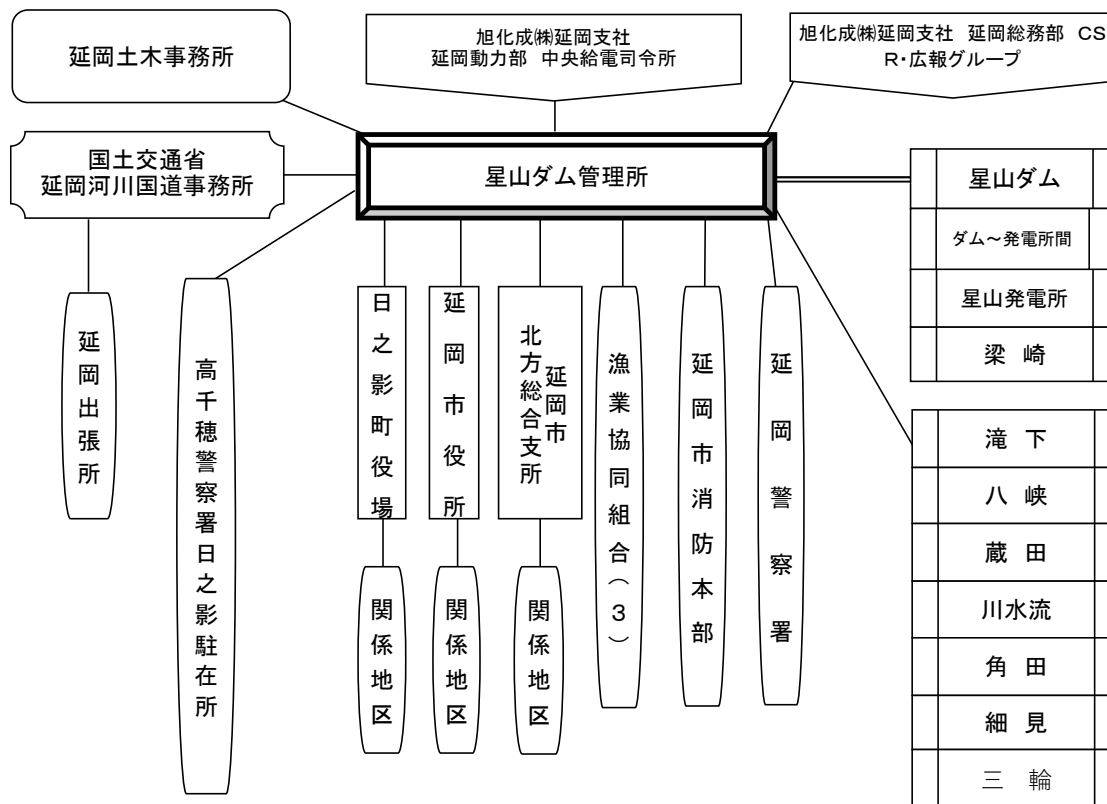
⑦小丸川水系小丸川 渡川ダム放流連絡系統図



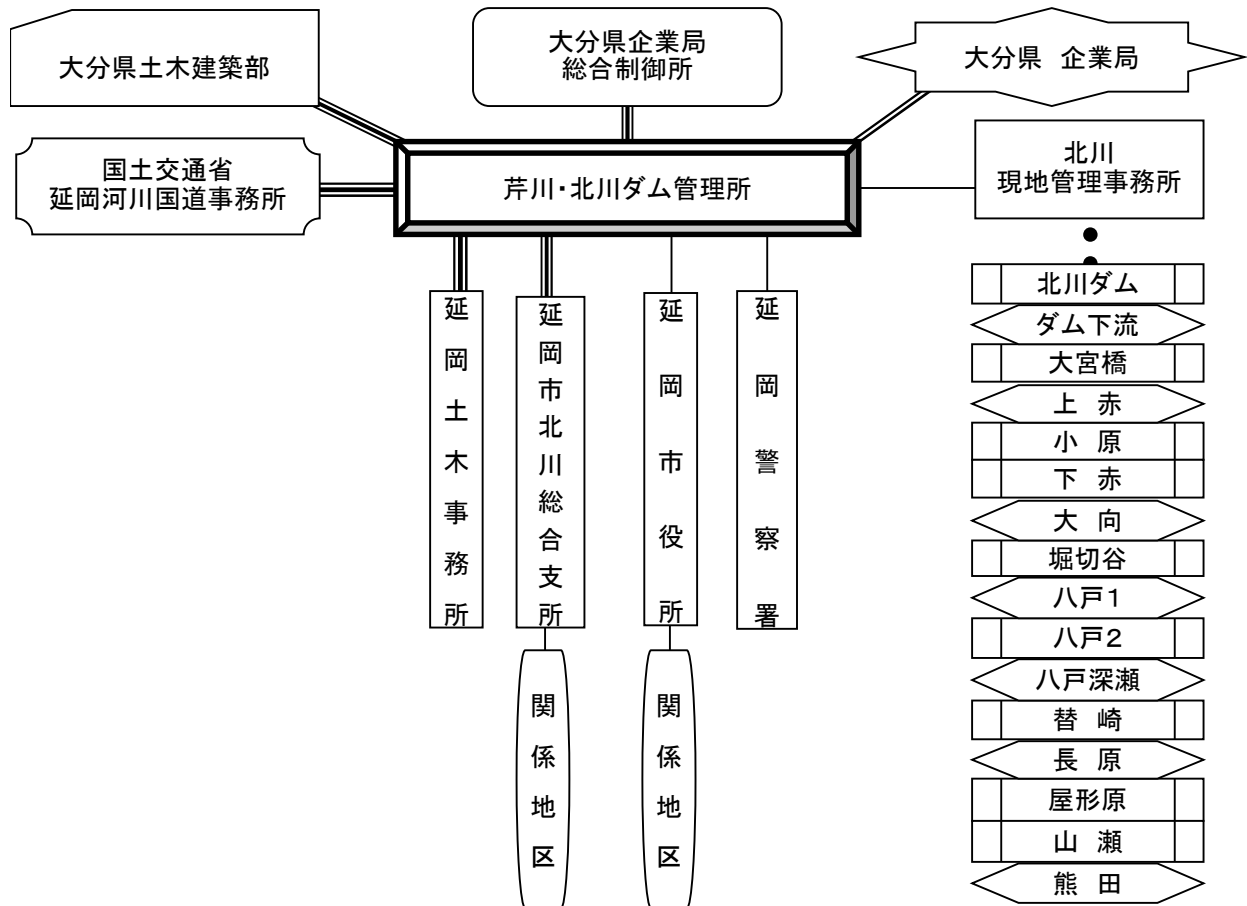
⑧五ヶ瀬川水系祝子川 祝子ダム放流連絡系統図



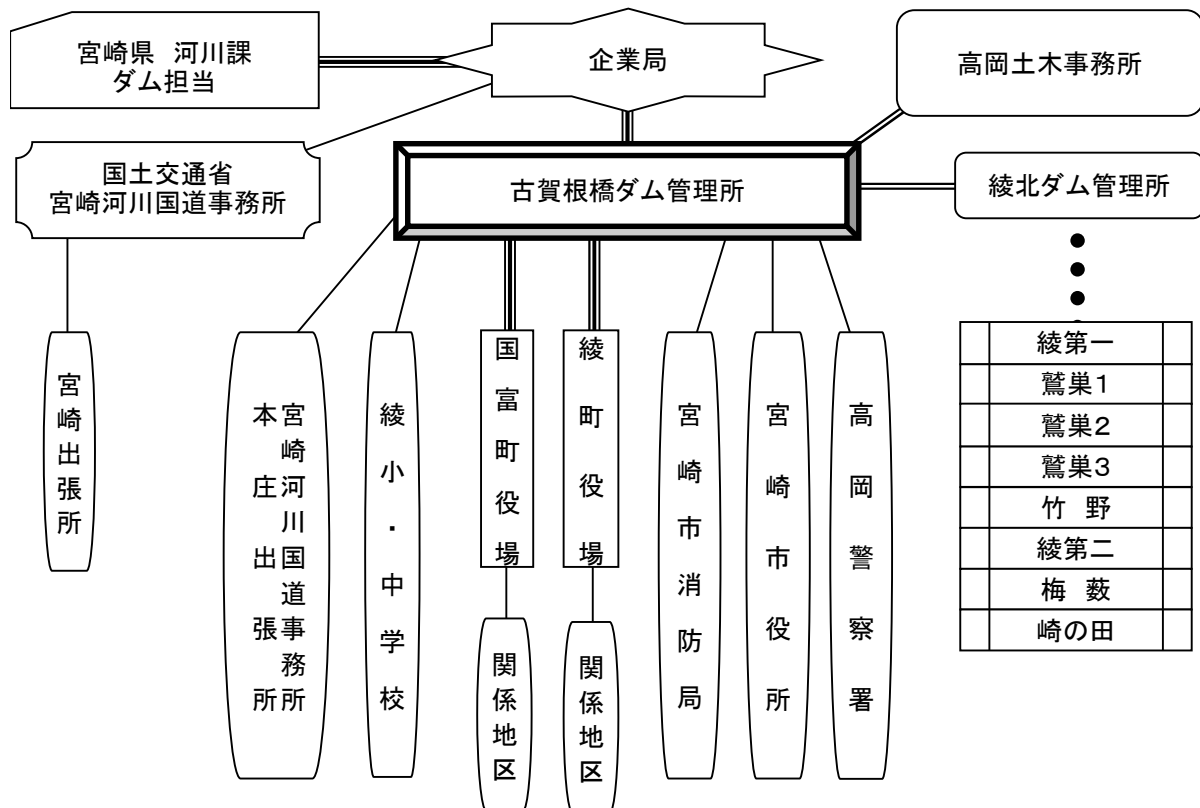
⑨五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川 星山ダム放流連絡系統図



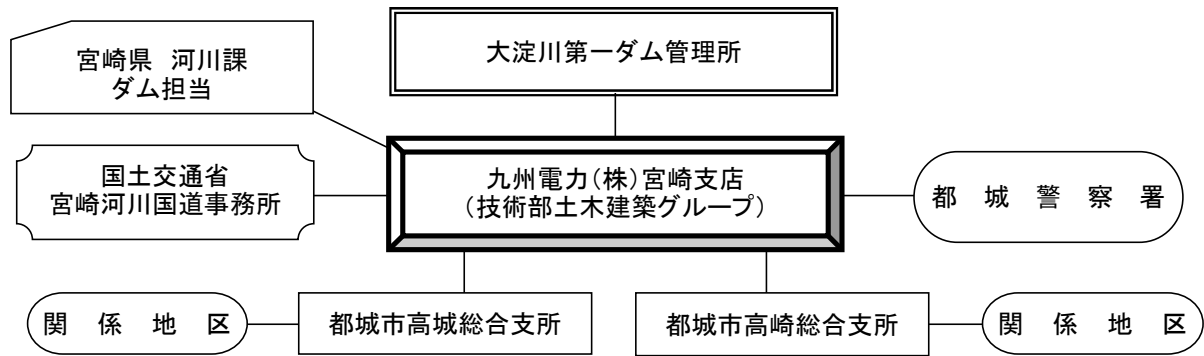
⑩五ヶ瀬川水系北川 北川ダム放流連絡系統図



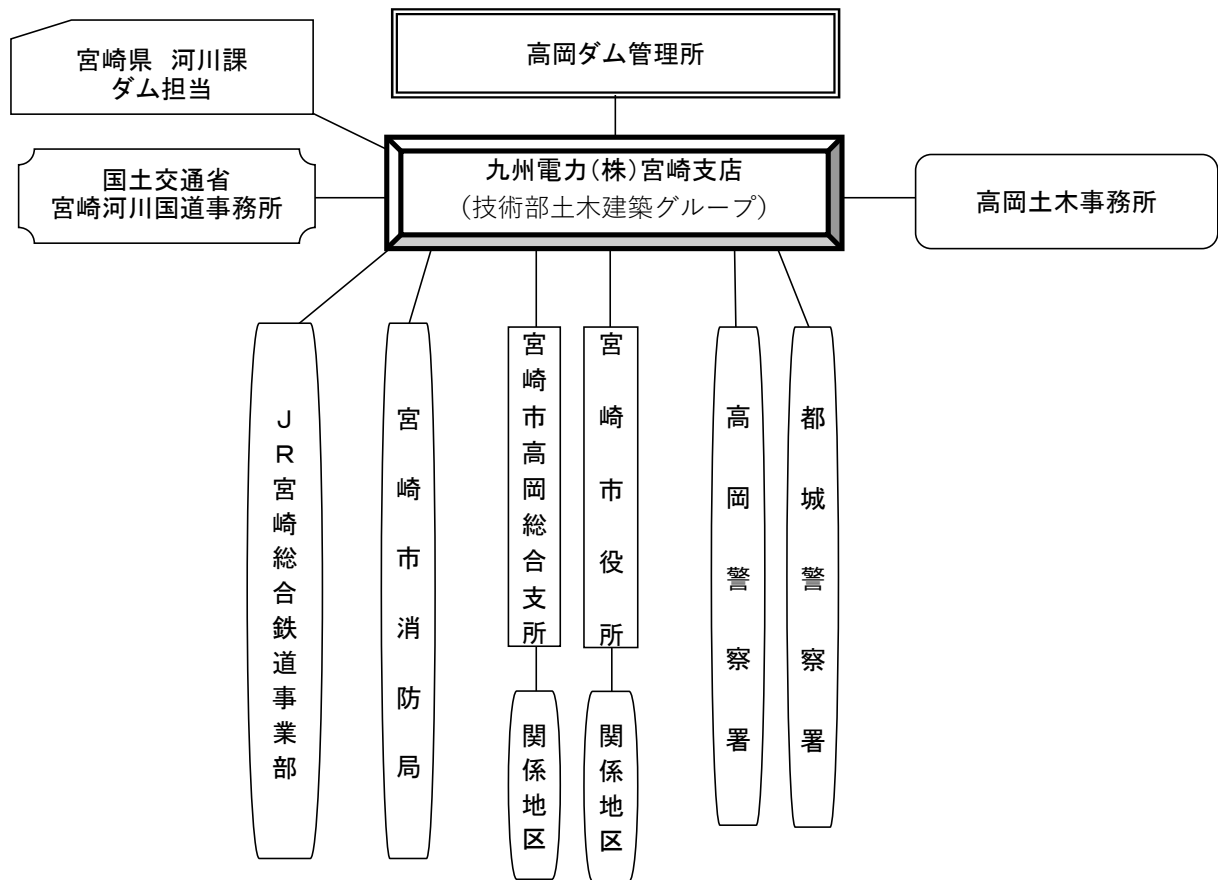
⑪大淀川水系綾北川 古賀根橋ダム放流連絡系統図



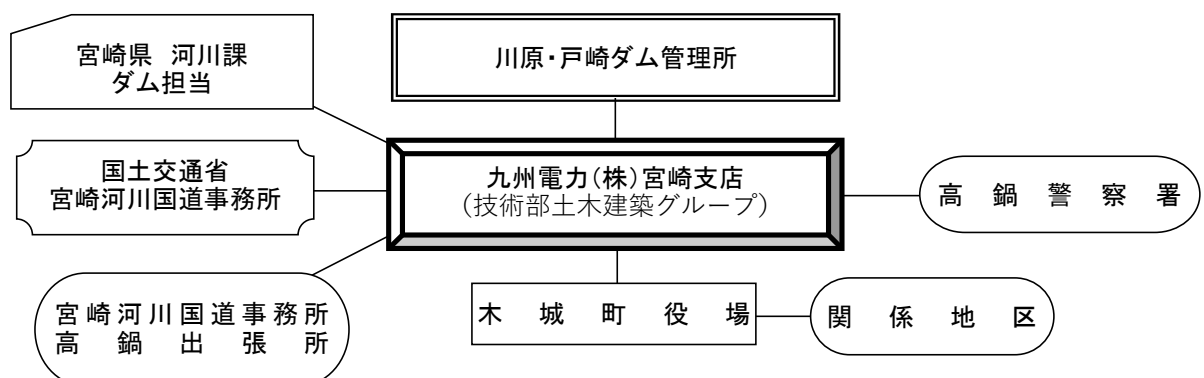
⑫大淀川水系大淀川 大淀川第一ダム放流連絡系統図



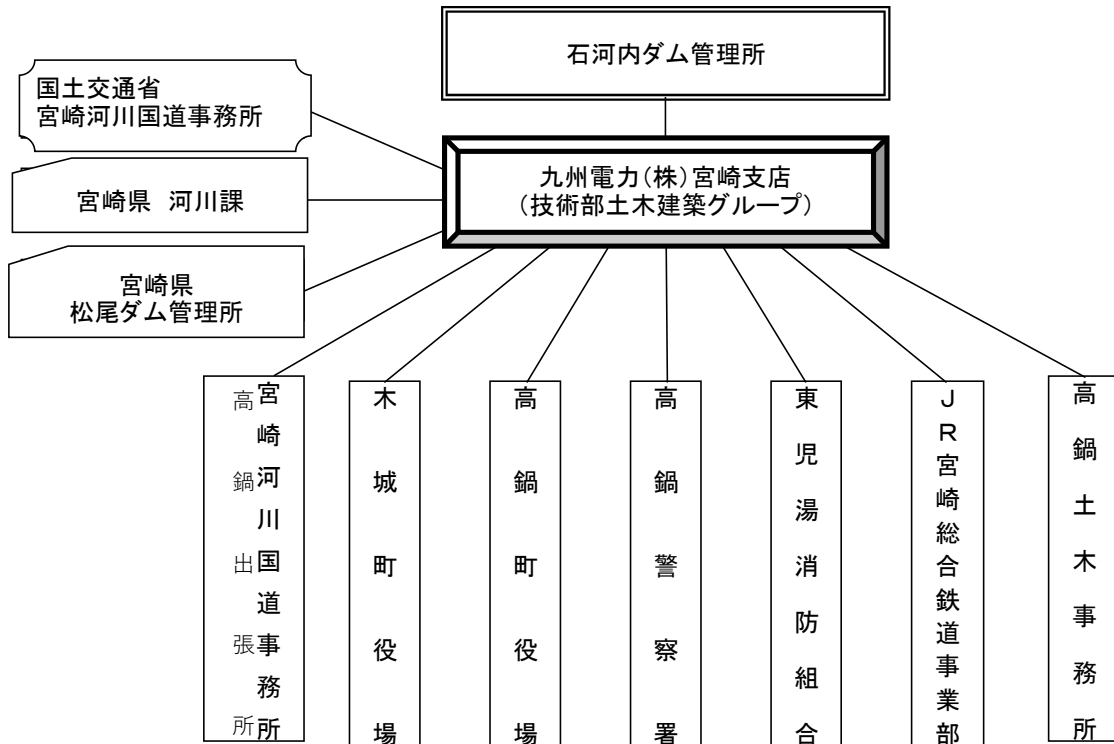
⑬大淀川水系大淀川 高岡ダム放流連絡系統図



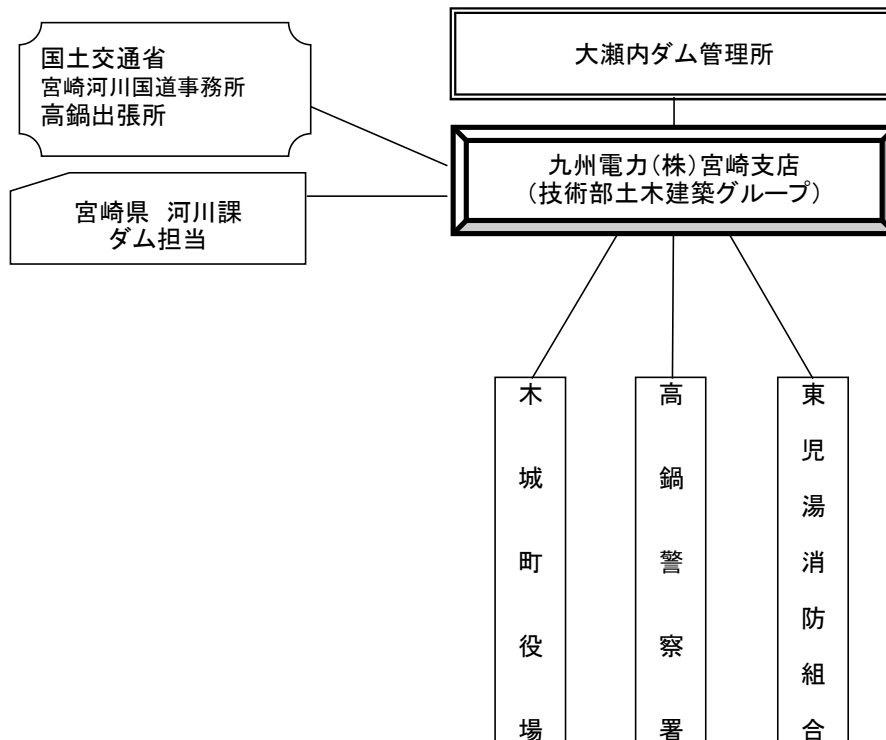
⑭小丸川水系小丸川 川原・戸崎ダム放流連絡系統図



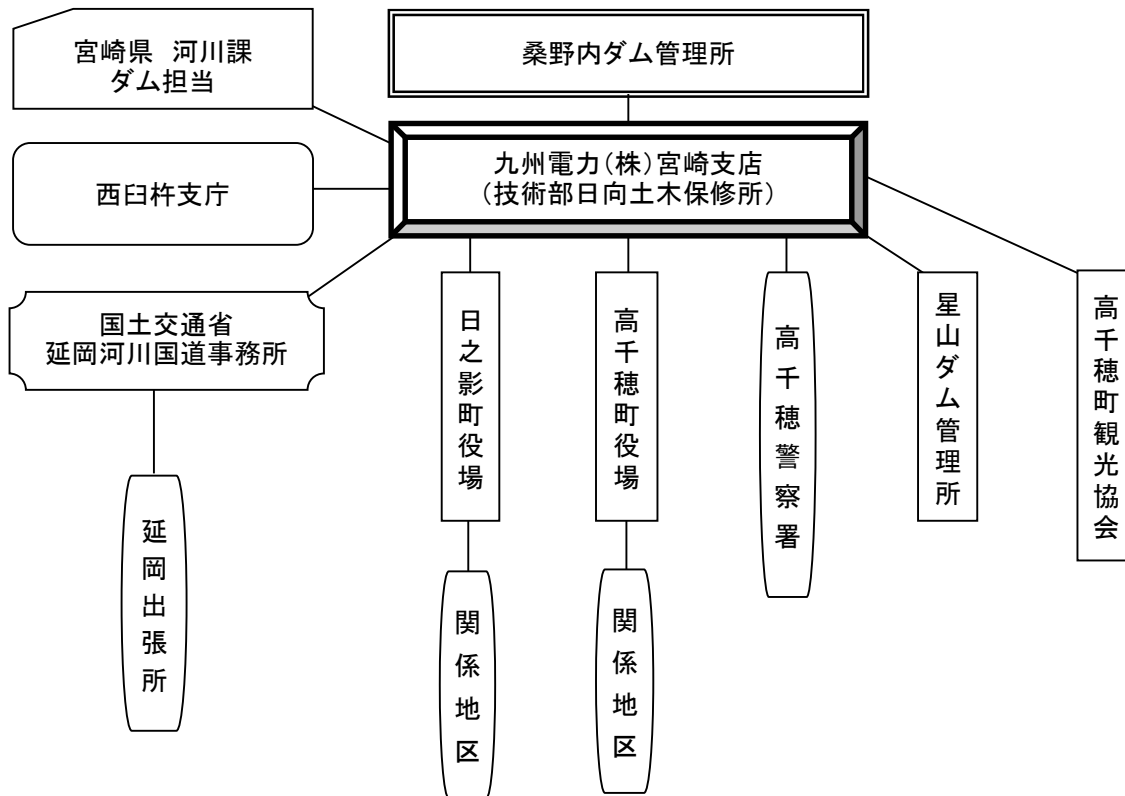
⑮小丸川水系小丸川 石河内ダム放流連絡系統図



⑯小丸川水系大瀬内谷川 大瀬内ダム放流連絡系統図

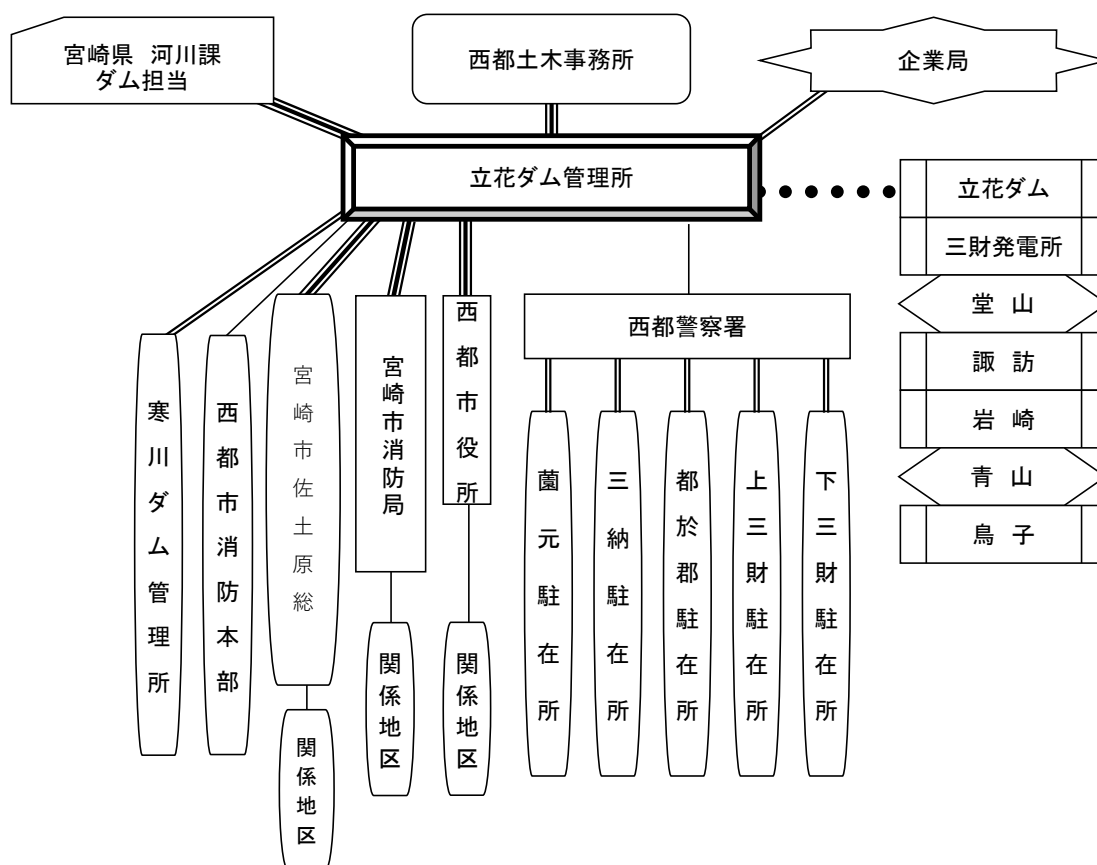


⑰五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川 桑野内ダム放流連絡系統図

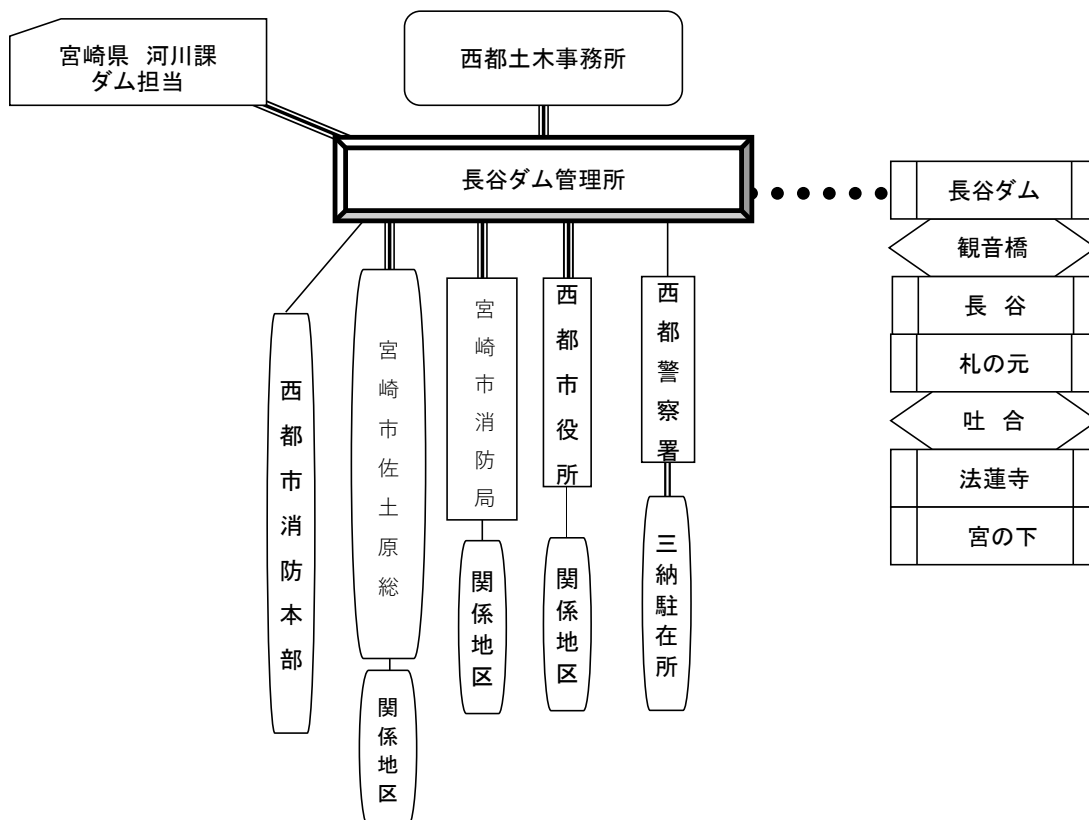


〔４〕 二級河川のダム

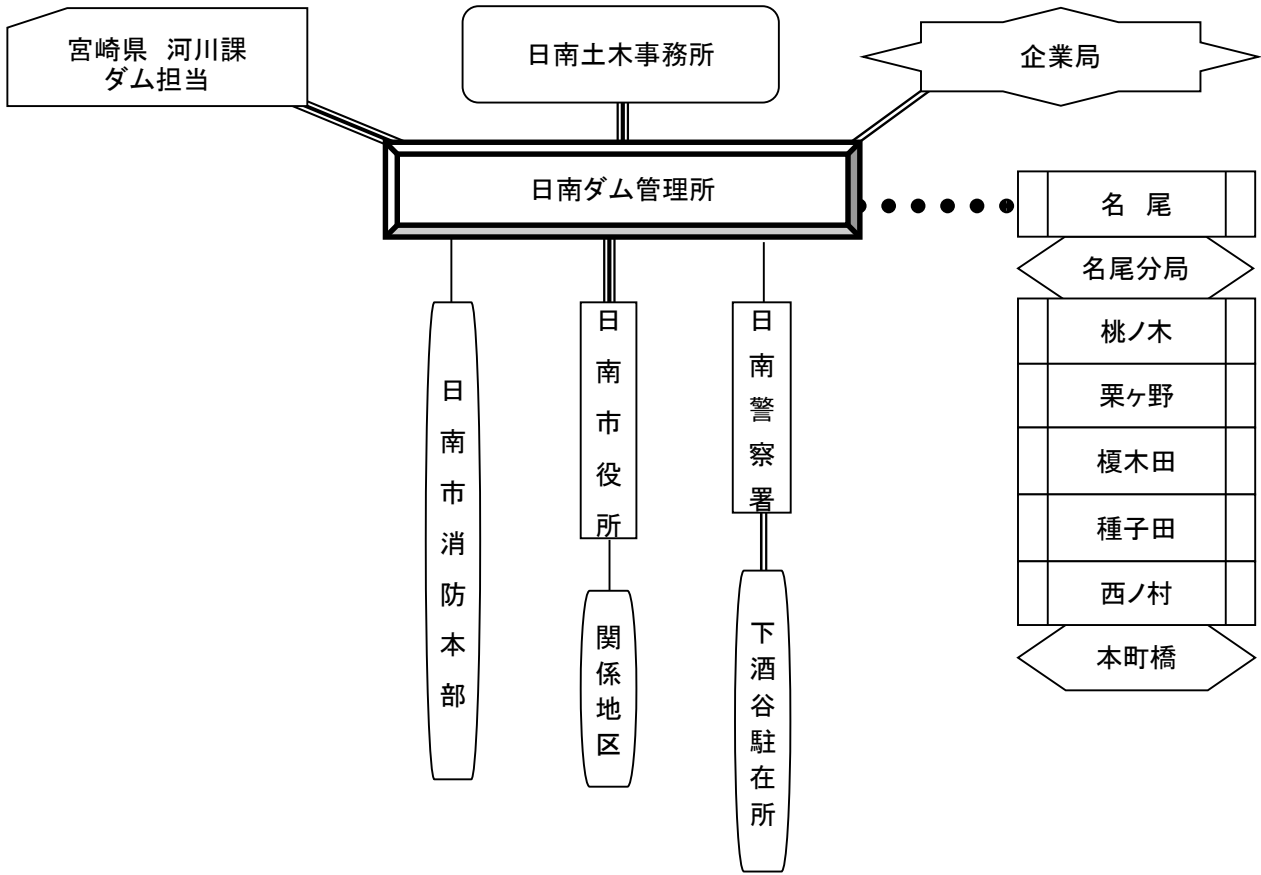
⑱一ツ瀬川水系三財川 立花ダム放流連絡系統図



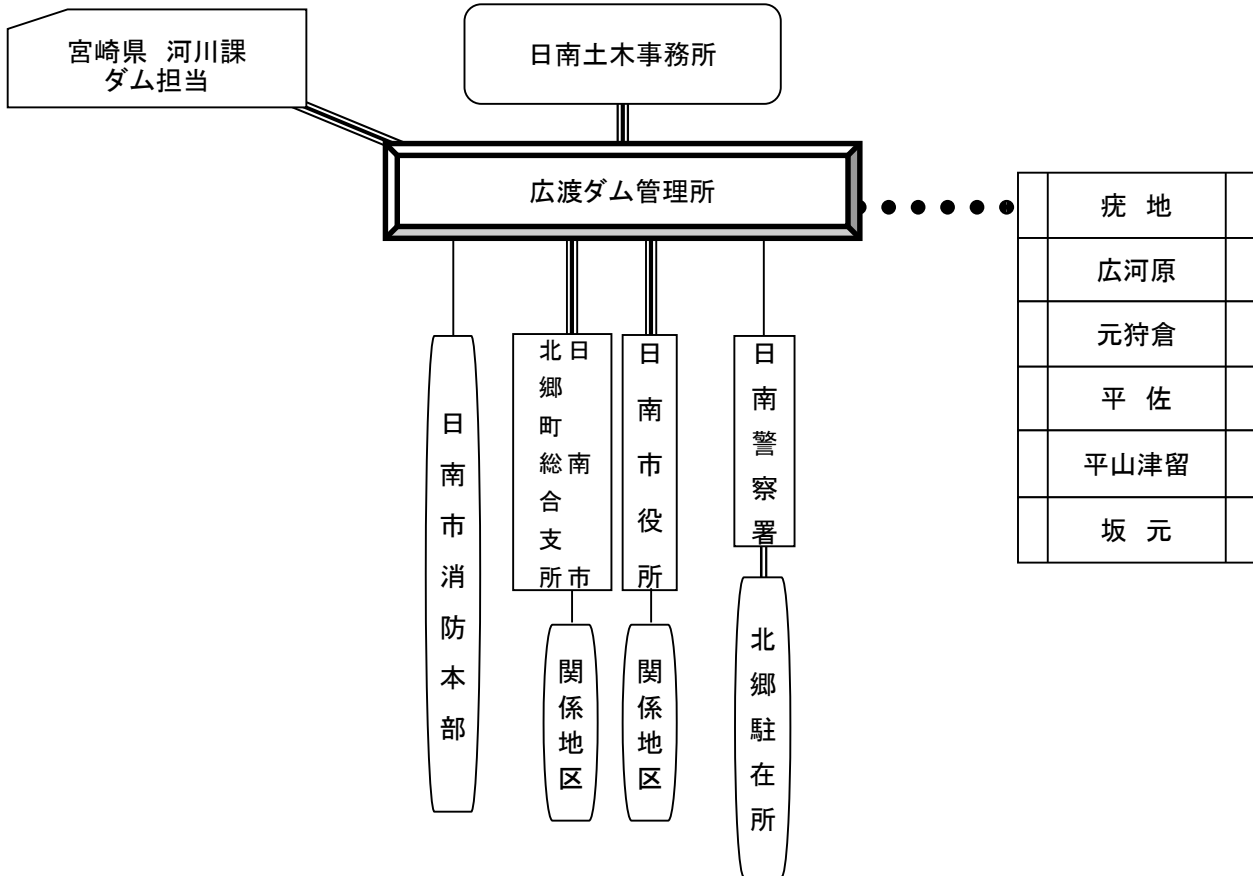
⑲一ツ瀬川水系三納川 長谷ダム放流連絡系統図



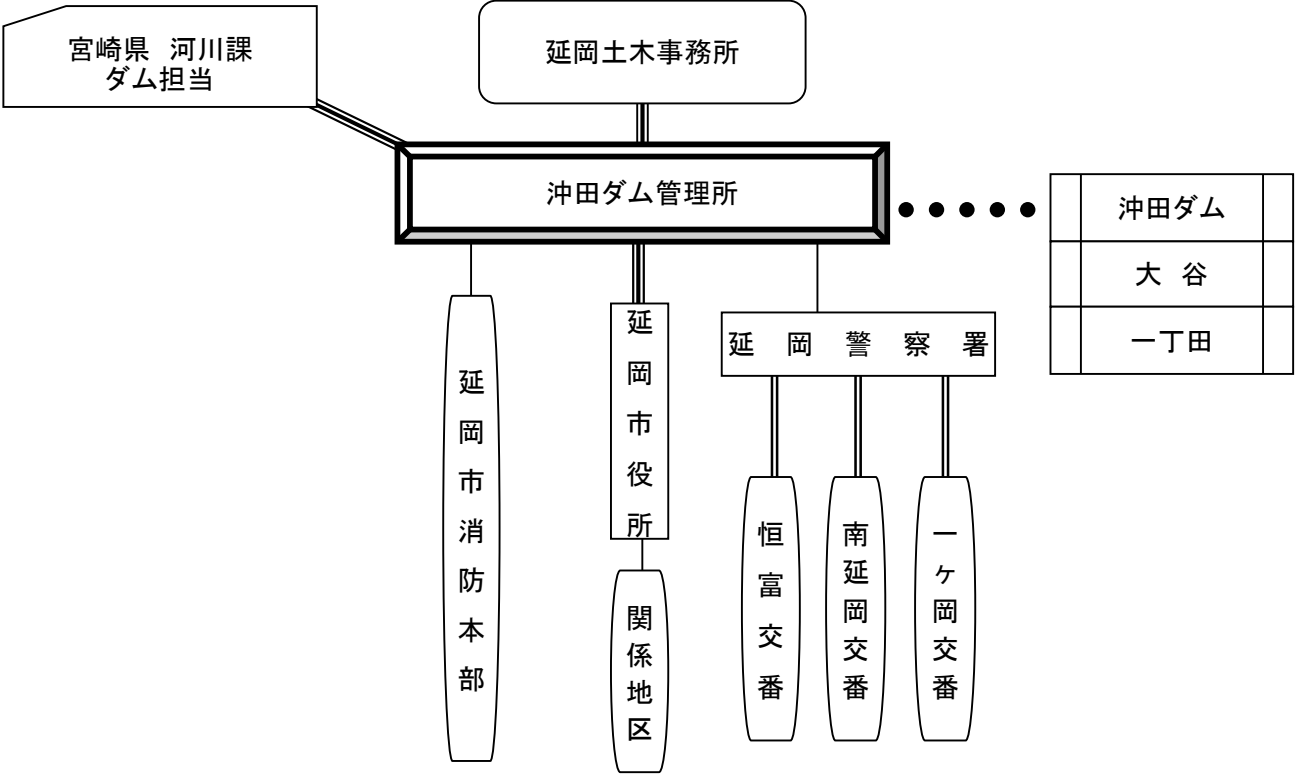
⑳ 広渡川水系酒谷川 日南ダム放流連絡系統図



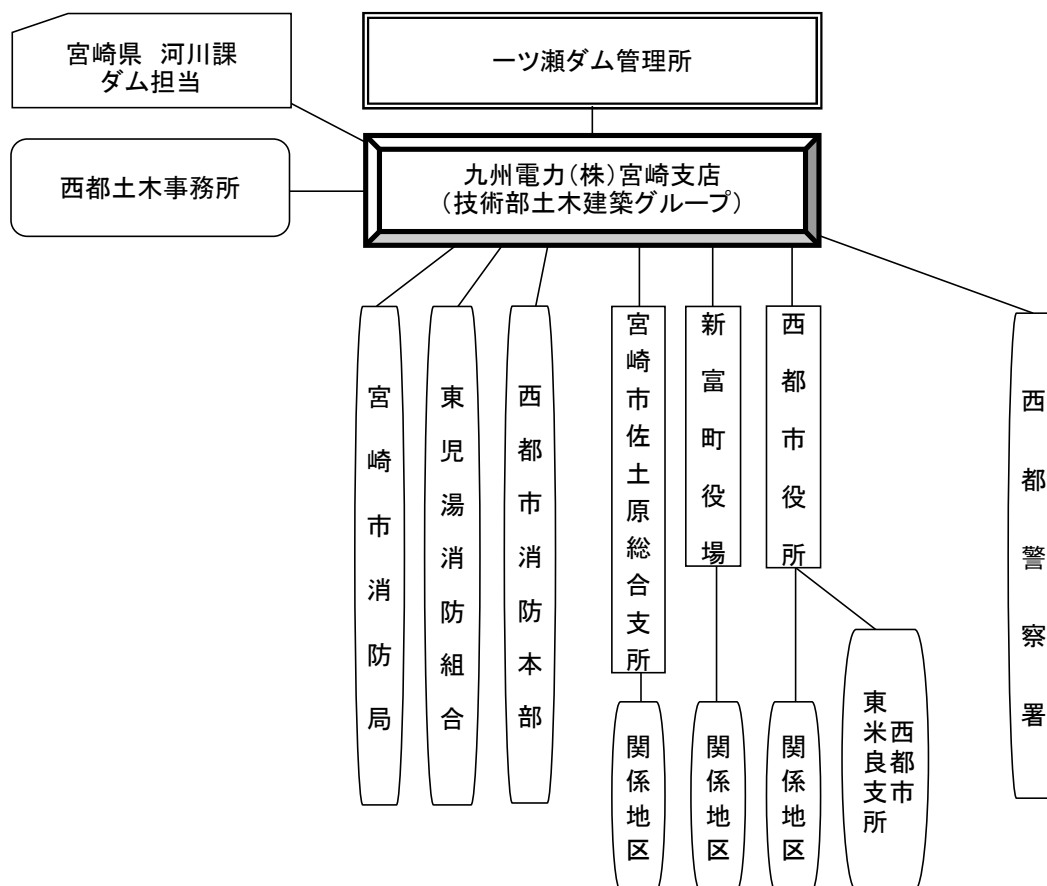
②① 広渡川水系広渡川 広渡ダム放流連絡系統図



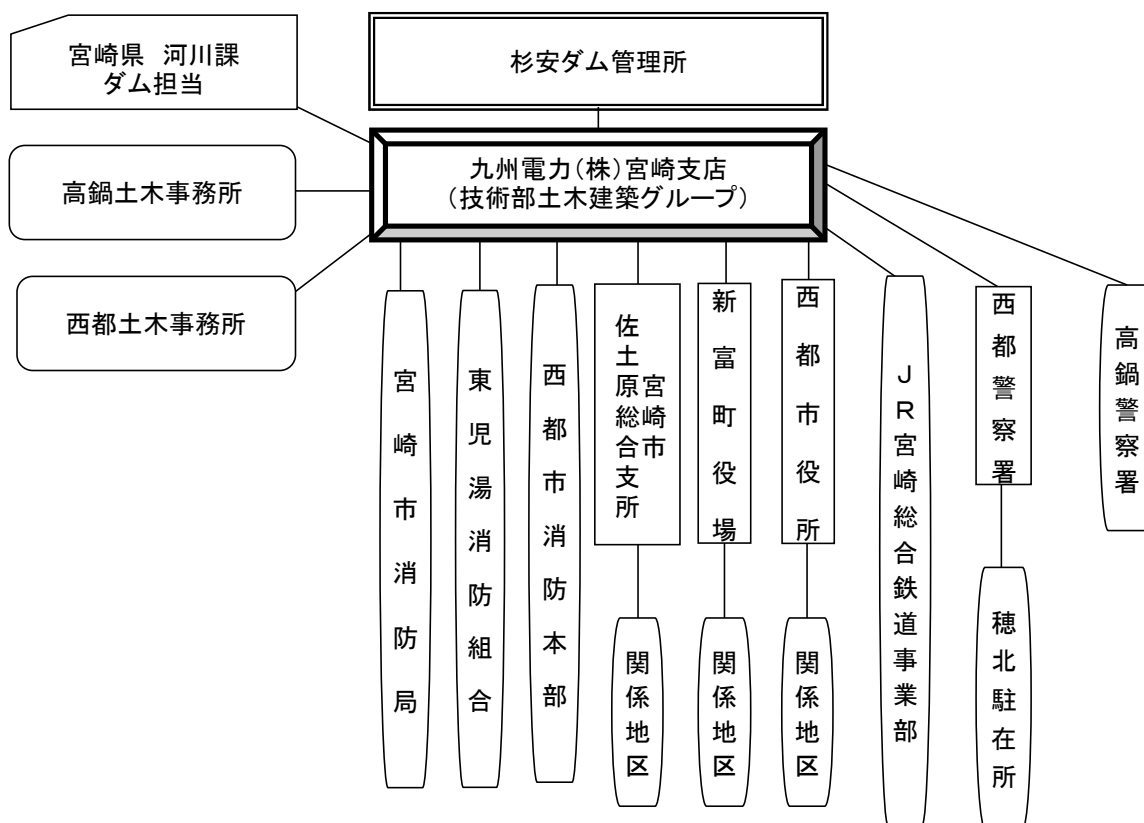
②②沖田川水系沖田川 沖田ダム放流連絡系統図



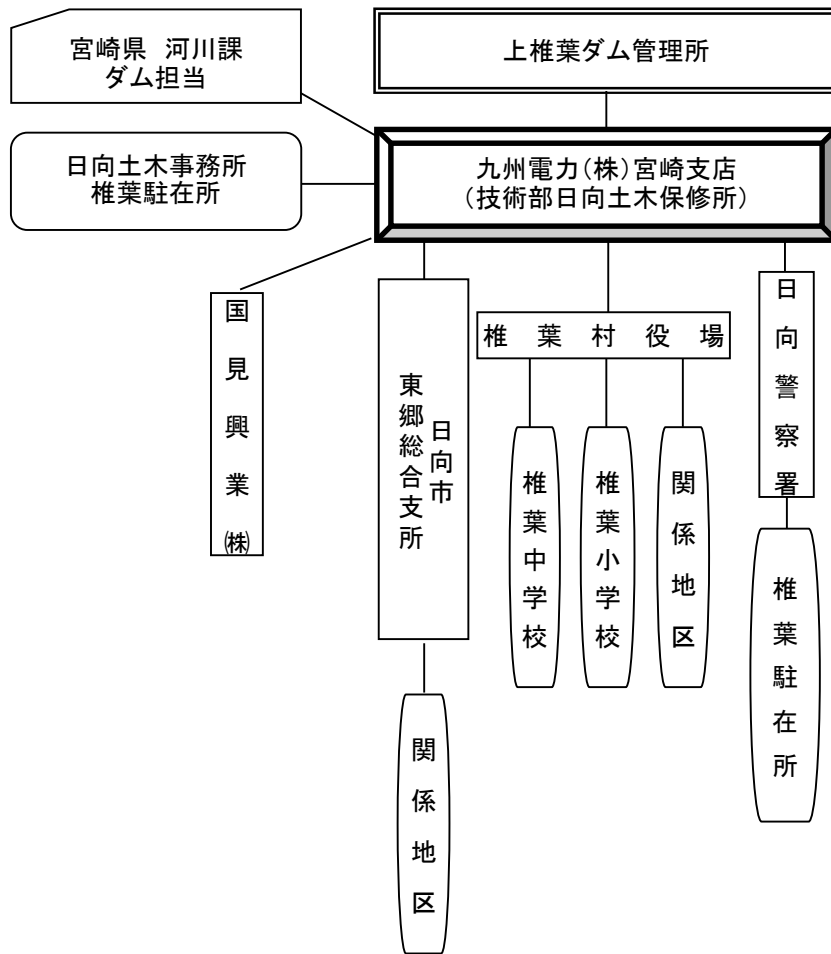
②③一ツ瀬川水系一ツ瀬川 一ツ瀬ダム放流連絡系統図



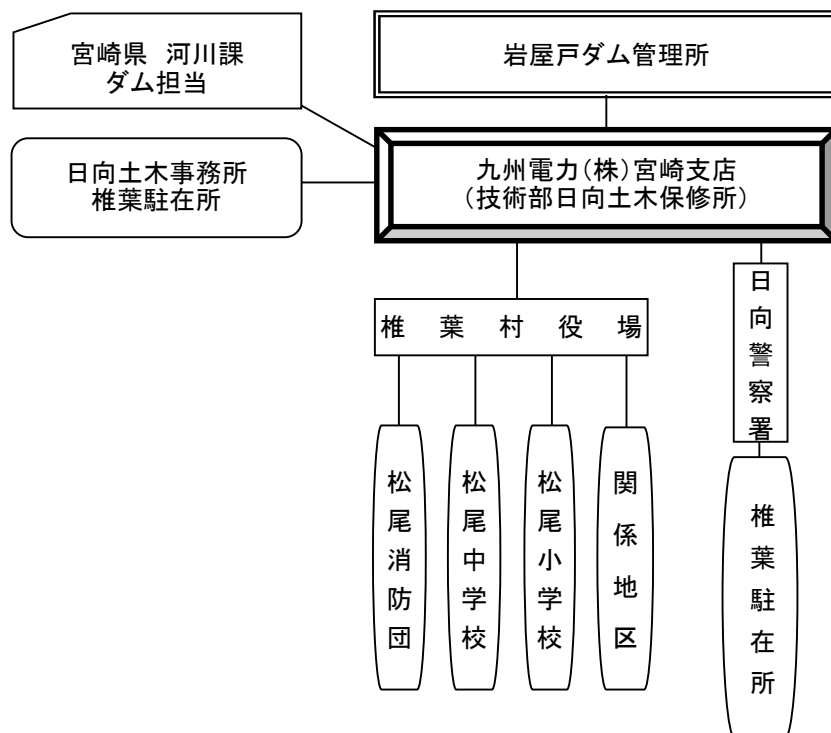
②④一ツ瀬川水系一ツ瀬川 杉安ダム放流連絡系統図



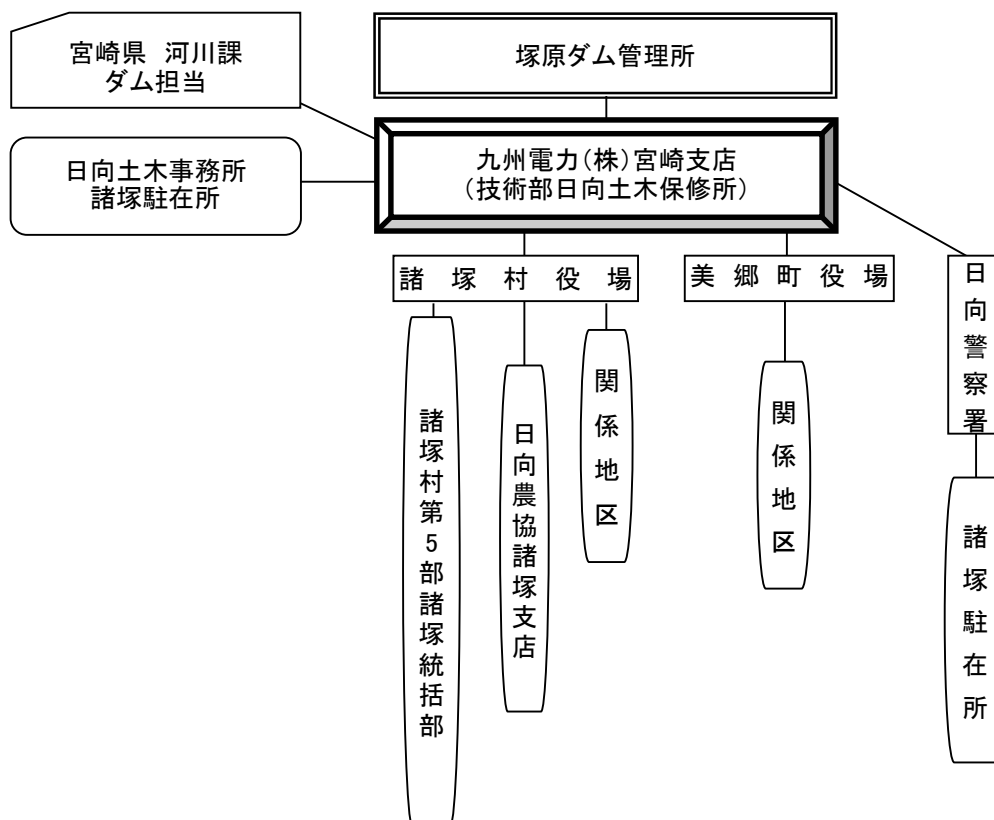
②⑤耳川水系耳川 上椎葉ダム放流連絡系統図



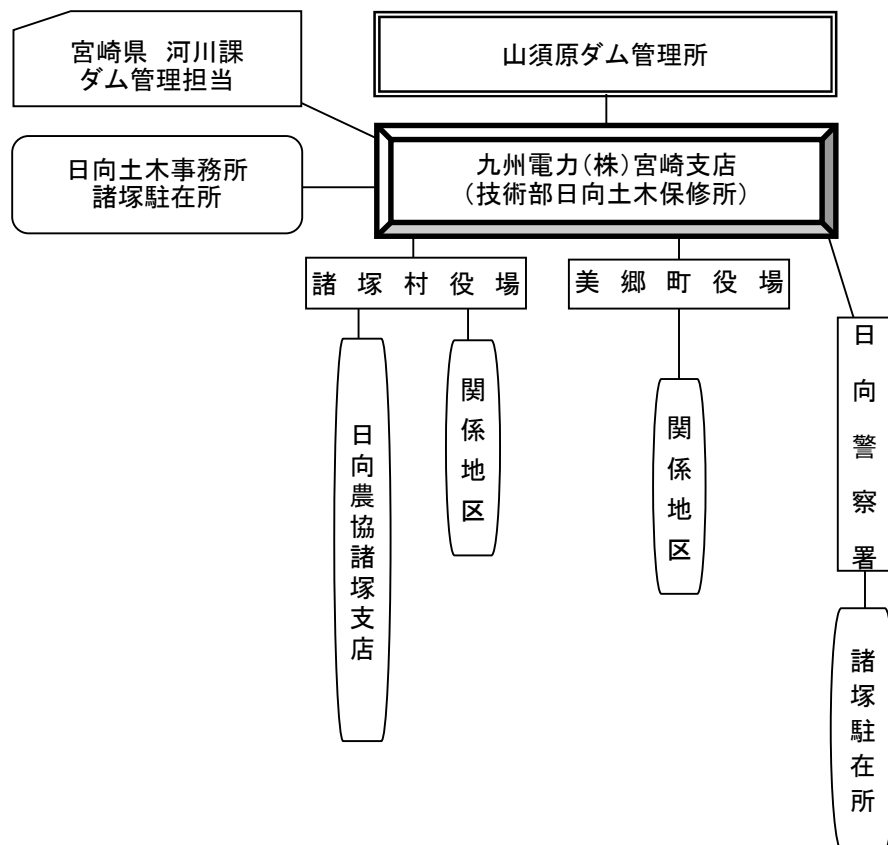
②⑥耳川水系耳川 岩屋戸ダム放流連絡系統図



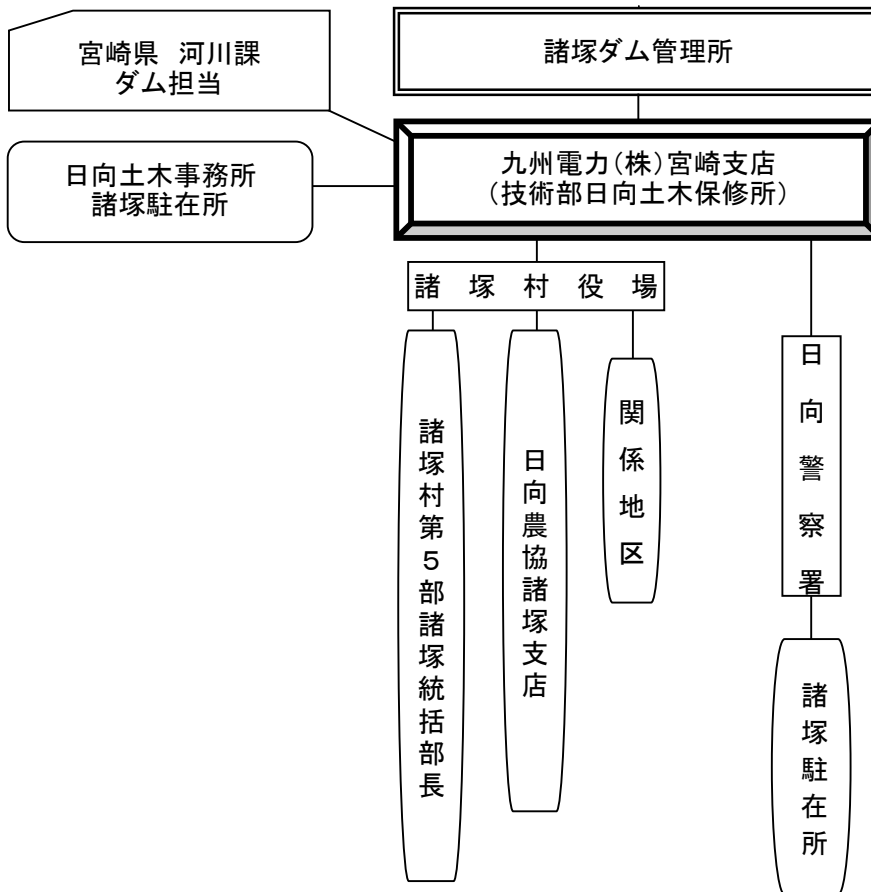
②⑦耳川水系耳川 塚原ダム放流連絡系統図



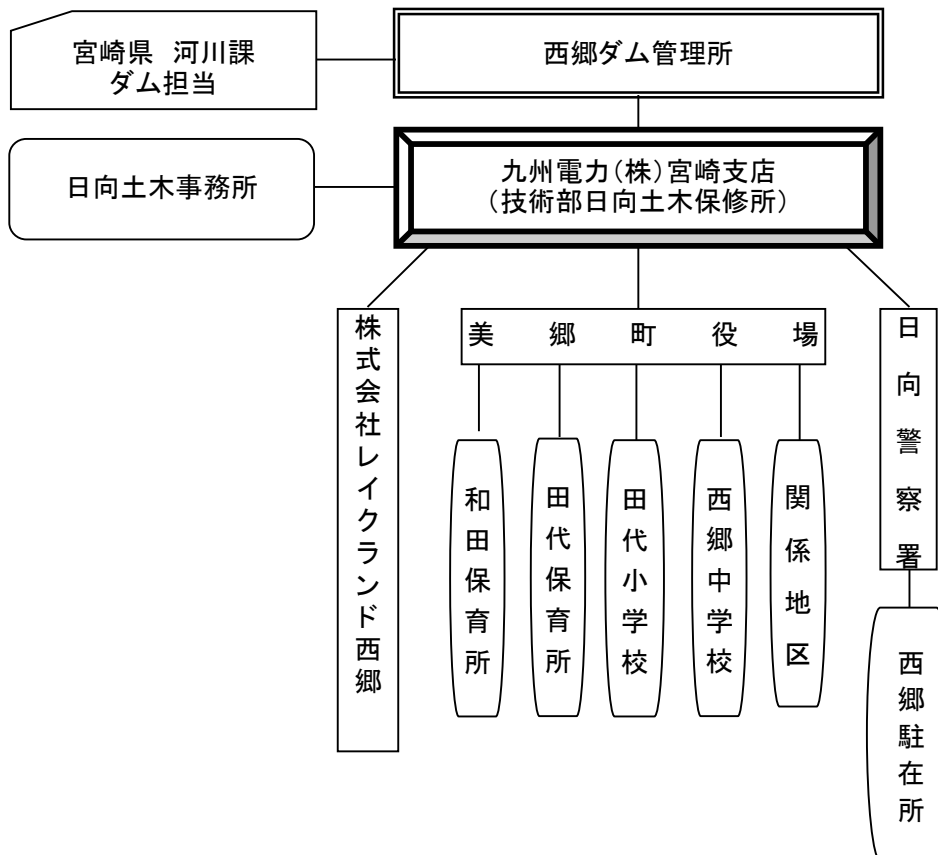
②⑧耳川水系耳川 山須原ダム放流連絡系統図



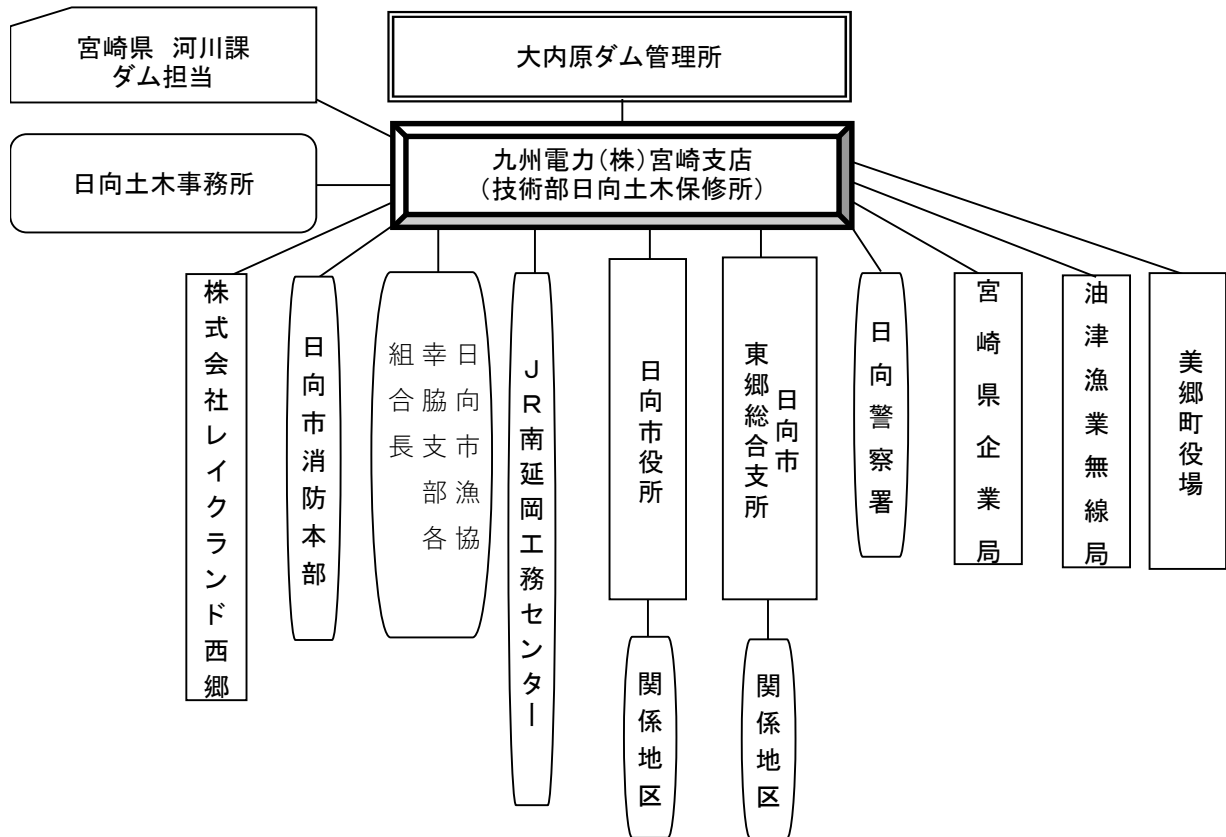
②9耳川水系耳川 諸塚ダム放流連絡系統図



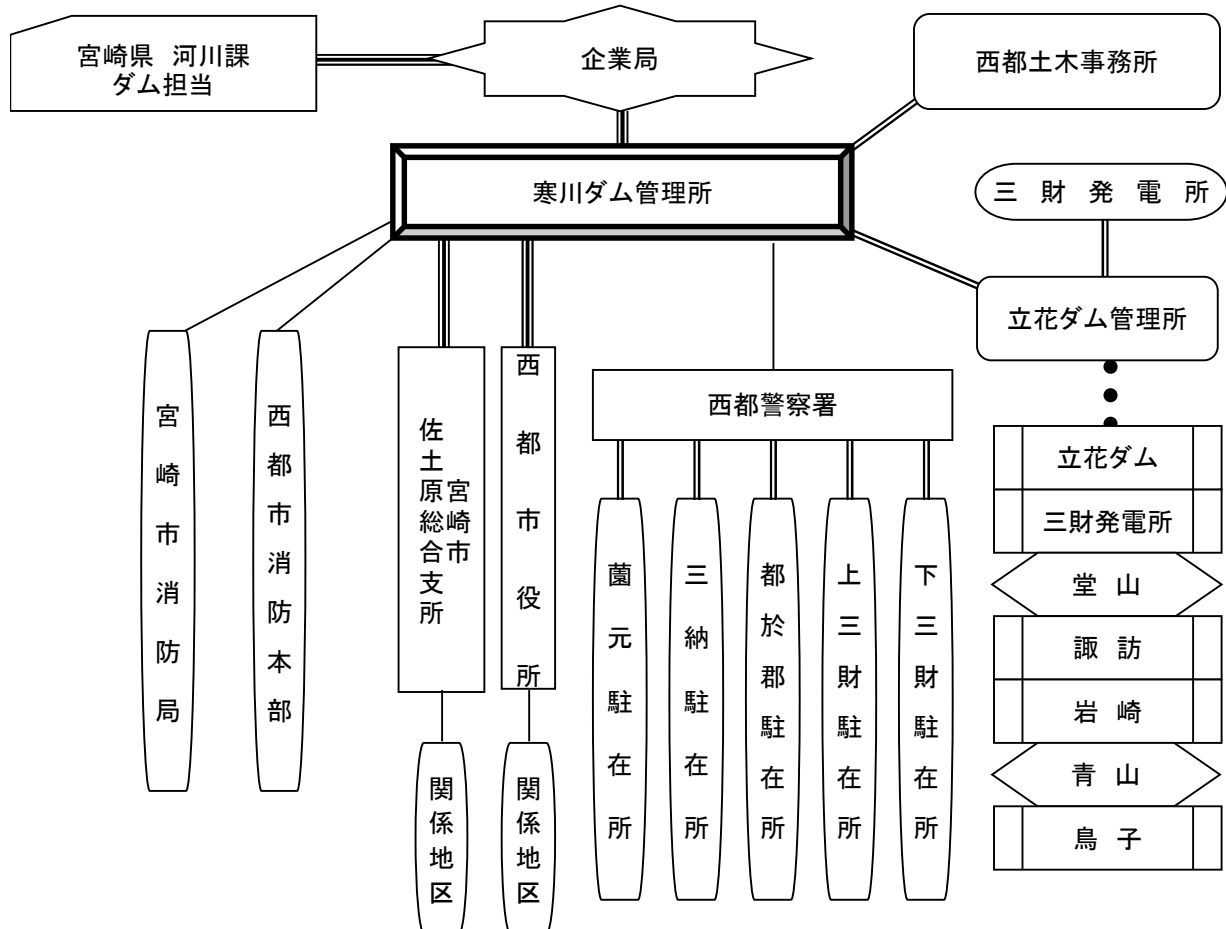
③0耳川水系耳川 西郷ダム放流連絡系統図



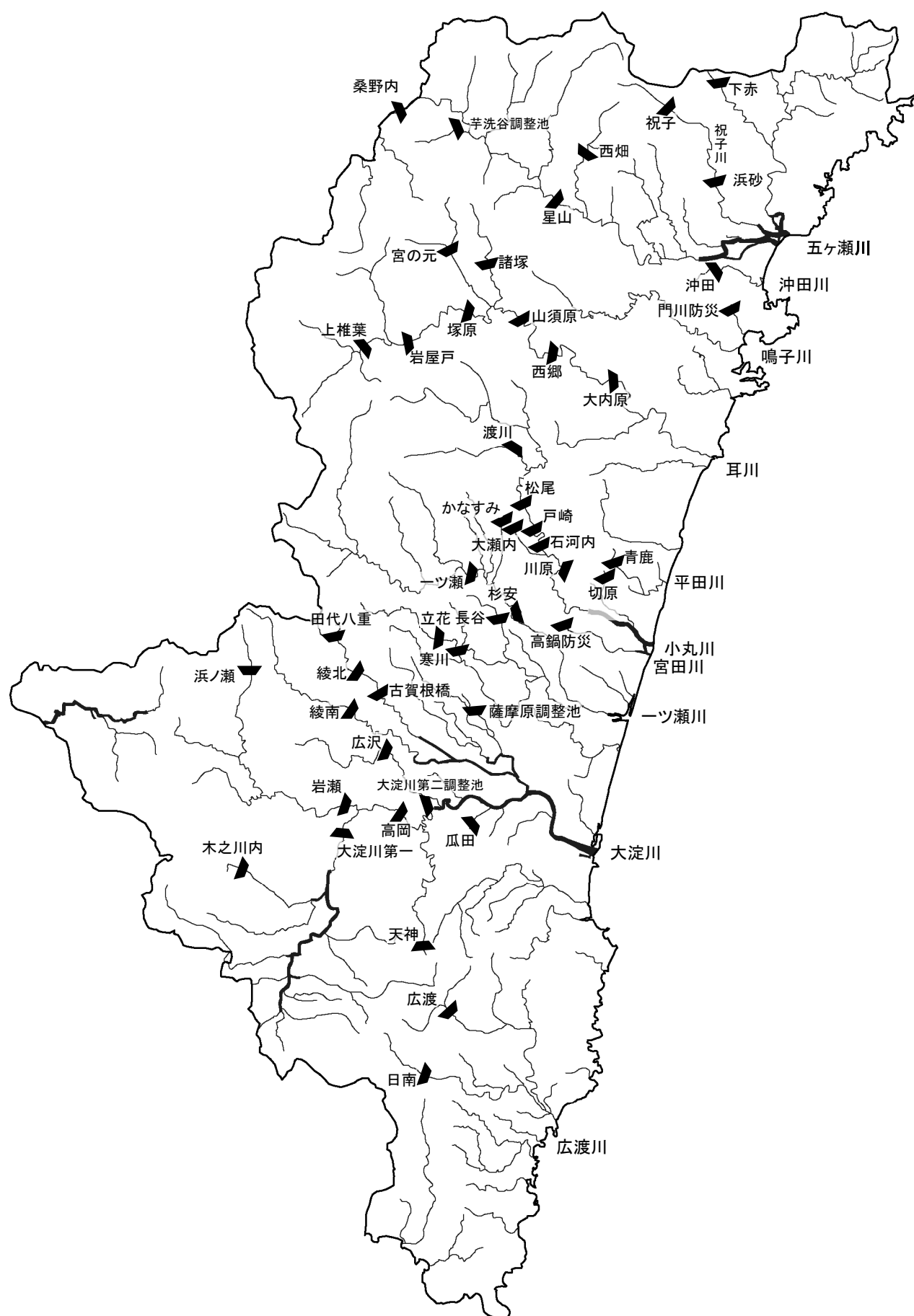
③①耳川水系耳川 大内原ダム放流連絡系統図



③②一ツ瀬川水系三財川 寒川ダム放流連絡系統図



県内のハイダム位置図



宮崎県内のハイダム一覧表（高さ１５メートル以上）

型式別 Ａ：アーチ、Ｈ：中空、Ｅ：アース、Ｇ重力、Ｒ：ロックフィル

目的別 Ａ：かんがい、Ｐ：発電、Ｆ：洪水調節、Ｉ：工業用水、Ｎ：不特定、Ｗ：上水道用水

ダム名	完成年度	水系名	河川名	型式	堤 高 (m)	堤頂長 (m)	堤体積 (千m ³)	総貯水容量 (千m ³)	有効貯水容量 (千m ³)	目的	管理者
岩瀬ダム	S42	大淀川	岩瀬川	G	55.5	155.0	98.0	57,000	41,000	F, P	宮崎県
浜ノ瀬ダム	H28			G	63.0	194.0	213.0	10,300	7,500	A	西諸土地改良区
綾南ダム	S33		本庄川	G	64.0	194.2	142.0	38,000	33,900	F, P	宮崎県
綾北ダム	S35		綾北川	A	75.3	190.3	75.4	21,300	18,800	F, P	宮崎県
田代八重ダム	H12			G	64.6	216.0	211.8	19,270	14,270	F, N, P, W	宮崎県
古賀根橋ダム	S33			G	32.0	108.0	27.1	1,381	416	A, P	宮崎県企業局
瓜田ダム	H10		瓜田川	G	42.0	160.4	100.2	720	620	F, N	宮崎県
大淀川第一ダム	S36		大淀川	G	47.0	178.6	112.1	8,500	2,950	P	九州電力㈱
大淀川第二調整池	S 6			G	21.8	149.1	17.6	242	230	P	九州電力㈱
高岡ダム	S 6			G	38.9	124.2	69.6	12,464	3,984	P	九州電力㈱
薩摩原調整池	T 5		北俣川	E	23.6	129.0	161.6	2,090	1,672	A	薩摩原土地改良区
天神ダム	H13		境川	R	62.5	441.7	2220.0	6,700	6,200	A	宮崎市
木ノ川内ダム	H21		木之川内川	R	64.3	409.7	1501.0	6,270	6,000	A	都城市、三股町
広沢ダム	H11		浦之名川	G	62.7	199.0	167.0	5,100	3,800	A	宮崎市、小林市、綾町
松尾ダム	S26	小丸川	小丸川	G	68.0	165.5	168.2	45,202	33,699	F, N, P	宮崎県
戸崎ダム	S18			G	18.0	115.0	25.8	1,273	724	P	九州電力㈱
川原ダム	S15			G	19.2	150.0	34.0	3,220	1,200	P	九州電力㈱
石河内ダム	H19			G	47.5	185.0	134.0	6,900	5,600	P	九州電力㈱
大瀬内ダム	H19		大瀬内谷川	R	65.5	166.0	860.0	6,200	5,600	P	九州電力㈱
かなすみダム	H19		大瀬内谷川	R	42.5	140.0	390.0	6,200	5,600	P	九州電力㈱
渡川ダム	S31		渡川	G	62.5	173.0	142.6	33,900	29,900	F, N, P	宮崎県
高鍋防災ダム	S42		宮田川	E	25.5	179.1	186.1	1,194	996	F	高鍋町
切原ダム	H24		切原川	G	61.3	227.0	230.0	2,040	1,900	A	尾鈴土地改良区連合
祝子ダム	S47	五ヶ瀬川	祝子川	G	60.0	196.0	132.0	5,774	4,864	F, N, P, I	宮崎県
浜砂ダム	H 4			G	42.7	86.0	30.0	2,430	918	P, I	宮崎県企業局
星山ダム	S17		五ヶ瀬川	G	30.5	142.0	44.2	3,029	941	P	旭化成㈱
桑野内ダム	S30			G	26.5	96.4	17.8	961	262	P	九州電力㈱
西畑ダム	S33		網之瀬川	G	23.7	87.5	18.6	0	0	P	九州電力㈱
芋洗谷調整池	S 5		芋洗谷川	G, A	25.5	69.7	7.5	61	36	P	JNC㈱
下赤ダム	S37		北 川	G	17.8	153.0	9.2	480	300	P	大分県企業局
日南ダム	S59	広渡川	酒谷川	G	47.0	189.0	191.0	6,000	4,640	F, N, P	宮崎県
広渡ダム	H 6		広渡川	G	66.0	170.0	156.0	6,400	5,350	F, N	宮崎県
立花ダム	S38	一ツ瀬川	三財川	G	71.3	193.5	175.6	10,000	8,480	F, N, P	宮崎県
寒川ダム	S38			G	33.5	63.2	21.5	716	372	P	宮崎県企業局
長谷ダム	S56		三納川	G	65.0	143.0	128.0	2,250	1,650	F, N	宮崎県
一ツ瀬ダム	S38		一ツ瀬川	A	130.0	415.6	555.0	261,315	155,500	P	九州電力㈱
杉安ダム	S37			A	39.5	156.0	40.4	8,765	2,247	P	九州電力㈱
上椎葉ダム	S30	耳 川	耳 川	A	110.0	341.0	390.4	91,550	76,000	P	九州電力㈱
岩屋戸ダム	S16			G	57.5	171.0	145.0	8,309	6,358	P	九州電力㈱
塚原ダム	S13			G	87.0	215.0	363.6	34,326	19,555	P	九州電力㈱
山須原ダム	S 6			G	29.4	91.1	23.0	4,194	1,261	P	九州電力㈱
西郷ダム	S 4			G	20.0	84.5	13.3	2,452	1,223	P	九州電力㈱
大内原ダム	S31			G	25.5	152.6	34.6	7,488	1,239	P	九州電力㈱
諸塚ダム	S35		柳原川	H	59.0	149.5	93.5	3,484	1,260	P	九州電力㈱
宮の元ダム	S35		七ツ山川	A	18.5	87.4	4.3	141	62	P	九州電力㈱
門川防災ダム	S46	鳴子川	鳴子川	R	31.0	177.0	161.0	737	607	F	門川町
青鹿ダム	S33	平田川	平田川	E	31.3	123.4	192.0	940	840	A	尾鈴土地改良区連合
沖田ダム	H14	沖田川	沖田川	G	36.0	111.0	38.0	2,750	2,350	F, N	宮崎県

第 5 章 重要水防箇所及び水害時の危険箇所

洪水、津波又は高潮等に際して水防上特に注意を要する箇所と認められる箇所を重要水防箇所という。重要水防箇所、その他の水害時の危険箇所等は以下のとおりである。

第 1 節 重要水防箇所

- 1 国土交通大臣が管理する河川における重要水防箇所は、別表 4 (P99) のとおりである。
- 2 知事が管理する河川及び海岸における重要水防箇所は、別表 5 (P113) のとおりである。

第 2 節 その他の水害時の危険箇所

1 主要交通途絶箇所

県内における主要交通途絶予想箇所は別表 6 (P143) のとおりである。

2 土砂災害危険箇所

県内における土砂災害警戒区域箇所（土石流・急傾斜地・地すべり）の総括は別表 7 (P155) のとおりであり、個別箇所については県土整備部砂防課でとりまとめている。

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土石流、急傾斜地、地すべり）の指定箇所の総括は、別表 8 (P156) のとおりである。随時追加指定を行っており、個別箇所については、県土整備部砂防課で取りまとめている。

参考

重要水防箇所評定基準（案）

（国土交通省分）

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 （溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深堀れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

参考

県管理河川等における重要水防箇所評定基準

(知事管理区分分)

宮崎県における河川等（県管理河川等）の氾濫等による浸水被害を警戒すべき箇所（以下「重要水防箇所」という。）は、背後地に住宅、学校・病院・道路（注１）等の公共施設、防災上の配慮を要する者が利用する施設（注２）、その他不特定多数の者が利用する施設（注３）が存在する箇所、以下の基準に該当する箇所とする。

種 別	A 浸水被害の危険度の特に高い箇所	B 浸水被害の危険度の高い箇所	要注意箇所
堤防高（流下能力）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位、当該河川の合流先の河川（以下「本川」という。）の水位の影響区間にあっては本川の計画高水位）が現況の堤防高を超える箇所（ただし、これによりがたい場合は、河道の狭小又は局部的な堆積土砂等起因して被害が予想される箇所、過去に外水（河川からあふれた水）氾濫があった箇所。）。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位、当該河川の合流先の河川（以下「本川」という。）の水位の影響区間にあっては本川の計画高水位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所（ただし、これによりがたい場合は、河道の狭小又は局部的な堆積土砂等起因して被害が予想される箇所。）。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端幅の２分の１未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは堤防の上端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の堤防の上端に対して不足しているが、それぞれ２分の１以上確保されている箇所。	
堤防斜面の崩れ・すべり	堤防斜面の崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	堤防斜面の崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。堤防斜面の崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、堤防斜面勾配等からみて堤防斜面の崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、堤防の決壊跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・深掘れ	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・堤防の決壊跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。堤防の決壊跡又は旧川跡の箇所。
陸開			陸開が設置されている箇所。
内水（河川に排水できずに氾濫した水）			県管理河川の水位の影響により法定河川でない側溝、排水路等からあふれることが想定される区域で、それによる浸水被害が大きいと想定される箇所（ただし、当該県管理河川への合流点付近に限る。）。
海岸			１ 既往波浪で被災した未復旧の箇所。 ２ 未改修海岸で過去に波浪のため越波浸水した箇所。 ３ 既設海岸堤防、護岸が低く時間風速15m/s程度で越波浸水する箇所。 ４ 侵食の顕著な箇所。 ５ 海岸沿いの重要道路が越波により路面洗掘され交通上重大な支障を及ぼすと予想される箇所。 ６ 高潮、津波等により人家、公共施設に大きい被害が予想される箇所。

(注1) 人員の移動、物資の輸送、水防活動のための移動等の面において重要な道路

(注2) 養護老人ホーム等の老人福祉施設、身体障がい者更生施設及び身体障がい者療護施設等の身体障がい者更生支援施設、助産施設及び保育所等の児童福祉施設並びに病院等の医療施設など

(注3) 不特定多数の者が出入りする地下施設、集会所、商業施設など

(注4) 上記基準は、浸水被害発生の危険度を評定するための基準であり、発生する被害の規模、深刻度を評定するものではない。

(注5) 各土木事務所長は、毎年１年に１回以上、上記基準により重要水防箇所の評定状況を見直すものとする。

(注6) 上記基準の適用に当たり、複数の項目に該当する箇所において、１項目でもA該当があれば、「A 浸水被害の危険度の特に高い箇所」とすること。

第 6 章 水 防 警 報

第 1 節 水 防 警 報 に 関 す る 基 準 等

1 水防警報の発表と通知

国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、知事は国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについては、水防警報の発表を行う。

知事は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川・海岸について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知するものとする。

水防警報の基準等については別表 9 (P159) のとおりである。

2 安全確保の原則

津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動に従事する者の安全確保を図るものとする。

3 水防警報の段階

河川及び海岸に係る水防警報発令の段階を次のとおり定める。ただし、感潮区間については、潮の干満の影響を考慮に入れて判断するものとする。

なお、発表の文例については、P180～190のとおりである。

(1) 河 川 (洪水時)

待 機	水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するとき、又は再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するとき
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき
出 動	水防機関が出動する必要があるとき
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき

(2) 海 岸 (高潮時)

準 備	気象に関する情報、注意報、警報により高潮の危険が予想されるとき。
出 動	潮位が異常を呈し、高潮のおそれがあると予想され、あるいは台風が本県、若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
解 除	潮位が警戒を要する水位以下に減じ水防作業の必要がなくなったとき。

(3) 河川及び海岸（津波時）

- | | |
|-----|---|
| 待 機 | 津波警報が発表される等必要と認めるとき。 |
| 出 動 | 津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。 |
| 解 除 | 巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 |

第 2 節 水 防 警 報 の 発 報 担 当 者 及 び 受 報 者

- 1 国土交通大臣が水防警報を行う河川の水防警報担当者、受報・連絡担当者及び連絡受理担当者は次のとおりである。

水 系 名	河川名	発報担当者	受報・連絡担当者 () を経由し、 水防管理者へ連絡	連絡受理担当者 (水防管理者)
五ヶ瀬川	五ヶ瀬川 大瀬川 祝子川 北川	国土交通省 延岡河川国道事務所長	宮崎県河川課長 (延岡土木事務所長)	延岡市長
小丸川	小丸川	国土交通省 宮崎河川国道事務所長	宮崎県河川課長 (高鍋土木事務所長)	高鍋町長、木城町長
大淀川	大淀川 (上流) 沖水川 庄内川	〃	宮崎県河川課長 (都城土木事務所長)	都城市長
	大淀川 (中流)	〃	〃 (高岡土木事務所長)	宮崎市長
	大淀川 (下流)	〃	〃 (宮崎土木事務所長)	宮崎市長、国富町長
	本庄川	〃	〃 (高岡土木事務所長)	宮崎市長、国富町長、 綾町長
	綾北川	〃	〃 (高岡土木事務所長)	国富町長、綾町長
	深年川 (下流)	〃	〃 (高岡土木事務所長)	国富町長
川内川	川内川 長江川 (下流)	国土交通省 川内川河川事務所長	宮崎県河川課長 (小林土木事務所長)	えびの市長

2 知事が行う河川及び海岸の水防警報担当者は、次のとおりである。

イ 河 川

水 系 名	河 川 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者
五ヶ瀬川	三ヶ所川	西臼杵支庁長	五ヶ瀬町長
	五ヶ瀬川 (上流)	〃	高千穂町長、日之影町長
	五ヶ瀬川 (下流)	延岡土木事務所長	延岡市長
	小 川	〃	〃
	北 川	〃	〃
	祝子川	〃	〃
沖田川	沖田川	〃	〃
小丸川	小丸川	日向土木事務所長	日向市長、美郷町長
五十鈴川	五十鈴川	〃	門川町長、美郷町長
塩見川	塩見川	〃	日向市長
耳 川	耳 川	〃	〃
一ツ瀬川	一ツ瀬川 (上流)	西都土木事務所長	西米良村長
	一ツ瀬川 (下流)	〃	宮崎市長、西都市長、新富町長
	三財川	〃	西都市長
	三納川	〃	〃
石崎川	石崎川	宮崎土木事務所長	宮崎市長
大淀川	萩原川	都城土木事務所長	都城市長
	沖水川	〃	都城市長、三股町長
	丸谷川	〃	都城市長
	東岳川	〃	〃
	高崎川	〃	〃
	本庄川	小林土木事務所長	小林市長
	岩瀬川	〃	〃
	瓜田川	高岡土木事務所長	宮崎市長
	大谷川	宮崎土木事務所長	〃
	八重川	〃	〃
	新別府川	〃	〃
清武川	清武川	〃	〃
加江田川	加江田川	〃	〃
広渡川	広渡川	日南土木事務所長	日南市長
	酒谷川	〃	〃
細田川	細田川	〃	〃
潟上川	潟上川	〃	〃
市木川	市木川	串間土木事務所長	串間市長
本城川	本城川	〃	〃
福島川	福島川	〃	〃
川内川	長江川	小林土木事務所長	えびの市長

ロ 海 岸 (高潮)

海 岸 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者
宮崎市長 日南市長 延岡市、日向市、門川町沿岸	中部港湾事務所長 油津 〃 北部 〃	宮崎市長 日南市長 延岡市長、日向市長、門川町長

ハ 海 岸 (津波)

海 岸 名	発 報 担 当 者	受 報 担 当 者
津波警報等が発表された沿岸	沿岸土木事務所長 (複数の事務所にわたる場合は県水防本部)	関係市町長

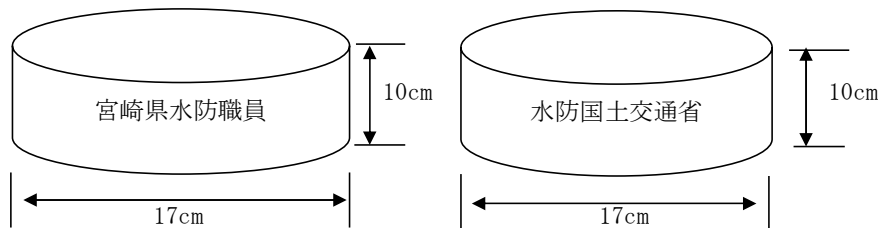
第 3 節 水 防 標 識 と 水 防 信 号

1 水防標識

水防団を規則正しい団体たらしめ、水防作業を正確かつ迅速に行わしむるため、次の標識を定める。

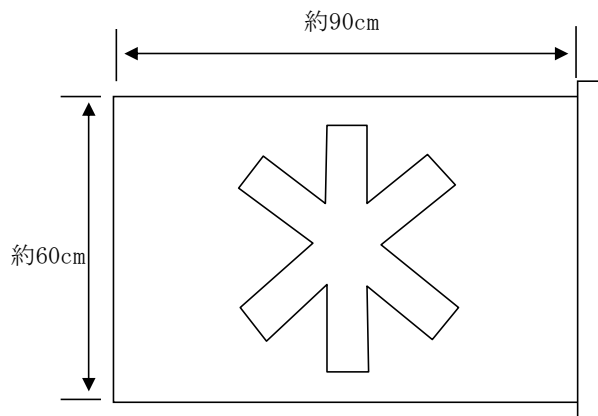
(1) 水防職員の標識

水防に従事する県職員及び国土交通省職員は図示の腕章を左腕に付けるものとする。



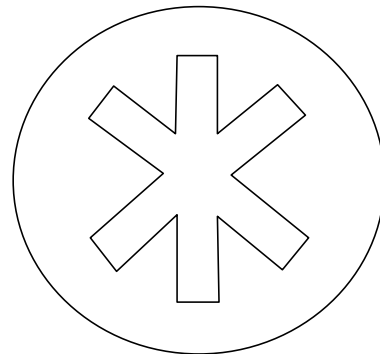
(2) 優先通行及び緊急通行の標識

法第 18 条、第 19 条に規定する標識は次のとおりである。



(イ) 標 識

(注) 白布、水の文字は赤色



(ロ) 標 灯

自動車ヘッドライト

(注) 白布、水の文字は赤色

(3) 水防職員の身分証票

法第 49 条の身分証票は次のとおりである。

(表 面)

水 防 職 員 の 証	
所属機関 職名、氏名	第 号
(年 月 日生)	
上記の者は、水防法第49条の規定に基づく水防職員である。	
年 月 日	

9 cm

6 cm

(裏 面)

水 防 法	
(抜 粋)	
第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。 (3) 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者	

9 cm

6 cm

2 水防信号

法第20条の規定による水防信号は次に掲げるものとする。

(1) 警戒信号(水防第1信号)

氾濫注意水位に達したことを知らせるもので、水防(消防)団幹部の出動を行い水防資器材の整備点検、水門等開閉の準備を知らせるもの。

(2) 出動信号(水防第2信号)

水防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの。

(3) 協力信号(水防第3信号)

当該水防団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

(4) 避難信号(水防第4信号)

必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
(水防第1信号) 警 戒 信 号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○ 休止 ○ 休止
(水防第2信号) 出 動 信 号	○○○ ○○○ ○○○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○ 休止 ○ 休止
(水防第3信号) 協 力 信 号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ 休止 ○ 休止
(水防第4信号) 避 難 信 号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○ 休止 ○ 休止

(備 考)

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- 3 危険がなくなったときは口頭伝達により周知させるものとする。

第 7 章 洪 水 予 報

第 1 節 種 類 及 び 発 表 基 準

種類	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報） 【警戒レベル2相当情報（洪水）】	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報（洪水警報） 【警戒レベル3相当情報（洪水）】	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報（洪水警報） 【警戒レベル4相当情報（洪水）】	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報（洪水警報） 【警戒レベル5相当情報（洪水）】	氾濫が発生したとき

注 1：予報区域に複数の基準観測所がある場合、原則として水位上昇時には、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類を選定するものとする。

注 2：予報区域に複数の基準観測所がある場合、原則として水位下降時には、洪水予報の切替を行わない。ただし、予報区域内の一部の観測所が明らかに安全である場合等、合理的な理由があれば洪水予報の切替を行ってもよい。

注 3：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注 4：「氾濫発生情報（洪水警報）」は、氾濫が発生したときに、氾濫が発生する毎に発表する。

注 5：「氾濫発生情報（洪水警報）」は、氾濫発生中に、氾濫発生地点を含む受け持ち区間の基準地点の水位が氾濫危険水位に達した場合も氾濫危険水位への到達情報として発表する。

注 6：「氾濫発生情報（洪水警報）」の解除は、氾濫を原因とする事象に対して安全が確認されたとき発表する。

第 2 節 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

1 大淀川水系洪水予報

法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項に基づき、国土交通省（宮崎河川国道事務所）と気象庁（宮崎地方気象台）が共同して行う大淀川水系洪水予報は、次のとおりである。

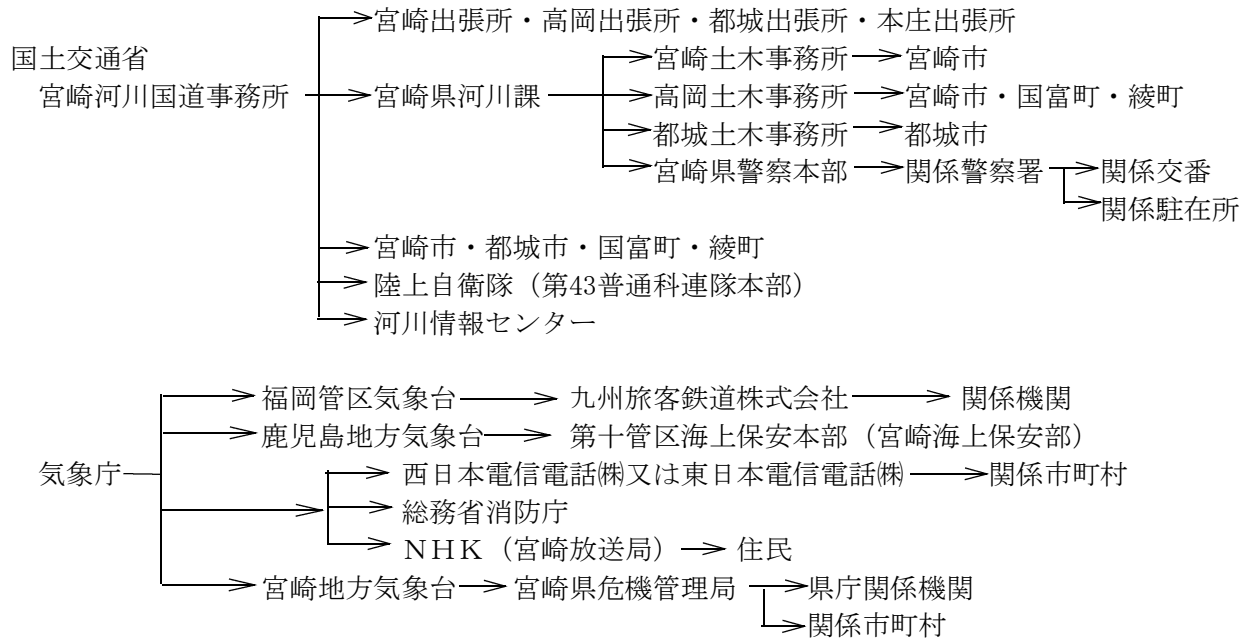
①洪水予報を行う河川名、区域

予報区域	河川名	区域
大淀川上流部	大淀川	左 岸：宮崎県都城市大字五十町字瀬戸上1,294番の2の乙地先から宮崎県都城市高崎町縄瀬字下小牧4,188番地先まで 右 岸：宮崎県都城市大字五十町字湧脇5,294番の3地先から宮崎県都城市高城町有水字上大久保1,223番の92地先まで
庄内川	庄内川	左右岸：宮崎県都城市庄内町字東牟田9,784番の4地先の鉄道橋下流端から大淀川への合流点まで
沖水川	沖水川	左 岸：宮崎県都城市大字川東字下川原2,494番地先から大淀川への合流点まで 右 岸：宮崎県都城市大字川東字中尾下4,055番地先から大淀川への合流点まで
大淀川下流部	大淀川	左右岸：宮崎県宮崎市高岡町浦之名字古川4,576番の1地先の柚ノ木崎橋から海まで
本庄川	本庄川	左 岸：宮崎県東諸県郡綾町大字入野字四枝607番の1地先から大淀川への合流点まで 右 岸：宮崎県東諸県郡綾町大字入野字中川原118番の2地先から大淀川への合流点まで

②洪水予報の対象となる基準観測所

予報区域	河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位
大淀川上流部	大淀川	樋渡	5.40	6.00	8.30	9.20
		岳下	3.20	3.70	4.10	4.80
庄内川	庄内川	樋渡	5.40	6.00	8.30	9.20
沖水川	沖水川	岳下	3.20	3.70	4.10	4.80
大淀川下流部	大淀川	柏田	5.30	5.70	8.50	9.10
		高岡	5.40	5.80	7.60	8.10
本庄川	本庄川	嵐田	3.90	4.30	4.80	5.20

③伝達系統



※ 但し、西日本電信電話㈱又は東日本電信電話㈱への伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

2 小丸川洪水予報

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省（宮崎河川国道事務所）と気象庁（宮崎地方気象台）が共同して行う小丸川洪水予報は、次のとおりである。

①洪水予報を行う河川名、区域

予報区域	河川名	区域
小丸川	小丸川	左 岸：宮崎県児湯郡木城町大字高城字山塚原4,870番の4地先から海まで 右 岸：宮崎県児湯郡木城町大字椎木字山宮1,267番地先から海まで

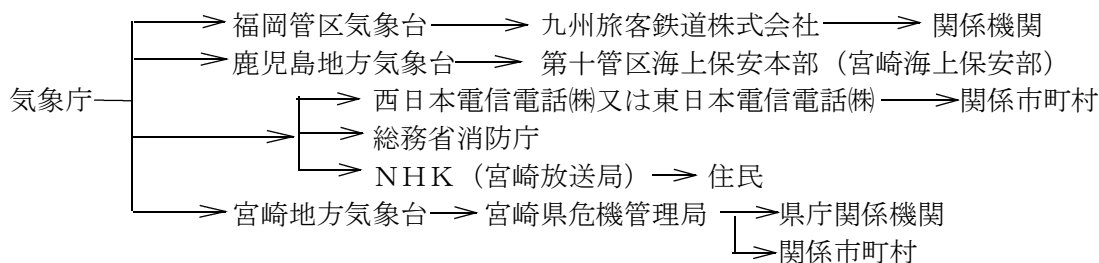
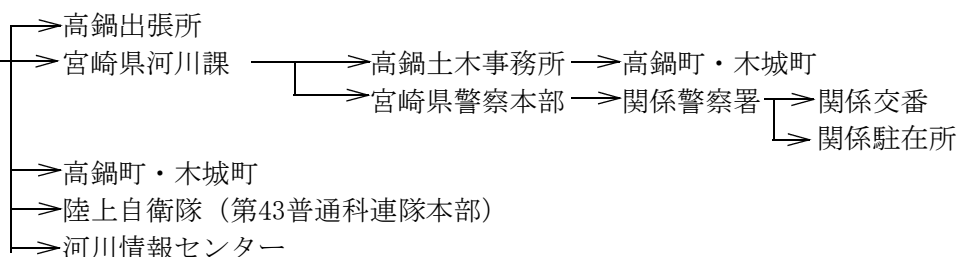
②洪水予報の対象となる基準観測所

予報区域	河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位
小丸川	小丸川	小丸大橋	3.00	3.50	5.00	5.50

③伝達系統

国土交通省

宮崎河川国道事務所



※ 但し、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社への伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

3 五ヶ瀬川・大瀬川洪水予報

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省（延岡河川国道事務所）と気象庁（宮崎地方気象台）が共同して行う五ヶ瀬川・大瀬川洪水予報は、次のとおりである。

①洪水予報を行う河川名、区域

予報区域	河川名	区域
五ヶ瀬川・大瀬川	五ヶ瀬川	左 岸：宮崎県延岡市貝の畑町2,413番の1地先から海まで 右 岸：宮崎県延岡市下三輪町1,661番の25地先から海まで
	大瀬川	五ヶ瀬川からの分派点から海まで

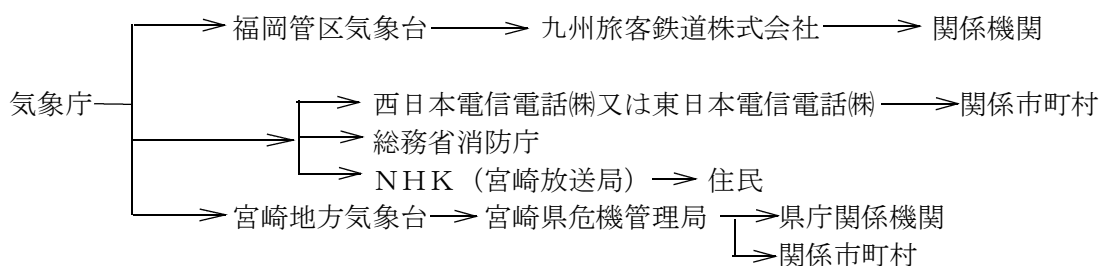
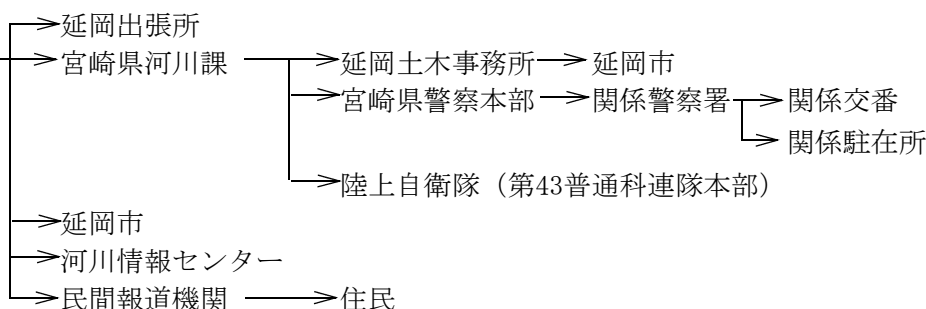
②洪水予報の対象となる基準観測所

予報区域	河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位（警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位
五ヶ瀬川・大瀬川	五ヶ瀬川	松山	3.50	4.10	5.10	5.90
	大瀬川	三ツ瀬	3.40	3.90	4.60	5.30

③伝達系統

国土交通省

延岡河川国道事務所



※ 但し、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社への伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

4 川内川洪水予報

法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通省（川内川河川事務所）と気象庁（鹿児島地方気象台）が共同して行う川内川洪水予報は、次のとおりである。

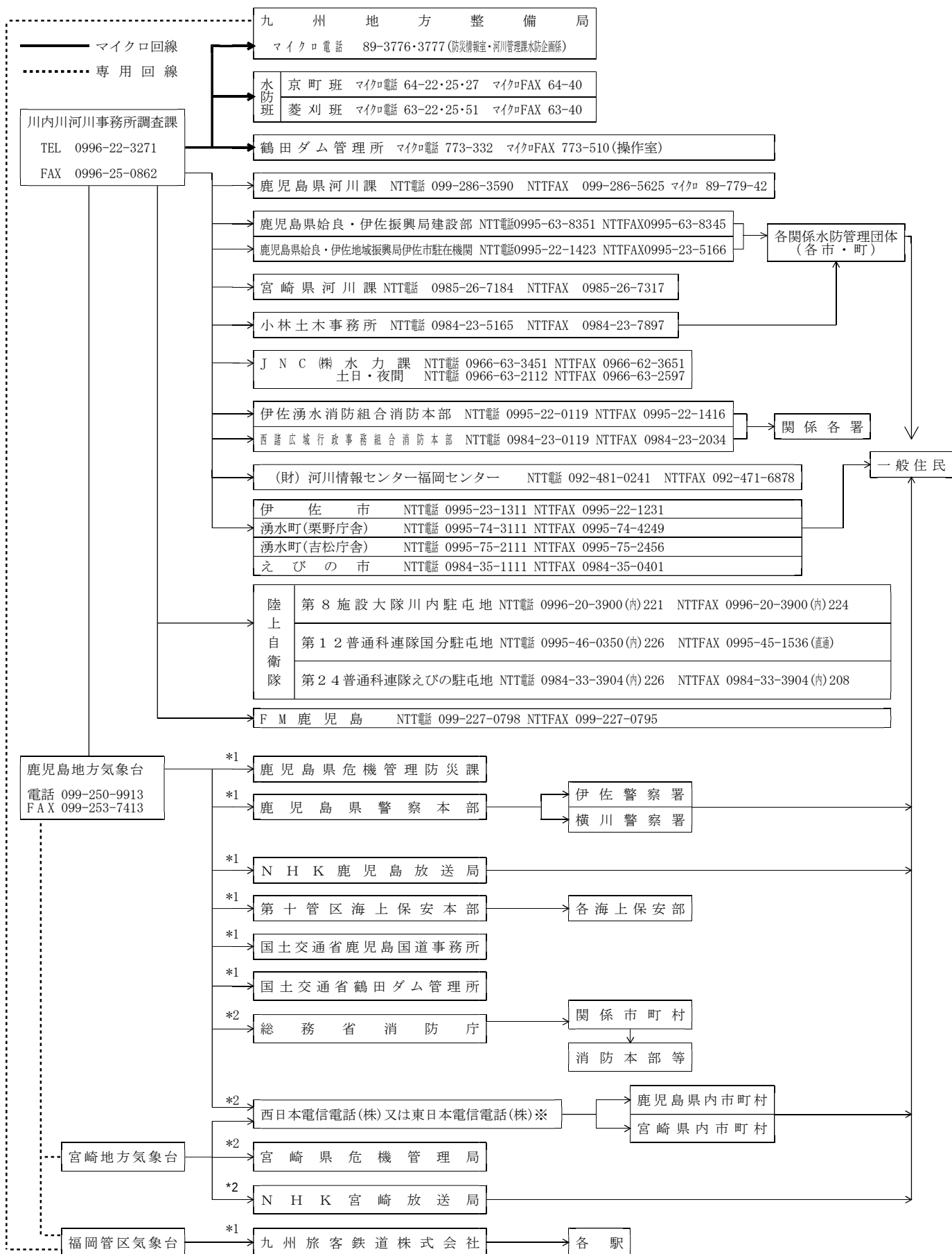
①洪水予報を行う河川名、区域

予報区域	河川名	区域
川内川 上流部	川内川	左 岸：宮崎県えびの市大字原田字池元3824番の1地先から鶴田ダムまで 右 岸：宮崎県えびの市大字原田字佐院3871番の1地先から鶴田ダムまで
	長江川	左 岸：宮崎県えびの市大字栗下字奈多良1145番の3地先から幹川合流点まで 右 岸：宮崎県えびの市大字栗下字鶴田1255番の2地先から幹川合流点まで

②洪水予報の対象となる基準観測所

予報区域	河川名	観測所名	水防団 待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
川内川 上流部	川内川	真幸	2.40	3.30	4.00	4.70
	長江川					

③伝達系統



※西日本電信電話(株)又は東日本電信電話(株)への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

*1: 防災情報提供システム

*2: 気象情報伝送処理システム

第 3 節 宮崎県と気象庁が共同で行う洪水予報

1 広渡川・酒谷川洪水予報

法第 11 条及び気象業務法第 14 条の 2 第 3 項に基づき、宮崎県（日南土木事務所）と気象庁（宮崎地方气象台）が共同して行う広渡川・酒谷川洪水予報は、次のとおりである。

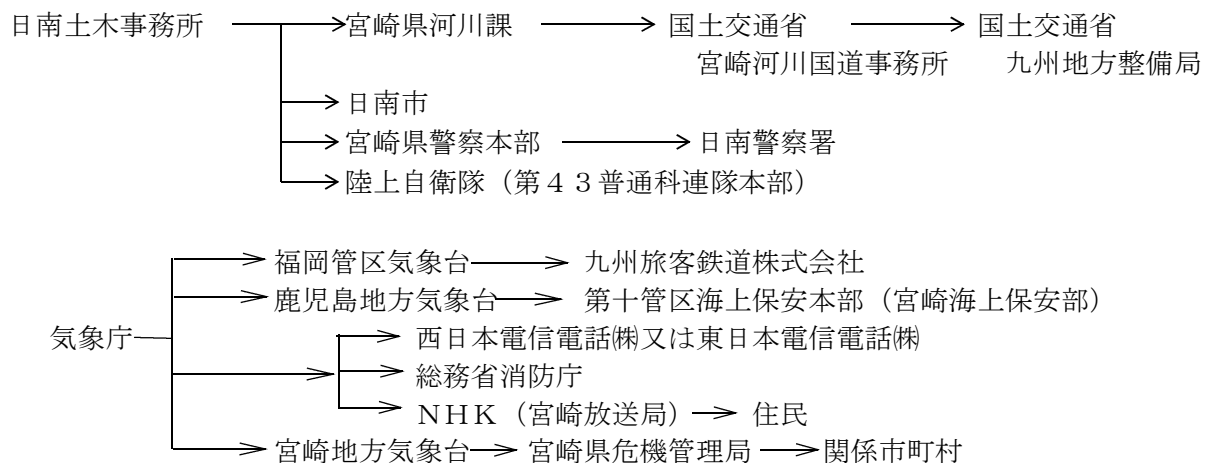
①洪水予報を行う河川名、区域

予報区域	河川名	区域
広渡川	広渡川	左 岸：宮崎県日南市北郷町郷之原甲字下村甲3713番3地先から海まで 右 岸：宮崎県日南市北郷町郷之原字壱町田甲3871番1地先から海まで
酒谷川	酒谷川	左 岸：宮崎県日南市大字酒谷字上床乙237番地先から広渡川への合流点まで 右 岸：宮崎県日南市大字酒谷字種子田乙1853番の4地先から広渡川への合流点まで

②洪水予報の対象となる基準観測所

予報区域	河川名	観測所名	水防団 待機水位	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位
広渡川	広渡川	谷之城橋	4.70	5.10	5.30	5.60
		東郷橋	3.20	3.60	3.80	4.10
酒谷川	酒谷川	本町橋	2.00	2.30	2.80	3.50
		東光寺橋	3.10	3.50	3.50	3.80

③伝達系統



※ 但し、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社への伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

2 清武川洪水予報

法第11条及び気象業務法第14条の2第3項に基づき、宮崎県（宮崎土木事務所）と気象庁（宮崎地方气象台）が共同して行う清武川洪水予報は、次のとおりである。

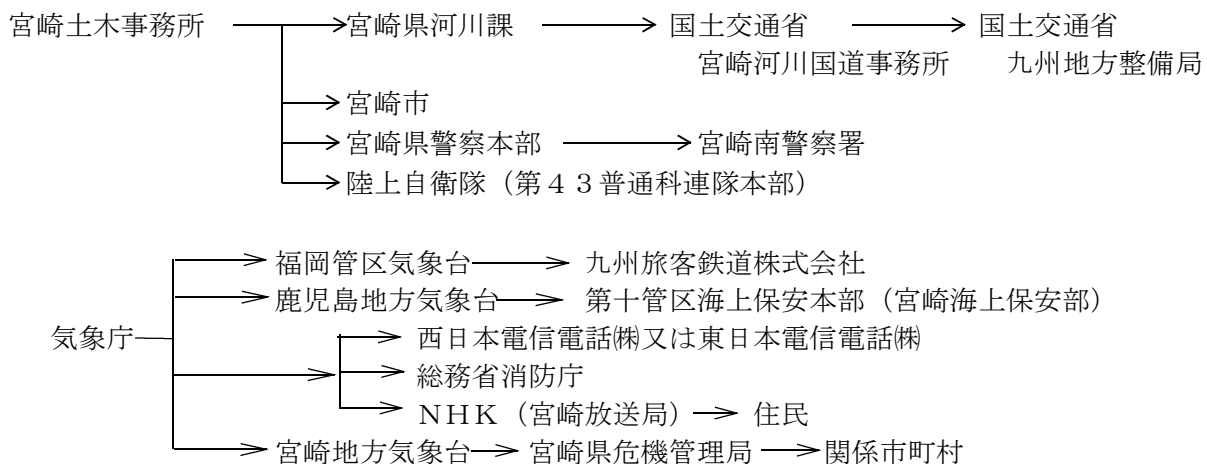
①洪水予報を行う河川名、区域

予報区域	河川名	区域
清武川	清武川	左 岸：宮崎県宮崎市清武町船引字黒北南3611番2地先から海まで 右 岸：宮崎県宮崎市清武町船引字安ヶ野2357番3地先から海まで

②洪水予報の対象となる基準観測所

予報区域	河川名	観測所名	水防団 待機水位	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位	氾濫危険水位
清武川	清武川	清滝橋	2.90	3.60	4.20	4.70

③伝達系統



※ 但し、西日本電信電話㈱又は東日本電信電話㈱への伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

第8章 水位情報通知及び周知

避難指示発令の目安である氾濫危険水位（法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位）及び高齢者等避難発令の目安である避難判断水位について、国土交通大臣又は知事が行う通知及び周知の方法は、次のとおりである。

1 水位情報の通知及び周知の対象区域

- (1) 国土交通大臣が水位情報を通知及び周知する河川及び観測所は、別表10（P172～173）のとおりである。
- (2) 知事が水位情報を通知及び周知する河川及び観測所は、別表10（P174～177）のとおりである。

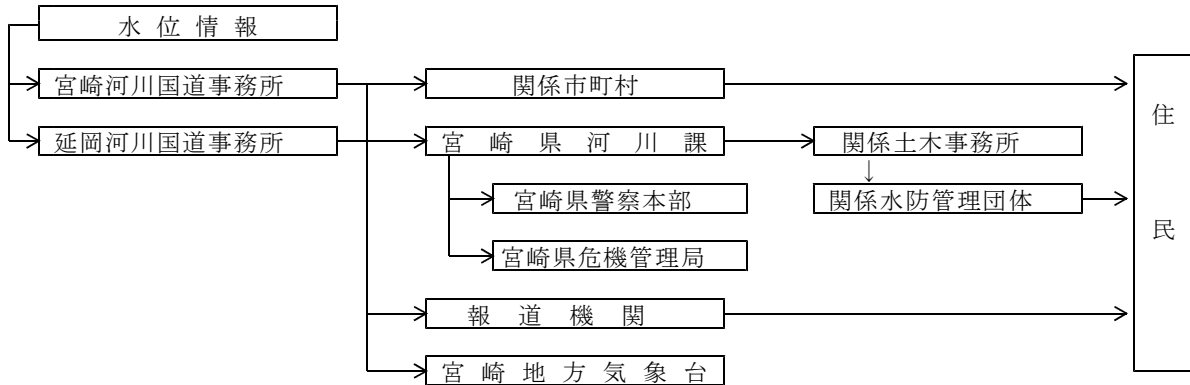
2 発表基準

国土交通大臣又は知事は、水位周知河川の水位が、別表10（P172～177）の氾濫危険水位及び避難判断水位に達したとき並びに氾濫が発生したときは、関係市町村の長、関係水防管理団体及び報道機関等へ通知・発表する。

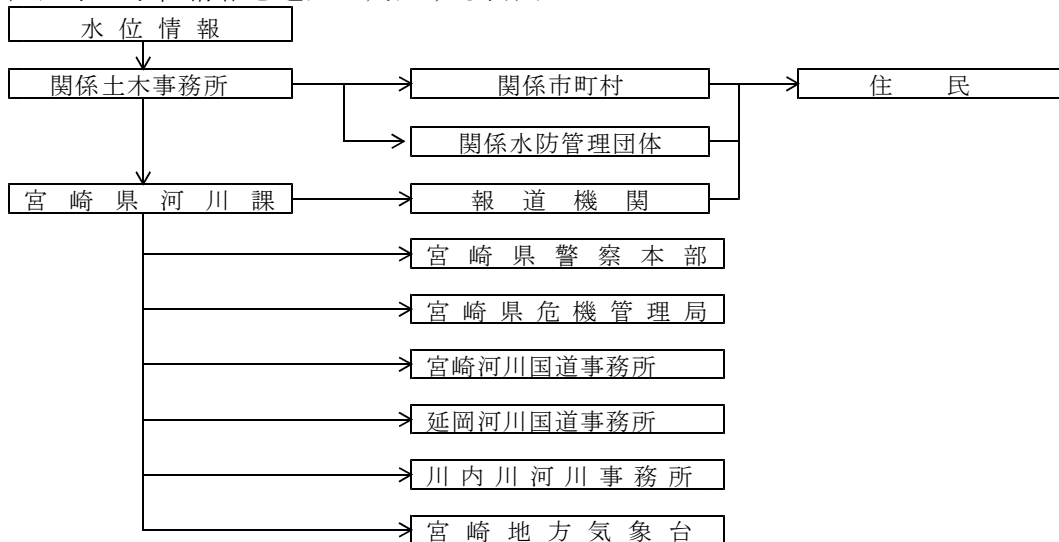
注）発表文例（知事管理河川の例）をP209～214に示す。

3 伝達系統

(1) 国土交通大臣が水位情報を通知・周知する河川



(2) 知事が水位情報を通知・周知する河川



第 9 章 水 防 活 動

第 1 節 予 報 及 び 警 報 と そ の 措 置

1 水防活動に必要な予報及び警報の種類

気象業務法第 14 条の 2 に基づく、水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報を持って代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報は次のとおりである。（発表基準は宮崎県地域防災計画による）

水防活動の利用に適合する 注意報・警報	一般の利用に適合する 注意報・警報・特別警報	発表官署
水防活動用気象注意報	大雨注意報	宮崎地方气象台
水防活動用気象警報	大雨警報	〃
	大雨特別警報	〃
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	〃
水防活動用洪水警報	洪水警報	〃
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	〃
水防活動用高潮警報	高潮警報	〃
	高潮特別警報	〃
水防活動用津波注意報	津波注意報	気象庁
水防活動用津波警報	津波警報	〃
	津波特別警報 （大津波警報の名称で発表）	〃

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

ただし、川内川の鹿児島県内流域に関する上記気象注意報・警報（津波関係は除く）の発表については、鹿児島地方气象台が行う。

2 措 置

(1) 県水防本部

県水防本部（水防本部が設置されていないときは、県土整備部河川課。以下同じ。）は、宮崎地方气象台及び国土交通省九州地方整備局により水防に関する通知を受けたときは、直ちに宮崎地方气象台及び九州地方整備局宮崎河川国道事務所、同延岡河川国道事務所並びに同川内川河川事務所（京町出張所）と相互連絡を行うとともに、速やかに無線電話又は有線電話で土木事務所、港湾事務所に連絡するものとする。ただし、緊急に必要な場合は関係水防管理団体と直接連絡することがある。

(2) 土木事務所

土木事務所は、県水防本部より水防に関する通報連絡を受けたとき又は気象状況等により必要と認めたときは、それぞれの観測を強化して、雨量・水位の観測資料を収集し、関係水防管理団体への周知、関係水防管理団体の状態把握に努めるとともに、直ちにダム操作規則に定めるところに従

いダム操作体制に入り、必要に応じダム操作規則に定める下流関係機関に通報するものとする。

また、その状況を県水防本部に報告するとともに必要に応じ関係警察署、九州地方整備局河川国道（河川）事務所等に連絡するものとする。

水防管理団体から水防活動についての通知連絡を受けたときは、その状況により県水防本部に報告するとともに、関係警察署、九州地方整備局河川国道（河川）事務所に関係事項を連絡するものとする。

(3) 港湾事務所、海岸関係土木事務所

港湾事務所および海岸関係土木事務所は、県水防本部より水防に関する通報連絡を受けたとき又は気象状況等により必要と認めたときは、それぞれの観測を強化し、潮位の観測資料を収集し、関係水防管理団体に通知するとともに、関係水防管理団体の状態把握に努めるものとする。またその状況を県水防本部に報告するとともに必要に応じ関係警察署、土木事務所等に連絡するものとする。

(4) 水防管理団体

水防管理団体は、次の場合直ちに土木事務所、港湾事務所に連絡するものとする。

ア 水防団または消防団が水防のため出動したとき。

イ 水防作業を開始したとき。

(5) 用排水路、ため池、干拓堤防等の管理者

用排水路、ため池、干拓堤防等の管理者は、次の場合直ちに農林振興局および水防管理団体に連絡するものとする。

ア 用排水路、ため池、干拓堤防等に水害発生のおそれがあるとき。

イ 用排水路、ため池、干拓堤防等に異常が発生したとき。

第 2 節 雨 量 の 通 報

1 通 報

(1) 土木事務所の雨量観測員は2の要領に従い県水防本部に通報しなければならない。

宮崎県総合河川砂防情報システムによる水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

(2) 土木事務所は、常に適確な気象状況を把握するため警察、九電、気象台、J R、その他の機関と密接な連絡をとり管下の正確な資料を入手し必要に応じ県水防本部に通報するものとする。

(3) 県水防本部は、気象台から受けた雨量に関する資料を関係土木事務所に速やかに通知するものとする。

2 通報の要領

雨量観測者は、次の要領により通報しなければならない。

(1) 雨が降り始めてから50ミリメートルに達したとき、その時刻と降り始めの時刻

(2) その後は毎時ごとの観測値

(3) 雨が止んだときは、その時刻と雨量

3 水防時に通報すべき県の雨量観測所は、次のとおりである。

観測所名称	所在地	観測員	無線・電話
宮崎土木	宮崎市橘通東1-9-10	宮崎土木事務所	防災宮崎 TEL（宮崎）26-7286
日南土木	日南市戸高1-12-1	日南土木事務所	防災日南 TEL（日南）23-4661
串間土木	串間市大字西方8970	串間土木事務所	防災串間 TEL（串間）72-0134
都城土木	都城市北原町24-21	都城土木事務所	防災都城 TEL（都城）23-4512
小林土木	小林市細野367-2	小林土木事務所	防災小林 TEL（小林）23-5165
高岡土木	宮崎市高岡町内山3100	高岡土木事務所	防災高岡 TEL（高岡）82-1155
西都土木	西都市大字三宅9451	西都土木事務所	防災西都 TEL（西都）43-2221
高鍋土木	児湯郡高鍋町北高鍋 3870-1	高鍋土木事務所	防災高鍋 TEL（高鍋）23-0001
日向土木	日向市中町2-14	日向土木事務所	防災日向 TEL（日向）52-4171
延岡土木	延岡市愛宕町2-15	延岡土木事務所	防災延岡 TEL（延岡）21-6143
西臼杵支庁	西臼杵郡高千穂町三田井22	支庁土木課	防災高千穂 TEL（高千穂）72-3191

第3節 水位の通報等

1 通報（別表9水防警報を行う河川（海岸）、対象区域及び発令の基準等（P157）及び別表11水位報告通信系統図（P176）参照）

土木事務所又は農林振興局は、河川、ため池の水位が水防団待機水位に達したときは、この要領により県水防本部、関係水防管理団体に連絡しなければならない。

2 通報要領

土木事務所は、次の要領により連絡しなければならない。

- (1) 水防団待機水位に達したときは同水位に復するまでの1時間ごとの水位。
- (2) 氾濫注意水位に達したとき及び減水し同水位に復したときの時刻。
- (3) 氾濫注意水位を越えたときは同水位に復するまで毎時ごとの水位。
- (4) 避難判断水位に達したとき及び減水し同水位に復したときの時刻。
- (5) 最高水位に達し減水に向かうときはその水位と時刻。

宮崎県総合河川砂防情報システムによる水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

3 水位の通知及び公表

県水防本部及び土木事務所は、法第12条第1項及び第2項に規定される水位の通知及び公表を次

のとおり行う。

(1) 法第12条第1項の通知

水防警報発令の基準となる水位データを確認する水位観測所において各水防団待機水位に達したとき、水防警報発令の対象となっている水防管理団体（別表9の活動対象水防管理団体）に対し、水防警報の形式により通知する。

(2) 法第12条第2項の公表

水位の情報をインターネット上の「宮崎県の雨量・河川水位観測情報」(<http://kasen.pref.miyazaki.lg.jp/>)に掲載することにより公表する。

第4節 潮 位 の 通 報

1 通 報

港湾事務所は、異常高潮のおそれがあると予知されるときは、情報収集を行い、必要に応じて県水防本部に連絡しなければならない。

2 通報の主な事項

(1) 風向及び風速の概要

(2) 潮 位

(3) 波高（潮位の動きの平均値より波頭までの高さ）及び波頭より防潮堤防上端までの余裕

(4) 気象潮量（その時刻の推定潮位と観測潮位の差）

第5節 水防団（消防団）の出動

水防管理者は、次に示す基準により水防団（消防団）にあらかじめ定められた計画に従って出動準備または出動の指令を出し、水防団（消防団）の水防活動を適切に行わせるものとする。

1 出 動 準 備

県の計画で定められた出動準備基準によるほか、次の場合に水防管理者は水防団（消防団）に出動準備をさせるものとする。

(1) 洪水予報が発せられたとき、又は県水防計画に定められた氾濫注意水位に達するおそれがあると予想されるとき。

(2) 豪雨等により破堤、漏水、がけくずれなどのおそれがあり、その他の水防上必要と認められるとき。

(3) 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水、高潮の危険が予想されるとき。

2 出 動

県の計画に定められた出動基準によるほか、次の場合に水防管理者は、水防団（消防団）を出動させるものとする。

(1) 水防計画に定められた氾濫注意水位に達しなお上昇の見込みがあるとき又は干拓堤防若しくはため池用排水路に水害発生のおそれがあるとき。

(2) 潮位が異常を示し高潮のおそれがあると予想され、あるいは台風が本県もしくはその近くを通過

するおそれがあるとき。

(3) その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

第 6 節 監 視 及 び 警 戒

1 常 時 監 視

水防管理者は、関係河川、海岸、堤防・津波防護施設等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、土木事務所に連絡するものとする。

水防管理者は、ため池については前記に準じ、巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ため池管理者、農林振興局に連絡するものとする。

2 非 常 警 戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視および警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防の川側と上端と居住地側の 3 班に分かれて巡視し、特にその状態に注意し、次のような異常を発見した場合は直ちに土木事務所または農林振興局に連絡するとともに水防作業を開始する。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- (3) 堤防上端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれている状況
- (5) 排水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他の構築物と取付部分の異常

ため池については以上のほか、取水口の閉そく状況、流域の山崩れの状態、流入並びにその浮遊物の状態、余水吐及び放水路附近の状態、排水門の漏水による亀裂および堤防斜面の崩れ等に注意するものとする。

第 7 節 水 門、こ う 門、ダ ム 等 の 操 作

水門、こう門、ダム等の管理者（操作責任者を含む。）は気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し必要に応じて門扉等の開閉を行う。

前項の管理者は毎年出水期に先立ち門扉の操作等について支障のないよう点検準備を行わなければならない。

なお、河口部・沿岸部の水門、こう門の管理者は、津波警報等が発令された場合は、操作員の安全確認を最優先にすることとし、水門等の操作については、海岸保全施設は「海岸管理者宮崎県が管理する水門・陸閘等の操作規則（平成29年4月宮崎県農村整備課・漁村振興課・河川課・港湾課）」、その他の施設は「津波襲来時の河川、港湾等管理施設の対応指針（平成23年6月県宮崎県河川課・港湾課）」に基づいて行うものとする。

第 8 節 水 防 作 業

1 工 法

工法はその選定を誤らなければ、1種類の工法を施行するだけで成果を挙げる場合が多い。

しかし、時には数種の工法を施行しはじめてその目的を達成することがあるから、当施行の工法で効果が認められないときは、これに代るべき工法を次々に行い極力防止に努めなければならない。

工法を選ぶに当たっては、堤防の組成材料、流速、堤防斜面、護岸の状態等を考慮して最も有効で、しかも使用材料がその附近で得やすい工法を施行すること。

(1) 漏 水

ア 川側の堤防斜面の漏水箇所（吐出口）の下に「むしろ張」などを行い堤防斜面を洗われないようにし、居住地側堤防斜面の吐出口が大きい場合は「月の輪」を施す。

イ 居住地側堤防斜面犬走り又は堤防の居住地側平場のとき

「釜段工」を施すが、噴水、漏水が少量のときは土管を伏せたり、底抜きの「たる」や「おけ」を伏せるかまたは「水流むしろ」を行う。

ウ 川側堤防斜面吸込口の手当

吸込口を突き止めることができればその口に「差しわら」または「詰土のう」をし、これに浮き止めの挿竹を施す。

吸込口が発見できないときは、その附近一帯に「むしろ張」「畳張工」「木流工」を行う。しかし吸込口が塞がれない間は決して漏水口を塞いではない。

(2) 川側堤防斜面の崩れ、深掘れ

ア 堤防斜面が崩れているとき

「木流工」「むしろ張」「シート張工」で保護し、もし崩れが拡大して以上の工法では不安と思われる場合には「築廻工」を行って補強する。

イ 堤防斜面の下部や護岸部分の深掘れのとき

「蛇籠入」「捨石」「枠入れ」「木流工」「むしろ張」を行って堤防の一部流出の拡大を防止する。

(3) 堤防上端および居住地側堤防斜面の亀裂または崩れ

ア 亀裂が浅いとき

亀裂箇所を掘り返して埋め戻し、十分固めを行う。ただし、堤防内の浸透水の飽和により堤防本体がうんでいる場合（ぬかるんでいる場合）は、次のイの工法による方が適当である。

イ 亀裂が深いとき

「折返し工」「控取工」「繋ぎ杭」「五徳縫い工」などの地縛り工法を施す。

ウ 崩れに対して

「杭打積土のう工」「力杭打工」「籠止工」などで防止する。

(4) 堤防からの水のあふれ

「積土のう工」「板棚工」

積土のうが3段以上になると止め杭を使用する。

(5) 排水門等の漏水

排水門の川側に「月の輪締切」か「詰土のう」を施す。漏水の程度がその圧力を減すればよい場合は、居住地側に「月の輪」を行うものとする。

(6) ため池の措置

氾濫注意水位以上に水位の上昇が予想される時は、その危険性を確め、下流部の影響を考慮の上、適当な措置をとるものとする。

(7) 水防活動上の心得

- ア 命令なく部所を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- イ 作業中は私語を慎み、終始敢闘精神をもって護り抜くこと。
- ウ 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防の決壊」等の想像による言動をしてはならない。
- エ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れせしめないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心掛けること。
- オ 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体水位が最大の時又はその前後である。
しかし、堤防斜面の崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。
- カ 団員は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の安全性を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第 9 節 避難のための立退き

1 避難のための立退きの指示

洪水、津波または高潮等により著しく危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、あらかじめ定めた防災協力体制による現地状況の分析に基づく決定により、現地の状況に応じ必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、適切な避難のための立退きの指示を行うものとする。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

2 危険区域の把握と避難立退き先の指定

市町村長は、洪水、津波または高潮等の襲来した場合における危険区域について、その地域と危険度の把握を行い、危険区域については地区ごと及び災害の種類ごとに避難立退き先を検討し、あらかじめ具体的な避難場所及び避難経路を定めるものとする。

3 避難立退きの周知

市町村長は、避難立退きの万全を図るため、危険区域や避難場所、避難経路等を明示した防災マップや広報誌、ホームページ等を活用した避難に関する広報活動の実施を通じて、避難場所、避難経路等についてあらかじめ住民に広報、周知を講ずるものとする。

災害時における市町村長から住民までの立退き指示の伝達方法については、TV放送、ラジオ放送、市町村防災行政無線、緊急速報メール、SNS（ソーシャルネットワークシステム）、広報車、消防団による広報、電話・FAX/登録制メール、消防団・警察・自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ等により、迅速に必要と認める地域の住民等への周知を徹底する。

市町村長は、地域の広狭、人口の多少、情報インフラの状況、公共団体職員、警察官及び消防団員

の数の多少等それぞれの地域の実情に応じた伝達方法をあらかじめ定めるものとし、全ての伝達手段について、その手順を確認し、伝達を受ける側が限定される場合は、確実に伝達されるかの訓練も実施することとする。

4 避難者の輸送

避難は原則として避難者各個に行うものとし、必要に応じ、関係機関の車両、舟艇等を利用する。

5 大規模災害の措置

市町村長は、被害地が広域で避難者を同一市町村に収容し得ないときは、隣接市町村に避難所の開設及び避難者の収容を依頼し、又は隣接市町村の建物等を借上げて避難所を開設する。

市町村は、避難所の不足や避難所開設等に支障が生じた場合には、必要に応じて隣接市町村との調整等の支援を県に要請する。

県は、市町村から要請があった場合、あるいは市町村の被害の状況により必要があると判断した場合は、他の市町村に避難者の収容に係る協力を依頼するなど必要な支援を行う。

第 10 節 決壊等の通報及び決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防（消防）団長は直ちにその旨土木事務所、農林振興局及び氾濫する方向の隣接水防管理者等に報告しなければならない。

土木事務所又は農林振興局は、県水防本部、警察その他必要な機関に連絡するとともに、決壊箇所についてはできる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第 11 節 水 防 解 除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき、又は高潮等のおそれなくなったときは、これを一般に周知するとともに土木事務所又はその他の事務所に対しその旨通報するものとする。この通報を受けた土木事務所等は直ちに県水防本部に報告するものとする。

第 10 章 関係機関との協力・応援

第 1 節 河川管理者の協力

河川管理者である九州地方整備局長は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（国土交通省が管理している河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (6) 水防活動の記録及び広報

第 2 節 隣接県との協定

(鹿児島県との協定事項)

大淀川水系及び川内川水系の水防管理については、互いに連絡を密にし、相互の応援は支障のない範囲で協力する旨の協定をしている（P65のとおり）。

第 3 節 応援及び応援等の相互協定

1 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は警戒区域を設定し、無用者の立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させるものとする。

2 警察官の応援

水防管理者は水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

3 隣接水防管理団体の応援

水防管理者は法により緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長又は水（消）防団長に対して応援を求めることができる。

応援のため派遣された者は、資材を携行して応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動するものとする。

4 自衛隊派遣要請

知事は、人命または財産の保護のための必要があると認めた場合は、宮崎県地域防災計画に基づき、直ちに自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

5 相互応援協定

隣接する水防管理団体は、協定応援等水防事務に関してあらかじめ相互に協定を締結しておくものとする。

大淀川水系、川内川水系水防協定書

大淀川水系及び川内川水系の水防管理については、水防法第7条第3項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

- 1 両県にまたがる大淀川（支川を含む）及び川内川の関係水防管理者は、それぞれ、管内堤防が決壊若しくは溢水の危険のある場合又は決壊した場合は、直ちに関係の水防管理者に通報するとともに、その後の情報を連絡するものとする。
- 2 前項の水防管理者は、関係水防管理者から応援を求められたときは、自己の責任区域内の水防活動に支障のない範囲で、水防作業員又は必要資材器具類の応援をなすものとする。

昭和63年4月13日

宮崎県知事 松形 祐堯 印

鹿児島県知事 鎌田 要人 印

第 11 章 水 防 訓 練 等

第 1 節 水 防 訓 練

1 県の水防訓練

県は水防工法、避難立退き通信連絡および応急救護等の総合訓練を各関係機関団体等の協力を得て実施するものとし、特に必要と認められた場合においては水防工法、通信連絡等を中心とした訓練を地区別に実施するものとする。

2 指定水防管理団体の水防訓練

(1) 水防訓練実施要領

指定水防管理団体の水防訓練は、次の項目について十分訓練を行うよう水防計画に定めるものとし、特に一般住民を参加させ水防思想の高揚に努めるものとする。

- イ 観測（水位・潮位・雨量・風速）
- ロ 通報（電信・無電・伝達）
- ハ 動員（水防団・消防団・消防団の動員・居住者の応援）
- ニ 輸送（資材・器材・人員）
- ホ 工法（各水防工法）
- ヘ 樋門、角落しの操作
- ト 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

(2) 水防訓練の実施時期

- イ 指定水防管理団体の水防訓練の実施は、5月から8月までの間に行うものとする。
- ロ 非指定水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて水防訓練を実施するよう努めるものとする。

(3) 津波避難訓練

津波災害警戒区域に係る水防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第 2 節 費用負担と公用負担

1 費 用 負 担

水防管理団体がその管轄区域の水防に要する費用は、各々当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のため要する費用の額および負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって定める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担方法は、両者の協議によって定めるものとする。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (イ) 必要な土地の一時使用
- (ロ) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (ハ) 車両その他の運搬用機器の使用
- (ニ) 排水用機器の使用
- (ホ) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記（イ）から（ニ）（（ロ）における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者にあつては、水防管理者より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合はこれらを提示しなければならない。

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

4 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は、時価によりその損失を補償しなければならない。

第 3 節 水防報告等

1 水防記録

水防管理者は水防活動が終結したときは遅滞なく次の事項を取りまとめて、様式第2号により土木事務所長に報告するものとし、土木事務所長は様式第1号により県水防本部長に報告するとともに水防記録を作成してこれを保管しなければならない。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測所
- ②警戒出動及び解散命令の時刻
- ③水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び人員
- ④水防作業の状況
- ⑤堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑥使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- ⑦法第28条による収用または使用器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑧障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- ⑨土地を一時所有したときはその箇所及び所有者の住所氏名とその事由
- ⑩応援の状況

- ⑪居住者出動の状況
- ⑫警察の援助状況
- ⑬現場指揮者の指名
- ⑭立退きの状況及びそれを示した事由
- ⑮水防関係者の死傷
- ⑯功労者及び功績
- ⑰事後の水防に考慮する必要がある点その他水防管理者の所見
- ⑱堤防その他の施設にして緊急工事を要するものが生じたときはその場所及びその損傷状況
- ⑲その他必要な事項

2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を様式第3号により、水防活動実施後3日以内に土木事務所長を経由して県水防本部長に報告するとともに、県水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（九州地方整備局）に報告するものとする。

※水防実施状況報告書記載上の注意

様式第 2 号

- ① 各水防管理団体および土木事務所で水防を行った箇所ごとに作成すること。
- ② 水防管理団体は、土木事務所長に箇所ごとの報告書に集計をつけて 3 部提出すること。
- ③ 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所の欄には、箇所数のみを記入すること。
- ④ 一般及びため池関係者は各別とすること。

様式第 1 号

- ① 土木事務所長は各水防管理団体から提出された様式第 2 号を集計して様式第 1 号を作成すること。
- ② 様式第 1 号に様式第 2 号を附して県水防本部長あてに 2 部提出すること。
- イ 出水の概況……出水時の模様を具体的に記入すること。
- ロ 水防実施箇所……箇所数のみを記載すること。
- ハ 水防開始の日時および終結日時……管下水防管理団体中出動の最も早かったものと最終解散のものについて記載すること。
- ニ 作業の概要……工法の種類と工法ごとの箇所数及び延長を記入すること。

宮崎県水防本部長 殿

事務所名	出水の状況	水防実施箇所	防災実施の日時及び終結の日時	出動	人員	水防作業の概要
		箇所		水防団員	人	
				消防団員	人	
				県消防要員	人	
				その他	人	
				合計	人	

水防の成果	所要経費概要	使用資材及び	管理団体分		県支出分	備考
			数量	経費		
堤防	害披	費用				
田	m	管理団体				
畑	町	計				
家屋	戸					
鉄道	m					
道路	m	その他資材				

(注) イ 土木事務所は、各水防管理団体から提出された2号報告書を集計して様式1号を作成し、それぞれ2部添えて水防本部長(河川課経由)に提出すること。

(土木事務所経由)
宮崎県水防本部長 殿

管理団体名		指定非指定の別							報告年月日 年 月 日							
台風名又は豪雨名		水防実施の 当時の天候														
水防実施箇所		川 岸							管 理 団 体		県 支 出 分		合 計			
		地点 メートル														
期 日									活 動 費	使用 資材	主要資材	円	円	円		
											その他資材					
											小 計					
出 動 人 員 数		水 防 要 員 人	消 防 要 員 人	其 他 人	計 人	機 械 等 損 料		費	（ ）		（ ）		（ ）			
									食 糧 費							
									出 動 手 当 等							
									そ の 他							
水防作業の概要 及び 工 法									計							
水防の 効果 被 害	効 果 被 害	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	主 要 資 料	資 材 名	数量	経費	数量	経費	数量	経費
		m	町	町	戸	m	m	人								
		m	町	町	戸	m	m	人								
洪水の増減の状況		堤 防 又 は 護 岸 天 端 か ら 下 方 へ							そ の 他 資 材	（ ）		（ ）		（ ）		
		メートル														
他の地域団体よ りの応援状況									水防法第28条公用 負担下命の状況	使用物件 の 種 類		員 数		補 償 金 額		
居住者の出動状況									立退きの状況及び それを指示した理由							
警察援助状況									水防功労者の氏名、 年令所属及びその 功績概要							
水防活動者の 交 付 状 況									堤防その他施設の 有無及び緊急工事 を要するものが生 じたときはその場 所及び損傷状況							
現場指導者の氏名									水防活動に関する 自己批判							
水防関係者の死傷									備 考							

- (注) 1 各水防管理団体で水防を行った箇所ごとに作成すること。
2 各水防管理団体は、所管内土木事務所長に箇所ごとに報告書を3部提出すること。
3 機械等損料は、水防活動のために賃借した自動車、建設機械等の賃借料を記入し、上段()書には水防資材の運搬に使用した機械の賃借料を内書きで記入すること。
4 「主要資材」は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石とし、「その他資材」は、主要資材以外の使用額を記入し、上段()には、土、砂、砂利の使用額を内書で記入すること。

令和〇年台風第〇号における水防活動
(宮崎県〇〇市消防団・令和〇年8月〇日～〇日)

様式第3号

概要

〇〇市消防団は、令和〇年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土の積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)

水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真
-------------------	-------------------

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または 被害状況写真	水防活動または 被害状況写真
-------------------	-------------------

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

第 12 章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通大臣及び知事は、河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

洪水浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、以下のとおりである。

国土交通大臣が管理する河川

水系名	河川名	浸水想定区域 指定	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町村
大淀川	大淀川（下流部）	H28.8.30	http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/kasen/bousai/shinsuisoutei/oyodo.html	宮崎市、国富町、 都城市
	大淀川（上流部）	H28.8.30		
	本庄川	H28.8.30		宮崎市、国富町、 綾町
	深年川	H28.8.30		宮崎市、国富町
	綾北川	H28.8.30		綾町、国富町
	沖水川	H30.8.17		都城市
	庄内川	H30.8.17		都城市
小丸川	小丸川	H29.3.29	http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/kasen/bousai/shinsuisoutei/omaru.html	高鍋町、木城町
五ヶ瀬川	五ヶ瀬川	H28.8.30	http://www.qsr.mlit.go.jp/nobeoka/bosai	延岡市
	大瀬川	H28.8.30		延岡市
	北川	H28.8.30		延岡市
	祝子川	H28.8.30		延岡市
川内川	川内川	H28.6.10	http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/bousai_info/kouhyou	えびの市
	長江川	H28.6.10		えびの市

知事が管理する河川

水系名	河川名	浸水想定区域 指定	浸水想定区域 公表ＨＰアドレス	関係市町村
五ヶ瀬川	三ヶ所川	H30.12.6	http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kasen/shakaikiban/kasen/kouzuishinsui.html	五ヶ瀬町
	五ヶ瀬川（上流）	H30.12.6		高千穂町、 日之影町
	五ヶ瀬川（下流）	H30.12.6		延岡市
	小川	H30.12.6		延岡市
	北川	H30.12.6		延岡市
	祝子川	H30.12.6		延岡市
沖田川	沖田川	H31.3.28		延岡市
小丸川	小丸川（上流）	H31.3.28		美郷町
	小丸川（下流）	H31.3.28		日向市
五十鈴川	五十鈴川（上流）	H30.12.6		美郷町
	五十鈴川（下流）	H30.12.6		門川町
塩見川	塩見川	H30.12.6		日向市
耳川	耳川	H30.12.6		日向市
一ツ瀬川	一ツ瀬川（上流）	H30.12.6		西米良村
	一ツ瀬川（下流）	H30.12.6		西都市、新富町、 宮崎市
	三財川	H30.12.6		
	三納川	H30.12.6		宮崎市
石崎川	石崎川	H30.12.6		宮崎市
大淀川	大谷川	H31.3.28		宮崎市
	八重川	H31.3.28		宮崎市
	新別府川	H30.12.6		宮崎市
	萩原川	R1.7.18		都城市、三股町
大淀川	沖水川	R1.7.18		都城市、三股町
	丸谷川	H30.12.6		都城市
	東岳川	R1.7.18		都城市
	高崎川	H31.3.28		都城市
	岩瀬川	H31.3.28		小林市
	本庄川	H31.3.28		小林市
	瓜田川	H31.3.28		宮崎市
清武川	清武川	H31.3.28		宮崎市
加江田川	加江田川	H31.3.28		宮崎市
川内川	長江川	R1.7.18		えびの市
広渡川	広渡川	H30.12.6		日南市
広渡川	酒谷川	H30.12.6		日南市
細田川	細田川	H31.3.28		日南市
渦上川	渦上川	H31.3.28		日南市
市木川	市木川	H31.3.28		串間市
本城川	本城川	H31.3.28		串間市
福島川	福島川	H31.3.28		串間市

第2節 高潮浸水想定区域の指定状況

知事は、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が予想される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町は、以下のとおりである。

海岸名	浸水想定区域 指定	浸水想定区域 公表HPアドレス	関係市町
日向灘沿岸	R5.5.25	https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kasen/kurashi/shakaikiban/takashio-shinsui.html	延岡市、門川町、日向市、都農町、川南町、高鍋町、新富町、宮崎市、日南市、串間市

第3節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報、その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、内水又は高潮に関する情報の伝達方法
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ① 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ② 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ③ 大規模な工場その他の施設（①又は②に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第4節 洪水・内水・高潮ハザードマップ

洪水・内水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた上記第2節(1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第8条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措

置を講ずることとする。

第5節 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第6節 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第7節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行い、この結果を市町村長に報告するものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

なお、避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告を受けた市町村長は、必要に応じて要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して助言又は勧告をすることができる。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第8節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第 13 章 水防管理団体の水防計画

第 1 節 水防管理団体の水防計画作成要領

- 1 指定水防管理団体は、毎年水防計画（具体的実施計画）を県水防計画及び次に示す基準に基づいて策定、または変更しなければならない。なお、策定、または変更したときは、遅滞なく知事に届け出なければならない。
- 2 非指定水防管理団体は指定水防管理団体に準じて水防計画を立て、土木事務所に提出しておくものとする。
- 3 水防計画策定について水防協議会（これに準ずるものを含む。）に諮り、各想定に基づいてできる限り具体的に作成し、これを住民に周知徹底を図る措置を講ずるものとする。

第 2 節 水防管理団体の水防計画作成基準

水防管理団体が水防の目的を完全に達成するため組織の整備、資器材、特に通信施設の充実、通信連絡方法の合理的な運営を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事柄を想定して、具体的に計画を策定するものとする。

1 水防管理団体が作成する水防計画の基準

目 的

（例） この計画は水防法および宮崎県水防計画の定めるところにより管内各河川、ため池、海岸の洪水、津波または高潮等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的として、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定め水防活動に遺憾なきを期するものとする。

- ① 水防管理団体の責任
- ② 津波における留意事項
- ③ 安全配慮
- ④ 住民の義務

2 水防組織と機構

① 水防本部の機構

イ 水防本部の組織

ロ 水防本部の事務分担

② 水防団（消防団）の組織

団の事務分担及び分担水防区域、人員を明確にし別表を表示する。

なお、水防団（消防団）の分担地区を定める場合には、被害の想定をして、責任と人員を選定すること。

③ 水防施設

イ 水防資器材総括表

総棟数		
総坪数		
備蓄資器材		
備考		

ロ 現地収集可能資材総括表

資材名	数量	主たる供給地（地区名）
備考		

ハ 土のう用土砂

危険箇所に適切な場所を選定して土のう用土砂を確保し、場所及び土量を明示すること。

④ 通信連絡

イ 連絡事項

(イ) 気象状況

(ロ) 水防団待機水位・雨量・潮位・氾濫注意水位・避難判断水位

特に上下流隣接水防管理団体間の通報連絡、避難判断水位に関する連絡については明確に定めること。

(ハ) 水防出動

(ニ) 堤防その他の破壊

特に上下流隣接水防管理団体間の通報連絡については明確に定めること。

(ホ) 避難のための立退き

管内一般住民に対する伝達方法を明確に定めること。

(ヘ) 水防警戒解除

以上の場合各責任者、通報連絡の方法系統を明確に定めること。

ロ 連絡方法

(イ) 無線電話（非常通信・警電）

(ロ) 無線電話

(ハ) その他（徒歩連絡・手旗・サイレン・掲示板・吹流等）

連絡方法については受発信機関・所在地等について明示すること。

⑤ 非常輸送

非常の場合の資器材、人員輸送のため管理団体所属の車輛についての輸送計画を策定し、なお輸送車輛不足の場合には輸送機関と車輛借上げについてあらかじめ協定を結び責任者、数量場所を明示し、特に必要と認められる場合においては船艇についても考慮しておく。

3 水防管理団体の非常配備体制

① 水防管理団体の水防本部の非常配備

イ 体制については県の体制に準じて整備すること。

ロ 非常配備につく時期、解除については明確に定めておくこと（特に県又は国が発する水防警報に関連付けて）。

②水防団（消防団）の非常配備

イ 体制については、出動準備、出動解除に分けて整備すること。

ロ 各段階の体制につく時期については明確に定めておくこと。

4 水害危険区域の想定

水防管理団体の区域内における河川、海岸、ため池、水門、樋門等の危険箇所を中心として具体的に被害想定を行い、これに対応できるよう水防活動計画を策定すること。

① 河川・海岸水防区域および重要水門、樋門、ダム、ため池

イ 河川・海岸水防区域

図面対 照番号	河 川 名 (海岸名)	区 域	延 長 (左右岸)	危険箇所	同 左 延 長	担当水防 (消防) 団名	団員数	責任者

ロ 重要水門、樋門、ダム、ため池

図面対 照番号	河 川 名	名 称	位 置	管 理 者 責 任 者	担 当 水 防 (消防) 団名	構 造 お よ び 貯 水 量

(注) 操作規定及び操作責任者を表示すること。

② 水害危険区域の想定とその対策

イ 水防活動計画

図面対 照番号	水 系 名	河 川 名 (海岸名)	特に危険な区域			予 想 される 危 険	水防 工法	所 要 主 要 資 材			資材 倉庫	担 当 分団名
			地名	出動 人員	延長			空俵				

ロ 危険を予想される地域とこれに伴う避難、立退き計画

図面対象 照番号	河 川 名	危険発生 想定区域	被災 区域	被 害 程 度 (水深流速等)	被害 人口	被害 戸数	要避難 人 口	立退先	避 難 立 退 誘導責任者

(イ) 避難、立退きの決定と指示

防災協力体制の組織及び立退き指示の方法

(ロ) 避難、立退きの順序

(ハ) 避難者の輸送

ハ 法第15条第1項第3号に規定する施設

図面対象番号	河 川 名	施 設 名	所 在 地	連 絡 先	備 考

5 水防活動

① 気象観測

イ 雨量観測

ロ 水位観測

ハ 潮位観測

各施設に対する責任及び連絡方法、時期等県の計画に準じ明示すること。

② 水防団（消防団）の出動及び解除の基準

イ 出動基準

ロ 出動

ハ 応援出動

ニ 各基準について明確に定めること。

③ 巡 視

イ 巡視の責任者及び担当区域

ロ 巡視方法

ハ 巡視責任者の処置（異常を発見した場合）特に連絡方法平時及び水防時と分けて計画すること。

④ 水門、樋門、ダム、ため池の操作、操作の時期、責任者を明確に定めること。

⑤ 他機関との協力応援

他機関との相互応援又は協力について協定し、具体的に明示すること。

⑥ 決壊後の処理

氾濫による被害の拡大防止に努め、事前措置として水防工法の実施に通じて氾濫を防ぎ人命財産の保護に当たるものとし、水防活動の力が及ばず遂に決壊に至った場合においても浸水突破口となった堤防の破堤を防ぐ応急工事の実施と併せ応急救護の可能な体制を考慮の上計画しておくこと。

⑦ 排 水

非常時における排水については、排水機を確保し、停電のため能力の不足を生ずる場合を予想して万全の措置を講ずるよう計画すること。

6 水防訓練等

① 水防訓練

毎年5～8月までに1回以上水防訓練（工法、観測、通報、動員等）を行うよう計画するものとする。

なお、訓練の一環として、一般住民に対し水防思想の高揚および計画、特に避難のため立退計画を周知徹底するよう計画すること。

② 水防信号および標識

県水防計画に準じ明示しておくこと。

③ 公用負担

証票を標示すること。

水防のため緊急の必要上、土地、資材、運搬具、器具、工作物、その他の公用負担を命ずることがあるので、公用負担命令権限証明書、公用負担証を県水防計画に準じて準備しておくこと。

④ 水防実施報告書

県水防計画に準じ明示しておくこと。